

## ～ 特 集 ～

### 第4回法整備支援連絡会（平成15年1月15日開催）結果の概要

国際協力部教官 黒川 裕 正

#### 1 はじめに

法務総合研究所では、国際協力事業団（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）と連携し、関係機関の皆様の御協力を得ながら、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン等のアジアの開発途上国を対象として、民商事法分野における法整備支援を実施してきました。

ヴェトナム及びカンボディアに対する支援は、今、新たな段階への転機を迎えており、インドネシア、ウズベキスタン等の国々が新たに対象国に加わるとともに、支援内容も多様化しつつあり、法整備支援の今後の方向が大きな検討課題となっています。

このような状況の下で法整備支援を更に発展させるためには、関係機関・関係者間において、法整備支援の現状と問題点及び今後の方向について議論を尽くし、その連携の基盤となる共通の認識を持つことが重要と考え、法整備支援連絡会を開催いたしました。

#### 2 開催日時等

（日 時） 平成15年1月15日（水） 10:00～17:30

（場 所） 大阪中之島合同庁舎2階 国際会議室

（主 催） 法務省法務総合研究所，国際協力事業団（JICA）

（後 援） 最高裁判所

日本弁護士連合会

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

日本貿易振興会アジア経済研究所（JETRO）

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

（進 行） プログラム（本誌10ページ）を御参照ください。

（出席者） 約120名（詳細は、参加者名簿を御参照ください。）

インドネシア領事館	カンボディア領事館	最高裁判所
法務省大臣官房秘書課	衆議院法制局	司法制度改革推進本部
経済産業省	日本弁護士連合会	大阪法務局
日本司法書士会連合会	JICA 本部	JICA 大阪国際センター
名古屋大学	九州大学	早稲田大学
大阪大学	立命館大学	日越関西友好協会
財団法人日本国際協力センター大阪支所及び中部支所		
財団法人比較法研究センター		ほか多数

### 3 主な内容

#### (1) 講演 — ロック前司法大臣（越日同時通訳：初鹿野マイ）

ヴェトナムのロック前司法大臣は、JICA が招へいし、日本滞在中に、名古屋大学での講演や日本の立法手続などについての視察をするとともに、今回の法整備支援連絡会で講演され、次の内容を述べられました。

ア 日本は対ヴェトナム法整備支援の活動において、他の国々に比べ、現在最も重要な地位を占めており、ヴェトナム側が期待した効果が達成されている。

イ 日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に非常に興味を持っており、ヴェトナムに日本法センターを設立し日本の法律・資料を整備するとともに、日本の大学でヴェトナム人の法律専門家を日本語で育成することが望まれる。

ウ ヴィエトナムの専門家の立法技術並びに法の解釈及び運用に関する経験の不足や欠点を克服するためにも、日本の支援が是非必要である。

なお、この内容は、ロック前司法大臣と三ヶ月章元法務大臣の対談でも話題とされています（本誌8号参照）。

#### (2) 講演 — 竹下守夫（駿河台大学学長）

法整備支援は、2001年の司法制度改革審議会の意見書でも、日本が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要であると指摘されるように、現在の日本の国際的地位から見て、国家的責務であるとされています。

また、法整備支援は、「相手国が民主国家に生まれ変わるため」の支援でもあり、自身が起草を手掛けたカンボディア民事訴訟法典の条文案にも、民主的な訴訟原則を随所に採り入れ、「民主的法治国家の法典」としたことが紹介されました。

その上で、カンボディア民事訴訟法条文案の起草作業の経緯と、作業が予定どおり完了したことが紹介され、起草作業完成が実現した諸要因についての説明がありました。

最後に、今後の課題として、日本側の管理・運営の在り方について触れられています。

#### (3) 講演 — 森嶋昭夫（財団法人地球環境戦略研究機関理事長）

まず、日本の法整備支援は、政府開発援助（ODA）事業として我が国が JICA を通じ責任を持って行っているものであるとの指摘がありました。

そして、法整備支援の世界的動向について触れられました。つまり、①1960年代にアメリカが法律専門家をアドバイザーとしてアフリカや南米の国々に派遣し、アメリカ型の制度を持ち込もうとしたこと、②その活動は1970年代ころから下火になったこと、③その後、形を変えて西欧諸国が東欧諸国に対し、担保法、破産法などの法整備を条件として融資を行うという形で法整備支援を行ってきたため、基本法よりも先にそれらの法律が持ち込まれたこと、④中国では法律そのものが国家機密とされた時代もあり、中国に比べれば、ヴェトナムはオープンであるが、カンボディアの場合と違って、起草作業そのものはヴェトナムが行っていることなどが紹介されました。

今後の課題としては、法整備支援の評価について、日本にとってどういう意味があったかも評価項目に加えるべきではないかとの問題提起があり、さらに、今後の目標を立てる

に当たって取り上げるべき論点として、以下のものが考えられるとの説明がありました。

ア 日本側の人材等持てる能力を前提としてどのようなゴール・ターゲットを考え、コストパフォーマンスの高い支援を考えるべきであること。

イ 人材育成については、だれに対してどういう育成をするのか。Training of Trainers をするとしても、どこまで何をするのか。

ウ 法整備支援においてはハード面の支援は行わない方針であったが、今後も行わないのか。仮に、今後行うとすると、どういう位置付けでどこまでするのか。

(4) 問題分析の報告及び問題提起－田中嘉寿子（国際協力部教官）

関係諸機関への質問票に対する回答を基に、法整備支援活動における問題点及び解決策を計画策定段階、支援実施段階及び評価段階に分けて網羅的に整理し、その要点が報告されました。

最後に、法整備支援活動における経験が国内での活動にフィードバックされるとともに、今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって、より良い法整備支援活動が行われることを期待すると結びました。

(5) パネルディスカッション 第一部

ア 坂野一生 － 元 JICA 長期専門家（カンボディア）

カンボディア民法、民事訴訟法起草支援において、両草案の起草作業がほぼ完了し、今後は、制定に向けての活動や周辺法の起草支援の可能性を探ることが必要であることが紹介されました。

なお、坂野元長期専門家には、2002年12月4日に当部で「法律用語の翻訳上の苦勞」及び「カンボディア側の起草メンバーの目覚ましい進歩」について発表してもらいました（本誌第7号91頁以下参照）。

イ 工藤恭裕 － JICA 長期専門家（ラオス）

ラオスの特色（国として小規模であることによる長所と短所、法制度整備の遅れが大きいこと、ラオス語の壁など）について説明があった後、ラオスで経験した問題やラオスにおける工夫について紹介されました。

ラオス語の壁については、ラオス語ではコンピュータでキーワード検索ができないというコンピュータ利用上の問題があることが説明されました。また、現地セミナーをレベル分けし、最初のレベルを修了しないと次のレベルに進まないこと、現地セミナーでの修了を原則として本邦研修の参加要件としていることなどが報告されました。

ウ 市橋克哉 － 元 JICA 長期専門家（ウズベキスタン）

名古屋大学教授の市橋元 JICA 長期専門家から、ウズベキスタンにおける司法制度改革、基本法典整備の動きが紹介されるとともに、タシケント国立法科大学が、中央アジアで最も歴史があり、インドシナ諸国やモンゴルから多数の留学生を受け入れているという紹介がありました。また、日本がウズベキスタンに対して行っている様々な法整備支援活動についても紹介がありました。

エ 山下輝年 — 国際協力部教官（インドネシア）

インドネシアではまだ支援が始まったばかりであること、司法の汚職があること、他の支援機関が先行していることなどが指摘されたほか、2001年の第三次憲法改正による憲法裁判所などの設置については、「法律のひろば」（2002年10月号58頁以下、同年11月号58頁以下）で詳しく説明している旨の紹介がありました。

オ 河津慎介 — JICA 長期専門家（ヴェトナム）

ヴェトナムでの法整備支援活動の概要が紹介されるとともに、「ヴェトナムの人たちは人的な関係を非常に重視することから、これまではヴェトナム側との人的な信頼関係を構築した上でプロジェクトを遂行してきたが、今後は、長期専門家が異動してもプロジェクトが継続する体制作りが重要」という意見が示されました。

カ 中野武 — JICA アジア第一部次長（アジア諸国全般）

支援方針や支援のための資源の組合せの必要性などについて紹介されました。

支援方針については、例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は「代替案提示型」に位置付けられるとのことでした。

また、資源の組合せについては、ソフトウェア、ハードウェア、そして、それらを使う人材の育成に焦点を当てて支援をしていく必要があるということでした。

(6) パネルディスカッション 第二部

以下の論点について、議論が行われました。

ア 理念の必要性等

法整備支援に理念が必要かどうか、対象国については、移行経済国のみでは狭いのではないかといったことから、ODA 大綱が述べている民主化、市場経済化の促進、人権保護との関連で、法整備支援は市場経済化支援に偏りすぎていないかという点が議論されたが、これまでの支援も民主化、人権保障の意味を併せ持つことを再認識する必要があると指摘されました。

イ 要請主義

要請主義は、人によっていろいろな意味で使われることから議論がなされたが、要請は単に申入れ段階での手順の意味にすぎないということでした。

1980年代半ばに環境破壊を伴う ODA に対する批判が出てから、既にこの原則は修正されており、1990年代の ODA 白書を見れば、ODA における要請主義の説明が変遷していることが分かるということでした。

ODA 大綱も10年が経過して転換期が来ている旨の補足説明もありました。

ウ 韓国の行う法整備支援

韓国の援助機関 KOICA が「法律文化輸出は低費用高効率の国家戦略事業」「将来の北朝鮮との統一を控えての経験蓄積」のために、また、これまでのアフガニスタンへの司法制度支援とモンゴルへの法制支援の経験をきっかけに旧ソ連圏（カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン）及びアジア諸国（特にモンゴル、インドシナ諸国）を対象に、法整備支援を開始しているとの指摘がありました。

## エ 経済政策支援と法整備支援

経済政策支援を行う際に、提言をするだけでなく、実現させることも必要であり、そのためには、法律も必要であり、JICAの法整備支援活動との連携が必要であるという指摘がありました。

具体例として、「เวียดนามで民間企業振興を行ったが、会社法による企業が登記された数が少なく、その原因は商業登記法がなかったからである。実体法だけでなく手続法も制定し、手続を所管する機関も育成しなければならない。」という実情が紹介されました。

## 4 特記事項

### (1) 広報活動

法務省ホームページ及び国際協力事業団（JICA）ホームページに案内を掲載。

### (2) 取材申込と結果

今回の連絡会につき、報道機関の取材あり。

- ・NHK 総合テレビ 1月15日（水）午後8時45分～9時のニュースで放映。
- ・読売新聞 1月16日（木）朝刊に記事掲載。

## 5 第4回法整備支援連絡会を終えて～担当者所感

法整備支援連絡会は、平成11年度から毎年度1回開催していますが、今回の連絡会は過去3回と異なり、(1)大阪で初めて開催、(2)JICA 長期専門家から実情報告、(3)積極的な広報（ホームページほか）といった特徴のある連絡会であったと思います。

参加者数は過去最大であり（しかも、幅広く様々な関係機関からの参加がありました。）、また、参加者の声を聞く限り、議論が好評であったことから、おおむね成功であったと評価できると思います。

## 6 過去の法整備支援連絡会開催状況

### (1) 第1回 平成12年1月開催 於法務省大会議室

法整備支援に携わる関係者が、それぞれの機関の概要及び活動についての報告や質疑。

### (2) 第2回 平成12年10月開催 於 JICA 国際協力総合研修所

法整備支援の基本方針に関し、「ODAによる法整備分野の援助戦略について」と題するディスカッションペーパーを基にして、支援対象法分野や対象地域についての協議。

### (3) 第3回 平成13年9月開催 於法務省浦安総合センター

三ヶ月章東京大学名誉教授を始めとする関係者の報告、当所において招へいたしたヴェトナム最高人民裁判所ホアン・カーン副長官による講演、森島昭夫名古屋大学名誉教授による基調講演。

## 7 最後に

連絡会当日のプログラム，参加者名簿，議事録及び法整備支援関係機関調査票等の資料を収録しました。法整備支援活動の現状と課題を知る上で有益なものと考えますので，御参照いただければ幸いです。



〈第4回法整備支援連絡会〉

## プログラム

---

10:00～10:30	開会あいさつ 尾崎 道明 法務総合研究所国際協力部長 隅田 栄亮 国際協力事業団理事
<hr/>	
講演	
10:30～10:50	H.E. Nguyen Dinh Loc <sup>グエン ディン ロック</sup> ヴィエトナム前司法大臣
<hr/>	
基調講演	
10:50～11:30	「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」 竹下 守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授
<hr/>	
基調講演	
11:30～12:10	「ヴィエトナムにおける法整備支援」 森寫 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長 名古屋大学名誉教授
<hr/>	
問題分析の報告 及び問題提起	
12:10～12:30	田中嘉寿子 法務総合研究所国際協力部教官
<hr/>	
12:30～13:30	昼食
<hr/>	
13:30～15:00	パネルディスカッション 第一部 「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題 －法整備支援の現場から」 カンボディア 坂野 一生 元長期専門家 ラオス 工藤 恭裕 長期専門家 ウズベキスタン 市橋 克哉 元長期専門家 インドネシア 山下 輝年 国際協力部教官／司会 ヴィエトナム 河津 慎介 長期専門家（ビデオレター） アジア諸国全般 中野 武 JICA アジア第一部次長 －ODA 実施機関の立場から 質疑応答
<hr/>	
15:00～15:15	休憩
<hr/>	
15:15～17:15	パネルディスカッション 第二部 「法整備支援の新たな展開－その理想像と戦略」 山下 輝年 国際協力部教官／司会 中野 武 JICA アジア第一部次長 新美 育文 明治大学法学部教授 鮎京 正訓 名古屋大学大学院法学研究科教授 矢吹 公敏 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 作本 直行 日本貿易振興会アジア経済研究所主任研究員 質疑応答／討論
<hr/>	
17:15～17:30	所感 三ヶ月 章 元法務大臣，法務省特別顧問，東京大学名誉教授 (財)国際民商事法センター特別顧問 日本ローエイシア友好協会会長
<hr/>	
17:30	閉会

講演者紹介（順不同）



グエン ディン ロック  
H.E. Nguyen Dinh Loc ヴィエトナム前司法大臣

現職：国会議員， ヴィエトナム法律家協会副会長

（略歴）

1977 モスクワ大学博士課程修了（法学博士）  
1986 国会議員  
1987 国会司法局長  
1992. 5 ヴィエトナム法律家協会副会長  
1992. 5  
～2002. 8 司法大臣



たけした もりお  
竹下 守夫 駿河台大学学長， 一橋大学名誉教授

JICA カンボディア「法制度整備」

民事訴訟法部会長

（略歴）

1963 東京大学大学院博士課程修了（法学博士）  
1990 一橋大学法学部長  
1996 一橋大学名誉教授  
1999 司法制度改革審議会（会長代理）  
駿河台大学学長  
2001 法制審議会会長



もりしま あきお  
森嶋 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
名古屋大学名誉教授

JICA ヴィエトナム「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法改正共同研究会委員長

JICA カンボディア「法制度整備」

国内支援委員会委員長

民法部会長

（略歴）

1958 東京大学法学部卒業， 同学部助手  
1968 ハーバード大学ロー・スクール大学院修了（LL.M）  
1988 名古屋大学法学部長  
1996 名古屋大学名誉教授， 上智大学法学部教授  
1998 財団法人地球環境戦略研究機関理事長  
2000 中央環境審議会会長

## 第4回法整備支援連絡会議事録

平成15年1月15日（水）10:00～17:30

大阪中之島合同庁舎2階国際会議室

### 開 会

【司会（平川）】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまから第4回法整備支援連絡会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、法務総合研究所国際協力部の平川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、法務総合研究所国際協力部長尾崎道明がごあいさつ申し上げます。

#### 尾崎道明法務総合研究所国際協力部長あいさつ

【尾崎】 皆様おはようございます。本日はお忙しい中、多数の方にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は遠路、ヴィエトナムのロック前司法大臣閣下の御出席を賜っております。ロック前司法大臣におかれましては、我が国関係者によるヴィエトナムへの法整備支援が始まった段階から、その企画、調整等に御尽力いただきました。ここに改めて深く感謝申し上げるとともに、心から歓迎の言葉を申し上げさせていただきます。



法務省では、平成11年度から、国際協力事業団（JICA）との共催により、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）などの御支援も得まして、法整備支援活動に関係する方々に広くお集まりいただきまして、本連絡会を開催してまいりました。その目的は、法整備支援に関する情報や意見の交換と、これによる関係機関、関係者間の連携の促進であり、皆様方の御協力を得て一定の成果を上げてきたものと考えております。本連絡会も回を重ねまして本会が第4回となりますが、今回は、私ども国際協力部といたしまして、大阪に移転して初めて、そしてまた、ここ大阪の地で開催される最初の記念すべき連絡会ということになります。

法務省の民商事法分野における国際協力に関しまして、ここに若干申し上げますと、法務省の活動は平成6年（1994年）に始まり、法務総合研究所がその実施を担当してまいりました。そして、当研究所による法整備支援活動の広がりとその重要性にかんがみまして、平成13年（2001年）4月には法務総合研究所の中に法整備支援を専門的に扱う独立の部といたしまして、私ども国際協力部が設置されるに至っております。この間、法務総合研究所では、国際協力事業団、財団法人国際民商事法センター、学界、財界、法曹各界の方々の御協力を

得ながら、国際協力事業団による政府開発援助（ODA）の枠組みの下に、主としてヴィエトナム、カンボディア、ラオスといった、中央指令経済から市場経済への移行を図る国々を対象に法整備支援活動を行ってまいりました。また、当所では、独自の企画といたしまして、アジア諸国から法律関係の政策関係者あるいは法律専門家を招へいたしまして、情報交換や共同研究を実施するなどの活動も行っております。このような支援活動の対象国は、今や、ヴィエトナムなどと同じく、市場経済への移行という課題に直面しておりますウズベキスタンなどの中央アジア諸国あるいはモンゴル、そしてまた、アジア通貨危機を経て、いわゆるグローバリゼーションの波に洗われておりますインドネシアあるいはフィリピン、こういった国々にも広がりつつあります。

ところで、御承知のとおり、平成13年（2001年）12月、内閣に司法制度改革推進本部が設置されまして、新しい時代にふさわしい司法制度の構築を目指して様々な改革が進められております。その中で、法整備支援活動の拡充もまた重要課題の一つに位置付けられております。平成14年（2002年）3月19日、司法制度改革推進計画が閣議決定されましたが、その中でも、「グローバル化が進む世界の中で、司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが一層重要となっているとの認識の下に、民事司法の国際化、刑事司法の国際化、法整備支援の推進及び弁護士国際化を図るための措置を講ずる。」「開発途上国に対する法整備支援を引き続き推進する。」旨が述べられております。

先ほど当研究所による支援活動の対象国の広がりについて述べましたが、当研究所の関与するものに限らず、我が国の関係者によります法整備支援活動は、全体として近時、急速にその規模が拡大し、内容的にも充実してまいりました。また、これに伴いまして、各方面の法整備支援活動に対する注目、関心にも一層の高まりが見られるように思われます。例えば、カンボディア民法、民事訴訟法起草支援は、本年度の終了をもって草案の完成という一つの節目を迎えることになっております。そして、平成14年（2003年）10月には、これを記念するセミナーがプノンペンで開催され、フン・セン首相も出席されました。この起草支援をめぐるしましては、各種報道がなされております。これもこのような関心の現れということができると思います。

なお、この記念セミナーには私自身も参加いたしましたけれども、学者の方々を中心とする我が国の法律専門家が長きにわたって英知を結集した成果に深く印象付けられたことはもとより、この起草作業によりまして、カンボディアの起草担当者が見事に成長を遂げ、この草案のために新たに造られたものを含むクメール語の法律用語を駆使いたしまして、草案の内容を明快にセミナーにおいて説明し、質問にも的確に対応している姿に感動した次第でございます。このように我が国関係者による法整備支援活動は、量的にも質的にも目覚ましく発展いたしまして、その成果も実りつつあり、誠に喜ばしいところであります。法整備支援の成果はなかなか目に見えにくく、評価が困難と言わざるを得ないところがありますけれども、言うまでもなく、法律は紙の上で法が制定されるだけではなく、それが公平、確実、迅速に実施されて初めて真の意味での法規範としての実質を備えることとなります。そのためには、法の制定のみならず法を運営する組織の整備、そしてこれを担う人材の育成と運営の

ノウハウの蓄積が必要であります。法整備支援の評価も、このような法の特徴を踏まえる必要があります。当研究所は、このような認識の下に、各方面の法律専門家の御協力を得ながら、その力を結集して長期的な視点をも踏まえた支援を実施してまいりました。これまでの努力の成果は次第に姿を現し、次の段階における新たな支援の基盤となっていくものと信じております。

ところで、このように我が国関係者による法整備支援活動が発展する一方におきまして、近時の ODA の見直しに伴い、法整備支援を含む政府開発援助全体が厳しい評価の対象となり、従来にもまして効果的、効率的な支援が強く求められるに至っております。このような言わば、外在的な要因だけではなく、法整備支援活動自体も内在的にその発展に伴いまして各種の課題に直面し、転換期を迎えているように思われます。すなわち、カンボディアやヴェトナムに対する法整備支援がいずれも来年度には新しい段階に入ることになっていること、インドシナ3国のほか、ウズベキスタン、インドネシア等の国々が対象国に加わりつつあること、これらのことから、新たな支援の内容や手法を企画する必要が生じております。また、従来の活動を評価してその成果や問題点を確認するとともに、今後の法整備支援活動の在り方を検討し、新たな段階、あるいは新たな国、新たな分野におきまして、一貫性のある方針の下に継続的に活動を積み重ねて、一層効果的、効率的な支援を実現していく必要があると思われます。このような問題意識から、当部職員を含む法整備支援関係者が集まって、法整備支援の在り方を検討する機会も設けられており、議論が重ねられております。今回の連絡会は、このような状況をも踏まえ、これまでの法整備支援活動の成果を確認するとともに、今後を展望するものとしていたいと考えております。幸い現地で活躍されている長期専門家を含め、各分野において御活躍の方々に、講演や総括、また、パネルディスカッションへの参加を御快諾いただきまして、充実した日程を企画することができました。これらの方々に改めて厚く御礼を申し上げます。会場の皆様にも議論に積極的に御参加いただき、本日の会議が活発で実り多いものとなることを心から期待しております。

最後に、本連絡会を御支援いただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、財団法人国際民商事法センター、名古屋大学法政国際教育協力研究センター、日本貿易振興会アジア経済研究所を始めとして当部の活動に御協力いただいている方々に対し、深く感謝申し上げますとともに、本連絡会が、我が国関係者による法整備支援の一層の発展に資するものとなることを心から祈念いたしまして私のあいさつといたします。ありがとうございました。

## 隅田栄亮国際協力事業団理事あいさつ

【司会】 引き続きまして、国際協力事業団（JICA）理事隅田栄亮様からごあいさつをいただきます。

【隅田】 皆様おはようございます。今日はまだ1月の15日でございますので、若干手遅れでございますが、改めまして新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願います。

私は、ただいま御紹介を賜りました国際協力事業団（JICA）の隅田と申します。このたびは法務省、それから JICA との共催、財団法人国際民商事法センター等の後援によりまして、第4回の法整備支援連絡会の開催が実現しましたことを大変喜ばしく思っております。また、この場をお借りいたしまして、JICA の日ごろの途上国協力、今現在も約150の開発途上の国々に協力を展開させていただいておりますけれども、そういう JICA の途上国支援の事業に対しまして大変な御支援をいただいております皆様方に、御理解と御支援、御協力をお願いいたしまして、また、厚く心から御礼申し上げたいと思います。



さて、我が国の法整備分野に対します協力につきましては、1990年代の冒頭より、ヴェトナムにおいて開始されたのが最初でございますけれども、先ほど尾崎様からもお話がございましたように、特に、本日この場に御参加いただいておりますヴェトナム国ロック前司法大臣閣下におかれましては、ヴェトナムでのプロジェクトの立ち上げから、我が国が本分野における協力の経験がなくて、手探り状態で作業を進める中で、現在に至るまで我が国協力の成果を生み出すに至る基盤作りのために、力強いリーダーシップを発揮していただき、ヴェトナム側の調整、あるいは日本とのかけ橋として御尽力をいただいております。誠に感謝の念に耐えない次第でございます。改めて JICA を代表いたしまして、これまでの御貢献に対する感謝の意を述べさせていただくとともに、あわせて、従来の成果を拡充することに対する更なる御協力、御支援をお願いしたいと思います。

さて、本連絡会の開催に際しまして、本分野に対する従来の JICA 支援の成果や経験につきまして、評価というか、大まかな印象を先に3点述べさせていただきたいと思います。まずは、カンボディアのケースのように、民法あるいは民事訴訟法案の起草支援というような、目に見える成果が着実に上がっているということでもあります。第2は、非常に目に見えにくいものでございますが、正に国の発展の根幹をなす法・司法制度の改革を担う先方カウンターパートの人材育成、カウンターパートの人材の能力も着実に向上しているということもございます。この人材育成は定量的な形での評価はなかなか困難という側面はございますけれども、それぞれの国々の発展を支え、また、我が国が実施をしておりますプロジェクトの成果のより一層の拡充のために必要不可欠なリソース・パーソンとなっていることは大いに期待されているところでございます。第3に、先に申し述べましたように、従来、JICA といたしましても、本分野に対する協力の経験やノウハウがない中で、三ヶ月先生や、あるいは竹

下先生，そして森寫先生を始めとした法曹関係者の皆様に，あるいは法務省，日弁連，最高裁などの方々にプロジェクトに御参加いただきまして，多大な御尽力を賜りまして，ここまでの大きな成果を上げてきたということでございます。JICA といたしましても，これまでに蓄積されました貴重な経験を，あるいはノウハウを抽出いたしまして，本分野に対する協力の質の向上，あるいは他の国で同じようなプロジェクトを展開する場合の参考にする等，更なる努力が必要ではないかと痛感をいたしております。

また他方，これまでの協力の結果得られました経験や，あるいは ODA を取り巻く状況の変化の中から，JICA といたしましては，大きく分けまして，今後，以下の三つの新たな問題あるいは課題が発生しているというふうに認識をいたしております。その第1は，まず JICA 自身の問題でございますが，国際協力事業団 JICA は，2003年10月に独立行政法人になることが決定をいたしまして，国際協力機構というふうに名前が新たに変わりますけれども，従来，外務省を含む関係省庁との間で不明確でございました権限や責任が明確化されていく中で，法整備支援分野の協力に当たりまして，JICA 自身がより一層，事業目標や，あるいは国，地域ごとの開発戦略あるいは手法を明確にした上で，強力な結果責任をも視野に入れながら事業に取り組むことがますます求められてきている状況でございます。この点は，言い換えますと，前述しました目に見える協力以外に，目に見えづらい協力の成果についても，協力に従事した関係者のみならず，より幅広い利害関係者や，特に国民全般に対してその意義や成果について明確に説明をし，評価を得るという努力が従来にもまして重要になってくるということでもあります。この点は，他の分野におきましても当てはまる課題ではございませんけれども，この機会をとらえまして，法整備分野に御協力をいただいております各参列者の皆様にも，独立行政法人下の国際協力事業団，国際協力機構の抱える問題意識について御共有いただければ大変有り難いと思っております。

第2に，上のことにも関連いたしますけれども，我が国がなぜ本分野に対する協力を意識する必要があるのかという基本的な援助理念を明確にした上で，さらに，我が国の法整備分野に対する協力の経験や成果を踏まえまして，同分野において我が国が比較優位を有する各セクターや，あるいは協力手法，また，国，地域ごとの固有性に応じた協力の在り方など，JICA としての本分野に対する協力の戦略性を策定していくことが必要でございますし，また，同分野に対する協力の成果や，あるいはインパクトを明確に説明していくという状況が必要でございます。そういう形の中で，経験分析あるいは議論をいかような形で進めていくかということを実際に検討していく必要があると理解しております。例えば，様々な報告書の中で，既に記述されておりますけれども，法案起草プロセスにおきます先方カウンターパートの意向や，あるいは置かれている状況等を十分尊重した形での対応という，いわゆる人材育成手法の成功例，これは JICA が実施をしております他の分野における協力に対するモデルとしても十分適用可能でございますし，その成功の諸条件を抽出することによりまして，JICA 協力の一層の質の改善につながると考えております。

第3に，従来，民商事法分野におきます法案の策定支援や，あるいは法律専門家の要請という法・司法制度分野に対する特化した協力と，その他密接に関連する分野との協調，連携，

これをいかに確保していくかという課題でございます。JICA といたしましては、現在、法整備分野に対する協力を実施しておりますアジアを中心とした諸国におきましても、グッド・ガバナンスに資する民主化支援や行政改革支援、あるいは市場経済化進展を促進するための経済政策支援、あるいは日本センターを通じたビジネススキル向上を中心とした人材育成に対する協力などを実施しております。これに加えて、近年、大きなニーズとして、それら諸国から要望のございます世界経済への統合、すなわち WTO 加盟に資する支援をいかに進めていくかという問題、あるいは IT 関連法整備をいかに進めていくかという、我が国に対しまして新たな課題というものもございます。これらの分野におきましても、法整備や、あるいは関連人材の育成ということは必要不可欠でございますので、我が国が従来実施をしております法律分野、あるいは手法のみならず、新たな対応に迫られていくことになると考えております。また、双方の分野及び関係者間の連携・協調をいかに実現していくかという点も今後真剣に議論していく必要があると考えております。

以上のような問題意識の下で、現在、JICA といたしましては、関係諸機関の御協力をいただきながら、法整備支援戦略研究会というものを立ち上げておりまして、その場で法整備支援分野における戦略策定への努力あるいは課題別実施方針の一つといたしまして、ガバナンス分野における協力指針の作成など、より明確な法整備支援分野に対する協力の指針、戦略策定のための努力を継続いたしております。しかしながら、こうした大きな課題に対しましては、当然のことながら、JICA のみでは対応できませんので、今後とも引き続き、法曹関係者の皆様からの御指導や御意見を是非賜りたいと思っております。また、本日の連絡会のおきましても、上記の視点を含めまして議論を深めていただければ、今後とも JICA の実施いたします法整備支援分野における方向性、課題等についての大きい参考になるということで、期待をいたしているところでございます。

最後に、本日の連絡会の成果が実り多いものとなりますように、また、今後法整備支援分野に対する協力がますます発展していくことを祈念いたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 隅田様、どうもありがとうございました。

## ヴェトナム社会主義共和国グエン・ディン・ロック前司法大臣講演

【司会】 それでは、本日、本連絡会のため、遠路ヴェトナムよりお越しいただきましたグエン・ディン・ロック前司法大臣閣下を御紹介申し上げます。

同氏は、1992年5月から2002年8月まで約10年の長きにわたりまして、ヴェトナム社会主義共和国司法大臣をお務めになり、現在は国会議員として御活躍中であります。本日の通訳は初鹿野マイさんをお願いいたしております。同時通訳のチャンネル1で日本語をお聞きいただけます。どうぞ御準備ください。



【グエン・ディン・ロック】 主催者の皆様、御臨席の皆様、まずこの会議に出席させていただくことに対し、心から感謝いたします。この2003年の法整備支援連絡会に出席できることは極めて大きな名誉であります。この会議は、過去何が達成できたか、また、今後協力できる可能性は何かあるのか、そして重要なのは、今後この技術協力を向上するにはどういう方針、どういう方向性を必要とするのかを検討する大変重要な会議と聞いています。長年、諸外国からいただいた法整備支援協力にかかわった人間として、この会議に自分の考えを述べる機会を与えられ、大変光栄に存じます。

今回初めてこの会議に参加して心強く思っている点が2点あります。第1に、この会議で発表する機会を与えられたということは、日本が、法整備支援という技術協力において、ヴェトナムに高い優先度を与えているということです。これは、日本の対外政策におけるヴェトナムの優先度の現れだと思えます。しかも、私の専門分野である司法、法律、法整備の分野であることから、本当にうれしく思います。第2に、私たちは昨年、一年以上かけて、ヴェトナムの2010年までの法整備のニーズを評価する活動を行いました。この活動には、日本を含む海外の支援国又は支援機関も参加し、一連のセミナー、ワークショップを実施したのです。活動としては、今までヴェトナムに対する法整備支援活動がどんな成果を達成できたか、また、今後10年間、どんなニーズが必要かという評価を行いました。ですから、私たちがやったことは、少なくとも日本の法整備支援連絡会議と同じようなことをやっているわけですし、その方向は正しかったと言えるのです。

それでは、日越の法整備支援に関する私の考え方を述べたいと思います。御臨席の皆様、この会議において、ヴェトナム国民、そしてヴェトナム法律家を代表して、日本国民、日本政府並びに日本の法律家の皆様に対して、これまでの多大な御協力、御尽力に心から感謝を申し上げます。すべての方々の名前を挙げることはできないのですが、両国のこの分野における関係で最も功績の大きな方として、森寫先生の名前を挙げたいと思います。森寫先生は、日越の法整備支援協力初期のころから、常に私たちを支えてくれました。そしてその名は、今後も日越の法整備支援協力の歴史に刻まれることでしょう。皆様、10年にも達していないこの法整備支援協力ですが、おそらくこの活動を知らない人たちから見ると、この短い期間では、あまり多くのことができないのではないかという意見をお持ちでしょう。この

考え方は、国際協力においては大変センシティブな問題がありますし、また、方針を法律の規定として表すのは大変時間がかかるということを考えると、その意見も正しいと言えるかもしれません。しかし、日越のこの法整備支援協力を常に見ていた人間としては、そうは思いません。確かにベトナムに対する法整備支援においては、時期的には、日本は他の機関や国に比べて遅かったのですが、しかし、現時点において見ますと、日本の占める位置は、他の国々よりも大変重要なものとなっています。おそらく他の国は、対ベトナムの日本の協力がこれほどの仕事になるとは思っていなかったでしょう。

もう一つ強調できるのは、これから日越の法整備支援協力は、ますます拡大されて、また深みが増していくと言えます。1996年にベトナム司法省と日本の JICA との間で合意文書が交わされました。当時、ベトナムの国会の法律制定スケジュールに基づいて、試験的なセミナーの実施から始まったのですが、第1期のフェーズにおいては約15のセミナーが実施され、総勢約1,000名の人たちがこれらのセミナーに参加しました。その間に約6回の本邦研修が実施され、また、ホーチミン市における社会調査も実施されました。そして、司法省から3名が日本で長期研修を受けることができました。また、三つのプロヴィンスに対しては教材も供与されました。そのような大変意義のある結果を得たフェーズ1に続き、両国の政府がフェーズ2を進めることを決定しました。フェーズ2においては、協力の内容、協力の方法、そして協力のカウンターパート、どちらも拡大いたしました。そして、現在、ベトナムサイドとしては、最高人民裁判所、最高人民検察院、司法省、日本サイドからは、JICA、法務省、最高裁、日弁連など大変多くのカウンターパートの参加を得ることができました。

このフェーズ2の協力内容としては三つあります。最も基礎にあると言えるのはベトナム民法改正支援プロジェクトですが、第1の内容としては、年間八つのセミナーが開催されることになったのです。セミナーのテーマは、ほとんど各カウンターパートが主管する法規範文書です。例えば、民事訴訟法、刑事訴訟法、改正刑事訴訟法、海事法、破産法、判決執行法、民事賠償法、刑事賠償法、司法鑑定法令、商事仲裁などです。第2の内容は、法律執行運営に関する支援です。これは、ベトナムの法律、特に民商事法における研究と評価を行ったことです。この中で、ベトナム民法改正支援も重要な柱になっています。第3の内容としては人材育成、これは裁判官、検察官と法律専門官に対する人材育成です。総括してみると、最高人民裁判所、最高人民検察院、そして司法省で約22のセミナーが実施されました。これは、国会の立法スケジュールに合わせて実施されたものです。また、ほとんどのテーマが、ベトナムの立法に必要な法案ばかりです。

もう一つ重要な活動は、ベトナム民法の改正作業に対する日本の専門家のコメントです。現在、この作業は第3草案まで出来ております。そして、司法省の科学研究所も、日本の専門家との間に民商事法システムの評価、つまり、鳥瞰図を作る仕事についても合意がありました。そしてもう一つの内容として、このフェーズ2においては、約11本の本邦研修が実施されました。長期研修としては、司法省の2名、最高人民裁判所の1名が日本で研修を受けております。設備供与は約10のプロヴィンスになされました。日越のこの分野における

協力の成果を全部挙げることはできません。しかし、当所の手探りの状態は既に克服することができました。この10年近くの法整備支援の協力が、我々が期待したものであり、また、効果が既に達成できたと思います。また、この作業はベトナム社会の大変緊急的な法的課題を研究して、ベトナムの法律が更に完備されたものになるよう、多くの意見やコメントが提案されました。そして、多くのセミナー、ワークショップが実施されて、多くのベトナムの人材も日本で教育を受けることができ、特に、両国の高級法律家関係の交換事業も大変すばらしかったのです。これらの活動は両国の法整備支援協力活動がどれほど活発かということを証明しました。これらの成果を達成できたのは幾つかの要素があると思います。

最も客観的な要素、これは多くを言わなくても皆様お分かりと思いますが、我々東洋人の伝統や文化に対する価値観の類似性だと思います。また、このような類似性が、非常にセンシティブな法整備分野における国際協力に対しては大きな意味を持っています。これは、我々が当初の協力関係を構築するために役に立ったのみならず、ベトナム専門家にとっても、日本の法律を理解し、日本の法律を参考にベトナムの問題を処理するためにも大変役に立っています。また、日本の専門家がベトナムの事情を理解、同情するにも大変役に立っています。もう一つの影響も少なくない要素ですが、これは両国の関係が近年大変発展したことです。これは、縦にも横にも大変発展した両国の関係です。近年における両国の政治家、ビジネスマンの交流を見ると、両国の法律家もこの流れの外に立つこともできないでしょう。

もう一つの要素ですが、これは市場経済の需要と供給に似ていると思います。なぜなら、ベトナムは今、市場経済に移行する国として市場経済に対応できる法律を整備するニーズが多くあります。それに対して、日本はこの分野において既に先進国であって、また、ベトナムに対する支援に善意で協力してくれている方が多くおられるということです。ここでは正に需要と供給が合致しているということです。もう一つ私が言及したいのは、両政府のこの分野における協力の強い意向があったことです。しかし、この希望を実施するには、両国におけるこの分野の専門家グループの熱心さ、そして努力が必要です。このような活動の中に、集団の力とともに個々の方々の方々の力、その努力、その役割が大変大きいのです。ここで、私、ベトナムの国民と法律家を代表して、森脇先生の熱心さと日本の法律家の皆様の、過去数年間における両国のこの分野における協力に対する御努力に感謝申し上げます。

そして、その成功の理由には、両国の関係者の大変厳格な態度について言及しなければならないでしょう。なぜなら、ベトナム、その他の国に対する協力は、決して無限ではないということも私はよく知っています。双方は常に会って、また、常に率直に意見を交換して、どんな経験、どんなレッスンを導くことができるのか、これは今後の協力の効果を高めるには大変必要なことだと思います。また、これから私たちは、セミナーやワークショップの開催という狭い活動だけではなく、今後、法のテーマを研究する、あるいは日本の大学における長期的なベトナムの人材育成についても活動を広げることもあり得ると思います。皆様、確かに今まで我々の法整備支援協力は、一定の重要な効果を達成することができまし

たが、しかし、まだ協力の余地があるのではないかと思います。そこで、これから私なりの考え方を述べたいと思います。

まず、我々が達成したことが、今後、両国協力を構築する基盤になったと思います。私は、この法律分野における日越の協力は、引き続き発展すると思います。しかし、どこまで発展できるか、それは我々にもよります。それは、日本がベトナムに対する法整備支援分野において、どれほどの優先順位を与えてくれるか、そして我々自身も、どんな協力の可能性、そして経費、そして人がどれほど確保できるかということにもよります。それを踏まえて、フェーズ2の終了に当たって、両国が率直に、また厳格にこのプロジェクトを評価するでしょう。実際、そのプロジェクトの評価活動が既に実施されて、近いうちにその評価が出ると聞いております。そして、次に重要なのは、双方の需要と供給が合致するように実施していただきたいと思います。日越法整備支援協力の今後の成功を確保するには、私の個人的な考えですが、日本の大学において日本語によりベトナムの法律専門家を育成する必要があると思います。ここでいうのは、日本の学部の学生と同じようにベトナムの学生を育成していただきたいと思います。このような教育を受けられれば、ベトナムの学生は、日本の法律に対する理解がより深まるでしょう。ここでいう学生というのは、ベトナムの若い学生が対象です。これはベトナムの若くて可能性のある学生を、日本の大学の学部で教育させていただきたいと思います。

もう一つの協力の可能性ですが、ベトナムに日本法センターを建設したいという提案です。今日まで実施した長期、短期専門家のセミナー、ワークショップの資料も相当集まっています。そして、もし日本の書籍、雑誌、そして法律、資料などをこのセンターに補充することができれば、おそらくベトナムの学生や法律家の人たちが大変喜んで参考にするでしょう。また、国際化という背景の中でベトナムが **WTO** に加盟するための法整備が大変重要になっています。この分野においては、ベトナムは経験が不足しております。私たちは、日本人の問題へのアプローチと問題解決の仕方に関して、非常に興味を持っております。ですから、国際経済への統合に必要な法整備については、是非日本の支援を必要とします。しかも、このグローバル化というのは、法整備のみならず、裁判所の司法活動、判決の執行という活動にも及んでおります。例えば、顕著な一例として、現在、ベトナム民法改正支援プロジェクトがありますが、その中に知的財産権関係法が入っています。これらの規定の改正は、**WTO** の **TRIPS** 協定の規定を無視することはできません。ですから、今後、我々の法整備支援の協力は、国際化という要素を考えなければなりません。また、両国が貿易・投資協定を現在交渉している中で、この法整備もこの要素を考慮しなければなりません。ですから、私は、向こう数年間における日本の法整備支援は、おそらくベトナムの世界経済への統合に向けたものが中心になるのではないかと思います。

最後になりますが、協力の可能性として、もう一つ提案したいのは、ベトナムの専門家の立法における技術、そして法の解釈と運用に関する技術に関しても経験が不足しております。これは、ベトナムの専門家が最も弱い分野ではないかと思いますので、日本の支援を是非とも必要とします。この法の運用、解釈適用に対する支援は、両国にとっては新し

い協力分野ではないかと思えます。例えば、司法省において、司法官養成学校が数年前に設立されたばかりですが、この学校は、ヴェトナムの法律専門家の欠点を克服するために設立されたのです。しかし、数年活動してみて、私は、この学校の活動は、まだ満足できるものではないと思っています。近いうちにこの学校を更にグレードアップして、司法学院にしたいと思えます。しかし、この司法学院の誕生には、日本の支援が是非とも必要です。ハード面においても、またソフト面においても、日本の支援に期待しております。ですから、司法学院の施設及びこの学校の講師陣に対する日本の支援を期待しております。

御列席の皆様、本日、主催者の皆様がこのような日越の司法・法律協力に対する私の考え方を発表する機会を与えてくださったことに心から感謝を申し上げたいと思えます。この機会に、私は日本国民、日本政府のヴェトナムに対する大変貴重な支援に感謝を申し上げます。また、本会議が成功裡に終わること、両国の友誼関係がますます発展することを心からお祈り申し上げます。御清聴ありがとうございました。

【司会】 ロック前大臣閣下、大変ありがとうございました。ロック前大臣閣下におかれましては、この後、東京での日程がございますので、これをもちまして御退席になります。御出席の皆様方、どうぞ大きな拍手でお送りをお願いしたいと存じます。

(ロック前大臣退席)

基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」

竹下守夫 駿河台大学学長，一橋大学名誉教授

【司会】 同時通訳はここまででございます。これから先は、同時通訳はございませんので、イヤホンの方はお使いいただく必要ございません。それでは、講演に移りたいと存じます。まず、竹下守夫先生を御紹介申し上げます。

先生は、本日御出席の皆様方には、改めて申し上げるまでもございませんが、駿河台大学学長で司法制度改革審議会会長代理，法制審議会会長等の要職をお務めでございます。先般、カンボディア民訴法起草支援の功績によりまして、カンボディア、フン・セン首相から勲章をお受けになっておられます。本日の演題は、「カンボディア民事訴訟法起草支援と法整備支援の今後の課題」でございます。

【竹下】 竹下でございます。

まず、第4回法整備支援連絡会議で講演をする機会を与えていただきましたことにつきまして、主催者の皆様方に心から御礼を申し上げたいと思います。ただいま御紹介いただきましたように、このほどカンボディア民事訴訟法典起草支援事業をほぼ完成いたしましたので、この機会に、その実施過程の実際、それが一応予定どおり完成できた、そのための諸条件、それから、この事業を遂行している過程で感じました今後の課題等についてお話をさせていただきたいと思います。



ただ、その前に、簡単に法整備支援の意義を確認しておきたいと思います。当法務総合研究所国際協力部長の尾崎さんが、昨年、日本法律家協会の雑誌「法の支配」126号にお書きになりましたように、法整備支援とは、一般的に申せば、開発途上国が行う法令及びこれを運用する体制の整備を支援する活動でございます。ただ、現在、我が国で問題となっております法整備支援というものを考える場合には、私はこれに二つの属性を付け加えたいと思うのでございます。一つは、現在、我が国で問題となっている法整備支援は、相手国が民主的法治国家、あるいは法の支配の妥当する民主国家となるような支援であるということでございます。それから、今一つは、相手国がそのような民主的国家体制整備に対する意思を持っておりまして、自助努力をしている、その相手国の民主的国家体制整備に向けての自助努力を我が国として支援をする、そういうことだという点でございます。

このような法整備支援は政府開発援助、いわゆる ODA としての面と、我が国司法の国際的責務の遂行という二つの面を持っており、言わばその両者の交錯するところに位置付けられると申すことができると思います。平成4年6月30日のいわゆる ODA 大綱における ODA の基本理念では、開発途上国の離陸に向けての自助努力を支援することを基本とし、広範な人づくり、国内の諸制度を含むインフラ・ストラクチャー及び基礎生活の分野の整備等を通じて、これらの国における資源配分の効率と公正や良い統治の確保を目的とするとうたわれておりますが、ここではまだ法整備支援に具体的に触れるところはございませんでした。しかし、平成8年（1996年）の OECD の「新開発戦略」後は、我が国 ODA の重点課題の一つ

として、「人材育成・知的支援」が挙げられ、その中で「法制度整備を含む政策・体制整備への支援を重視する」と述べられております。ここに ODA の中におきまして、法整備支援というものが確固たる地位を占めるに至ったと言えると思います。

他方、冒頭の尾崎部長のごあいさつにもございましたように、司法制度改革審議会の意見書の中でも、「法整備支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的役割を果たす上で重要である」という指摘をいたしております。申すまでもなく我が国は、明治期に欧米先進諸国の支援を受けて近代的国家の建設に向けて法制度を整備したという経験を有するわけでございます。したがって、現在の我が国の国際的地位から見まして、とりわけ、同じアジアの途上国に対し、民主的法治国家体制を確立するための支援をすることは、我が国の言わば国家的な責務ではないかと考えるところでございます。

法整備支援の意義についての確認は以上の程度にとどめまして、次に、具体的にカンボディア民事訴訟法典起草支援プロジェクトについて申し上げたいと思います。

このプロジェクトが発足いたしました起源は、御承知の方が多いたと思いますが、平成9年（1997年）にカンボディア王国政府より日本政府に対して司法改革援助の要請があったというところがございます。平成10年2月に JICA から予備調査団が派遣され、さらに、平成11年3月に実施協議調査団が派遣されまして、民法及び民事訴訟法起草支援のための具体的な実施計画協定が締結されました。それによりますと、計画期間は協定成立の日、1999年3月5日から3年間となっていたわけでございますが、その後1年延長され、2003年、本年の3月5日までの4年間となったわけでございます。実施機関は、日本側は JICA、つまり国際協力事業団、カンボディア側はカンボディア司法省となっております。

我が国ではこれに先立ちまして、国際協力事業団が平成10年11月に「カンボディア重要政策中枢支援『法整備』」というプロジェクトを立ち上げ、国内体制としましては、国内支援委員会、委員長は、本日も御出席の森嶋教授でございますが、国内支援委員会というものを設置し、その中に民法作業部会と民事訴訟法作業部会が設けられたわけでございます。民事訴訟法作業部会の方は、平成11年（1999年）1月9日、つまり、先ほどの実施協定以前に既に第1回の会議を開催して、法整備に向けた活動を開始いたしました。

私どもの民事訴訟法作業部会におきましては、起草支援事業を始めるに当たり、基本方針として三つのことを定めました。一つは、起草する法典の内容に関することでございますけれども、これは元々、先ほども申しましたように、法整備支援が、開発途上国、これはしばしば軍事政権を引き継いだ独裁体制という場合が多いわけですが、そういう国が法の支配する民主国家に生まれ変わるといふか、発展をしていくのを支援するためのものですので、私どもが起草する民事訴訟法典は、民主的法治国家の訴訟原則に基づく法典にするべきであるということでございます。この方針の下で具体的に出来上がりました民事訴訟法案におきまして、例えば、民事訴訟制度の目的は国民の権利保護にあるということや、あるいはカンボディア憲法では裁判を受ける権利の保障を定めた規定がございませんので、民事訴訟法の方で裁判を受ける権利を保障するということを宣言し、あるいはその一内容とも言えますけれども、審問請求権の保障等の原則を掲げているわけでございます。さらに、対

審審理、公開審理の保障とか、あるいは法律の定める裁判官による裁判を受けられることの保障というようなものを具体的に書いております。基本方針の第2は、起草作業の実施方法でございますが、これはしばしば指摘されており、御承知だと思いますけれども、決して日本側が一方的に法案を作成してカンボディアに引き渡すのではなく、主として現地で行われるワークショップを通じて、両国作業部会の共同作業として民事訴訟法案を完成させるということでございます。それから第3は、本日もこれまでのごあいさつ、あるいは、ただいまのヴィエトナム前司法大臣のお話にもございましたように、法典が出来た後は、それを解釈運用する人材が必要でございますので、民事訴訟法案の起草支援作業と人材養成とを兼ねるという方針を立てました。そして、ほぼそれを全期間通じて忠実に実現したと申し上げることができると思います。

起草作業実施の具体的な進行といたしましては、私ども、日本側の作業部会は毎月1回、主として最後の第4土曜日に開くことが多かったのでございますけれども、月に1回開くことにしました。一昨日は土曜日ではなくて、成人の日でございましたけれども、作業部会を開き、これが第51回作業部会でしたから、第1回作業部会から一昨日まで、全部で51回開催したことになります。このほかに、春と夏に2日ないし3日ずつ集中審議を行いました。後にも述べますけれども、民事訴訟法作業部会では、全員出席が原則でございまして、事実そのように行ってまいりました。現地ワークショップは、年3回ないし4回で、合計13回開催いたしました。常にこちらから、できれば3人、少なくとも2人は出席するというようにいたしました。この13回のうち初めの2回は、民事訴訟法を起草するに当たって、まず基本的に決定をしなければならない、いろいろな政策的課題についての審議をいたしました。例えば、陪審制あるいは参審制のような制度を採用するかどうか、それから、フランス政府が起草しました刑事訴訟法案では附帯私訴の制度が採用されておりますので、その附帯私訴と民事訴訟との関係をどのように考えるかという問題、それから、先ほども触れましたけれども、事件を担当する裁判官を決定する原則である「法律に定める裁判官」の原則とを取り入れるべきではないかというような問題が、それでございます。そのような諸問題について基本的な合意を得まして、それから後の11回を具体的な法案の審議に充てることにしました。カンボディア側は、とりわけ、初めのうちは必ずしもうまくいかなかったようでございますけれども、途中からはワークショップを受けて、現地の日本側長期派遣専門家の御援助を得ながら、用語確定会議という形でカンボディア側自身が法案の内容の理解を深め、さらに、テクニカルタームとしての法律用語を確定していくという作業を行ったようでございます。これも非常に有効であったと思います。

起草作業の現段階は、ただいまも申しました一昨日の第51回作業部会をもちまして、日本側としましては、民事訴訟法典起草の作業を完了いたしました。昨年の秋に JICA によりカンボディア側を招へいた際に、日本で開かれました2日間のワークショップで若干の問題が残っておりましたので、それにつきまして一昨日の作業部会で検討し、一部手直しをすると同時に、民事訴訟法草案571か条全体につき総括的な再検討を加えました。そこで、日本側としては、これで民事訴訟法典自体の起草作業を完了したということになります。その場に

出席をしておられました元長期派遣専門家である坂野さんのお話では、この作業部会でいたしました程度の修正であれば、今月中にクメール語のテキストも完成できるということでございましたので、1月中にはクメール語版も完成できると考えております。

このように、いささか手前味噌になりますが、私どもとしては、予定どおり起草作業を終えることができたわけですが、これはいろいろな良い条件に恵まれた結果であると考えております。振り返って、その条件は何であったかを考えてみますと、作業部会それ自体にかかわる条件とこの作業部会を支える周辺の諸条件との二つに分けることができると思います。作業部会それ自体にかかわる条件といたしましては、まず第1に、何と申しましても、起草に当たる人材の確保という点で恵まれていたと申し上げることができると思います。起草委員会の固有のメンバーは、学者委員9名、それから実務家、主として裁判官でございますけれども2名、その他実際にはオブザーバーとして弁護士の皆さん方がほとんど毎回出席をして協力してくださいました。この学者委員9名の中には、法制審議会での立法作業に慣れた者が比較的多かったという事情があり、また、我が国の新民事訴訟法の起草に当たられた当時の担当参事官もこのメンバーに加わっていただけたということも幸いであったと考えております。

それから2番目は、先ほども少し触れました全員による共同作業の必要ということでございます。毎回全員が出席をするということは、まず第1に衆知を集める、つまり、委員会を作って共同で法整備支援活動をするということにいたしましたのは、全員が協力してするというところでございますから、まずその意味でも全員が集まるということが重要であると思います。さらに、皆それぞれほかの仕事を抱えておりますから、日程を合わせることは大変なことでございますが、いささか逆説めきますけれども、私は、全員が忙しいからこそ、全員集まるということが重要であると考えております。と申しますのは、全員がいるからこそ非常に効率的に作業ができたと言えらると思います。何か全体に関する重要な問題が出されたときに、全員がいれば、そこで衆知を集めて一度に解決をすることが可能であります。そのうちの数人だけが集まるということでは、軽い問題であればともかく、少し重要な問題になれば、その場で結論を出すことは難しいということになって、先送りにならざるを得ないわけですが、私どもはそういうことにならずに済みました。一例を挙げるとすれば、例えば、裁判の種類、これはいささか専門にわたりますが、我が国では、ドイツ法の影響を受けまして、裁判の種類としては、判決と決定と命令の3種類があるわけですが、これは必ずしも国際的に通用するものではございません。それ自体はかなり合理的なものだと私どもは考えておりますけれども、必ずしも国際的ではない。そこで、私どもは、このうち「命令」という裁判の種類をやめようと、裁判の種類は「判決」と「決定」だけにしようということにいたしました。こういうことを決断することは、一部の人間だけが集まっていたのではできないことだと思います。それから、全員が集まっておりますと、関連する規定を矛盾なく整備することができます。これも一例を挙げますと、かなり後の段階になって、具体的に申しますと昨年11月の最後のワークショップの際に、カンボディア側から、強制執行の記録を利害関係人が閲覧するときには手数料を払わなければならないということを明文で書いてほしい、つま

り、それまでは利害関係人はその利害関係を明らかにすれば記録の閲覧ができるという規定であったのですけれども、その場合に手数料を払うのだということを法律に書いてほしいということになりまして、そのようにいたしました。その場合に、これは強制執行に関する記録ですが、同じ問題は判決についての記録にもありますし、保全処分についての記録にもあります。そういう場合に、判決の方の記録を担当した委員は、立ち所に、それでは判決の方の自分が担当したところもそのように直そうと言いますし、保全処分を担当した委員は、自分のところもそう直すということで、瞬時に統一的な解決ができるし、お互いに矛盾することもなくなるというわけです。

それから3番目は、終期を見通した作業計画の設定ということでございまして、毎月1回作業部会を開き、それから夏休みに、あるいは春休みに2日ないし3日開くというところを、考えてみれば、3年なら3年、4年なら4年の間に何回作業部会を開けるかはもう分かるわけです。したがって、1回ごとに、この日はどこまでやる、この日は何をやるという計画を立てまして、それを実行するという、そういうやり方をしてまいりました。これは、日本の立法作業を法制審議会でやる場合に、担当参事官の行っている方法でございまして、脇道にそれて恐縮でございまして、現在、倒産法関連の立法は、政府の緊急経済対策等に組み込まれて、否応なしに、いつまでに国会に法案を提出できるようにしろと、政治の世界から指令がまいります。それに間に合わせるためには、初めから何回会議の日があって、どのように、いつ何をやっていくかということに綿密な計画を立ててやってまいりませんと、到底実現することは不可能です。その手法をこの場合にも採用したということでもあります。

それから、作業部会を支える周辺諸条件ですが、これも非常に重要なこととございまして、まず第1に、法律用語に通じた通訳の確保が不可欠の条件です。その意味は、申し上げるまでもないと思います。それから、第2に、現地派遣専門家の熱意と責任感を挙げなければなりません。現地派遣専門家というのは、御承知のとおりで、JICAからほぼ1年を単位として派遣されている法律専門家でございます。弁護士の資格を持っている方もあれば、必ずしもそうでない方もおられます。この方々は、我々と現地のカンボディア側の作業部会、あるいは司法省等との連絡役、更には関係国際機関あるいは他の外国のドナー等との連絡調整というようなことをやってくくださるわけですが、私どもは、大変高いモラルを持った現地派遣専門家に恵まれました。とりわけ、御名前を挙げるのはかえって失礼かと思っておりますけれども、昨年まで現地におられました坂野さん、それから、現在もなお、現地におられます安田佳子弁護士のコンビになりましてから、大変順調に作業を進めることができたのは、この長期派遣専門家の熱意と責任感によるところが大きいと考えております。その状況は現在も続いております。それから、第3は人材養成のための研修との連携ということでございまして、人材養成の方はもちろん JICA もおやりになりますけれども、主として当法務総合研究所国際協力部がやったださいまして、どういう人をこちらへ招いて研修を受けさせるかという場合に、私どもの希望を取り入れてくださいますので、この法典の起草作業にも役に立つ、そういう人材を何回か研修に招いてくださいました。

それと、最後になります、事務局体制の確立。これも非常に重要なこととございまして、

事務局，具体的には国際民商事法センターの事務局の中に何人かの人をアルバイトその他の形で入れてくださいます，この起草作業の事務局を形成してくださいました。この事務局の仕事と申しますのは，作業部会の作業を正確に法典起草に反映させる。例えば，第1次案ができ，第2次案作成の段階で，どこをどう直すというときに，作業部会では，お互いによって，記録は別にとる者がおりますけれども，いろいろな意見が出てくるわけですが，それを確実に前の原案に組み入れてくれる，そういう作業をやって下さる。それから，作業部会の席上，実際に原案を作った担当者に対する我々のいろいろな意見というものが出て，その担当者が修正案を作りますと，それを事務局に送付いたします。それをまた確実に元の案に反映させてくれる。さらに，いろいろ起草の順は必ずしも法典の順番どおりにいかないわけでございますけれども，そういうものの整理もきちんとしてくれるというようなこと，それから，現地の派遣専門家との連絡というようなことも事務局がやってくださいました。大変有能なスタッフで，私どもの作業はどれほど助けられたか分かりません。以上が，起草作業が幸い順調にできた条件であると，私が考えているところでございます。

最後に，法整備支援の今後の課題ということでございます。今回，私どもがやりましたような，一つの法典を始めから相手国と我が国との共同で起草するという形の法整備支援がこれからどれだけあるかは分かりません。しかし，仮にそのような法整備支援を今後も相手国の必要に応じて続けるということであるとすると，まず第1は，ただいま申し上げましたような，作業部会それ自体，それから，それを支える周辺諸条件を確保する必要があるだろうと思います。とりわけ法律用語に通じた通訳，それから事務局体制については十分な配慮が必要であろうと思います。起草に当たる人材の確保は言うまでもないことでございます。それから，それ以外の点でございますが，これから申すことについては，私の理解不足あるいは誤解があるかもしれません。もしも誤解であったとすればお許し願いたいと思いますが，私どもが一番問題ではないかと思ったのは，日本側の責任体制の在り方でございます。やはり一つのプロジェクトを，しかも，国際的なプロジェクトを遂行していくということになりますと，全体を企画・管理し，それをコントロールしていく，そういう責任体制の確立ということが不可欠のように思います。具体的には対内的，つまり，日本側について言えば，責任のあるスケジュール管理，それから，作業の品質チェックということが必要であろうと思います。相手方との国際的な約束ですから，やはり期限についても厳格に守るとというのが原則であるべきであろう。そうすると，それを守れるようにちゃんとスケジュールのチェックをする，もし不可能であれば，なぜ不可能であるかということをも十分説明して対処する必要があるであろう。それから，また，出来上がったものの品質のチェックは言うまでもないことでございます。相手国にその国の将来にかかわるような基本的な法典起草の整備を支援するというところでございますから，内容がいい加減なもの，あるいはずさんなものであってはならないということは言うまでもないことでございます。そういうことをしっかりチェックできる体制というものが求められるであろう。

それから，対外関係では，対外折衝，調整の責任というものが果たされなければならない。具体的には，支援対象国との関係で申しますと，相手国側の作業が順調に進むような環境整

備をするとか、あるいは立法化が必要になった場合に、要求される措置を日本側としても講じてあげるといふことが必要になってくるし、それから、私どもの作業をやっている過程でも、2、3回出てまいりましたけれども、他の援助国や国際機関の方から、相手国に対していろいろな要求が出てくる。それが必ずしもこちらでやっている日本側のプロジェクトと整合的でないというような問題が出てまいります。そういう場合に、一体だれが責任を持って相手国なり、あるいは他のドナー、あるいは国際機関と交渉をするのかということがはっきりしていなければならないのではないかと思います。もちろんこのプロジェクトを進めるに当たっても、関係する皆さん方は、それぞれのお立場でいろいろな努力をしてくださったということは私も十分承知しておりますけれども、全体を通じてみたときに、やはり問題が残されているのではないかと思います。

法整備支援というものは、やはり日本の国として行うべき事業であると私どもは考えております。それは、社会経済上のインフラ整備とは少し意味が違うのではないかと、インフラ整備のようなものであれば、これは民間がやって、それに資金援助をするというだけでいいだろうと思いますが、法制度支援は、冒頭に申しましたように、相手の国が法の支配する民主国家になる、それを支援するということでありますから、優れて国家的な支援というものが必要になってくるのではないかと。最近いろいろな場面で言われる官民の仕分けから言うと、民にはやはり任せられない、官の責任でやるべきことではないかと思うのでございます。大変失礼に当たるかもしれませんが、どうも見ておりますと、本来から言えば、国の機関がこちらの責任主体になってしかるべきところが、JICAも国の機関と言えそうですけれども、特殊法人であるJICAに、言わば丸投げになっている。それではJICAそれ自体がするかといえば、JICAは支援委員会というものを作って、その支援委員会がやるということで、この法整備支援プロジェクトの管理・運営の責任は、国本来の機関からJICAに移り、JICAから支援委員会に移って、希釈化されてしまっているという印象を受けました。専門家の意見を聞くということはもちろん必要ですけれども、しかし、それはあくまでも言わば諮問機関にとどまるべきでありまして、企画・執行・管理の責任はやはり国が負うべきものではないかと思う次第でございます。

それから、人材養成の点で申しますと、レジюме（本誌100ページ参照）には人材養成プロジェクトの計画的整備、抜本的拡充と書きましたが、現在でも、先ほど申しましたとおり国際協力部が中心となって人材養成を進めており、大きな成果を上げておられることはそのとおりでございます。けれども、やはり一つの国の法律家の人材養成ということになりますと、法学教育レベルでの人材養成、それから法曹養成、日本的に言えば司法研修所のようなレベルの問題、それから、一応出来上がったその国の法曹の再教育の問題というものがあると思いますが、それらが、できれば全体を見通した、均衡のとれた一つの計画として行われることが望ましいのではないかと思います。それから、先ほどヴィエトナムの前司法大臣のお話にもございましたように、相手の国によっては、現地に法科大学のようなものをつくるか、あるいは司法学院のようなものを造って継続的に人材養成をしていくということも、将来的には考えてよいのではないかと思います。

今後の課題として申しました点につきましては、先ほど申しましたとおり、私の理解が十分行き届かないため、あるいは誤解に基づくため、必ずしも的を射ていないところがあったかもしれませんが、その趣旨は法整備支援という、ようやく我が国の社会でも一般に認知されるようになった重要な国家的事業が今後一層発展してほしいということを念願する意図に出たものでございますので、御理解をいただければ大変有り難いと思います。以上で私の話を終えさせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 竹下先生、どうもありがとうございました。

## 基調講演「ヴェトナムにおける法整備支援」

森嶋昭夫 地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授

【司会】 続きまして，財団法人地球環境戦略研究機関理事長，名古屋大学名誉教授でいらっしゃる森嶋昭夫先生から御講演をいただきます。

申し上げるまでもなく，森嶋先生は我が国の法整備支援事業の先駆けで，第一人者であります。先生もまた先ごろ，カンボディア，フン・セン首相から勲章をお受けになっております。本日の演題は「ヴェトナムにおける法整備支援」でございます。

【森嶋】 それでは，ヴェトナムにおける法整備支援のお話をさせていただきます。私



は JICA の職員ではありませんけれども，お話に先立って竹下先生に先ほどの法整備支援に対する国の責任に関して，JICA の無権代理として申し上げます。国が金銭的な支援ではなくて，ODA として事業を行う場合の実施主体は JICA でございます。JICA がやっているということは国が逃げているということではありませんし，現に JICA がプロジェクトを策定する際には，外務省もきちっと出てこられます。なお，国内支援委員会に対して事業の丸投げというような誤解をお持ちのようではございますけれども，決してそうではなくて，国内支援委員会そのものは，言わば JICA のプロジェクトの具体的な実施を担っているわけでありまして，そこには常に JICA の責任者も出席いたしますし，また，法整備にかかわっておられる，法務省もそうでありますけれども，すべての機関が代表を出しておられます。仕組みそのものとしてはきちっと国の責任体制ができていたのですが，問題は，運営の中身が竹下先生にそういう印象を与えるような実態であるのかどうかです。もしも竹下先生のお話に対して実際にそれを担っている我々が反省しなければならないとすれば，果たしてその仕組みの中できちっとした責任を果たしているかどうかということですが，この点については，最後に戦略というところでお話をしたいと思います。しかし，JICA があちこちに金だけ出して丸投げをしているわけではないことは，最初に申し上げておきたいと思います。

まず，私のレジュメ（本誌101ページ参照）は非常に簡単なものでありますけれども，まず，法整備支援ということについて申し上げます。始めに，法整備支援はどういう形で始まったかということですが，最初の動きは，1960年代にアメリカが，当時独立をしつつあったアフリカや社会的に不安定であった南米の国々に対して，言わばアメリカ型民主主義を持ち込むために，ロー・アンド・モダニゼーションという運動を展開して，法律専門家や学者をアドバイザーとして派遣して，それらの国の法制度と国づくりにいろいろな形で介入しようとした。結局，アメリカは共産圏との力関係でアメリカ型の制度を持ち込もうとしたわけですが，1970年代に入るとこれに対する批判がアメリカの国内でも強くなりまして，ロー・アンド・モダニゼーションは結果的には失敗をしたわけでありまして。

第2番目の波は，申し上げるまでもなくソ連の崩壊，二極構造の崩壊によって旧社会主義国が市場経済に移行する，市場経済に移行するというよりも，西側諸国が東側を取り込んで

くるという、そういう過程で法整備支援事業が西側諸国によって行われているわけでありませんが。その場合に法整備支援というものをどういうふうにか考えるのか、また、どういう国に対して法整備をするのかということが問題となります。

まずは、東欧の諸国が対象となりました。東欧の国で、市場経済化をするための資本と技術がない国に対する支援を行う、融資を行うということでありまして、例えば、ヨーロッパ復興銀行 (EBRD) などは、東欧の国に専門家を送りまして、外資を導入する、つまり、投資をするための投資環境を整備することを目的として法整備をしております。したがって、基本的な民法とか商法の整備というよりも、国際金融機関が投資をした場合に、投資の回収を確保できるような、法律整備を最初に行っています。例えば、担保法であるとか、破産法といったような法律が基本法よりも先に持ち込まれています。ある意味では、このような法律を整備することをコンディショナリティー (条件) として融資を行うというような形でまず法整備支援が始まります。それとは別に一部の西欧諸国は、専ら実利的あるいは実質的な必要性からではなく、それぞれの市場経済移行国が必要とする市場経済法を確立していく上で直面する問題に対して、支援を開始しています。スウェーデンやドイツもそうでありまして、フランスも立法支援のためのグループを市場経済移行国に送っています。先ほどお話のありましたカンボディアにつきましても、旧宗主国のフランスはいち早く法整備支援の事業に乗り出し、例えば、刑法、刑事訴訟法、それから民事訴訟法についても立法支援をしていますが、必ずしもスムーズに行えておりません。実は、私どもはフランスの先例に対する反省に立って法整備支援の方法を考えただけであります。フランスのやり方は、例えば、民事訴訟法について、フランスで数人の学者がフランス語によって起草しまして、1年ほどで出来上がったものをカンボディアに持ってきて、民事訴訟法草案として引き渡したわけです。ところが、カンボディアでは御承知のように、ポル・ポト以来法律家がほとんどいない状況ですし、しかも、フランス語やフランス法を理解する人は非常に数が少のうございますので、フランス語で書かれた草案を持って来られても、一体それが何を意味するのかが分からないというような状況でありました。

その他、例えばスウェーデンなどは、援助の規模は非常に小そうございますけれども、立法支援というよりも、立法の基礎となる、例えば、コンピューターによって資料を整理する、法令のインデックスを作って整理をする、また、そのためのソフトや判例収集のためのソフトを用意するというような支援をしています。UNDP も、立法そのものというよりも法制度の基盤作りに乗り出しておりました。基盤作りのためには、当然のことながら人材育成ということが必要であります。ただ、人材育成というのは、後でも申しますけれども、非常に裾野の広い、場合によってはきりのないところがあります。どこまで人材育成をするのかという問題がありまして、そこで、1990年代に法整備支援が始まったころには、多くの支援国は対象国において、セミナーを行いながらヨーロッパ法あるいはアメリカ法がどのようなものかということについて、短期の研修を繰り返して行うというようなことでありました。

これに対して、フランスは、フランス法あるいはフランス文化を導入するという観点から、例えば、ヴェトナムの場合ですと、ハノイ法科大学にメゾン・ド・ドロア・フランセとい

う施設をこしらえまして、そこでフランス法の教育をするということで人材育成をやっております。カンボディアでもフランスは同様のことをやっておりまして、それぞれいろいろな国が、あるいは国際機関がいろいろな考え方で法整備支援を始めておりますが、今申しましたように、それぞれの目的なり、戦略によって、やり方が違っておりますので、法整備支援といっても、それはかなり違った形のもの、あるいは違った目的を持ったものとして90年代の法整備支援が始まったわけでありまして。

我が国は、先ほどロック前司法大臣のお話にありましたように、他の国から遅れて後から参加をしたのであります。アジアの市場経済移行国は、日本にも他の国がやっているような法整備支援をしてほしいというシグナルをかなり早い時期から送り続けていたのですけれども、日本では、欧米諸国の法制度を導入した我が国が何も法整備支援をやることもないのではないかという考えが強かったために、法整備の分野への対応は遅うございました。その後、外務省が経済支援の一環として法整備も必要だということになって、法整備支援事業に乗り出しましたが、その際、我々はこれまで他の国が行ってきた法整備支援を、言わば教師あるいは反面教師としては事前に学ぶことができたわけでありまして。

今までお話がありましたように、私はまだ日本政府が法整備支援に乗り出す前から、前におりました名古屋大学の関係でベトナムを訪ね、ロック前司法大臣に頼まれて、1993年からベトナムの民法草案に対して日本民法の立場からコメントをしておりました。また、カンボディアについては、亡くなったチャム・スグム当時の司法大臣から、アメリカのアジア財団が主催した会議でお目にかかって、日本からの支援を求められておりました。このように、ベトナムやカンボディアから日本に対する法整備支援を依頼されていたわけですが、私としては何とかそれを実現させたいと思ってつなぎ役をしたのが切っ掛けでございます。そこで、日本が ODA として法整備支援に乗り出すに際して、どういう形の支援をするのかということを検討いたしました。当時、依頼があったのは、先に申しましたようにベトナム、カンボディアであります。ベトナムが先でしたが、当然のことながら、それはベトナムの国情を前提として、また、カンボディアの国情を前提として、どういう法整備が可能かということを考えてわけでありましてけれども、ベトナムでは周知のように1986年にドイモイが始まっておりますけれども、実際にはインフレなどによって法整備はほとんど進んでいない状況でありました。ようやく1990年代に入って、外資導入のために市場経済法整備の必要性が生じ、また、ASEAN に加盟しなければならない、さらに、その向こうに WTO 加盟があるということから、ベトナムとしては何としてでも市場経済システムを確立しなければならなかったわけです。

このような観点から、どうしてもグローバリゼーションの中でそれに必要な法律を整備したいということでもございました。もちろん行政法とか、刑法などの整備も必要でありますけれども、ベトナムの場合、市場経済化をターゲットにすることが、最大の関心事であり、それに向けて、党、国会は、結果的にはスケジュールどおり行っておりませんが、市場経済法の立法スケジュールを作っております。このような状況下で日本の法整備支援が始まるわけでありまして。次に、市場経済法の支援をどういう形で行うかということでもあります。

が、これも国によって、その国の統治機構と申しましょうか、ベトナムの場合共産党でありますから、党と行政機関、それに国有企業などの関係によって市場の在り方が違ってきます。

少し話がそれますが、中国は1970年代に、四人組が終わったところから、民法の起草を考えてきましたけれども、実際には、党の指導の下に全人代の常務委員会が作業を行って来ました。当時中国側の考え方は、法律は中国の国家機密に属するので、外国に漏らすべきではないとし、日本の法律家から情報を求められる場合でも、中国側の問題を伏せたままで、この点は日本ではどうなっているのかというようなことでした。中国に対する法整備支援の元を作られたのは、当時東大におられた加藤一郎先生ですが、加藤先生と私どもが中国に行っても、向こうはどういうことをしたいのかということをはっきりとしないので、向こうがやっている作業で分からないことを日本側に聞く。したがって、日本側はどういうコンテキストでこれが聞かれているのかが分からないままにワークショップなどで返事をしていくということでありました。中国は最近大いに変わってきて情報を公開する方向にあり、今後も変わっていくと思いますけれども、ごく最近までは、外国からいろいろな情報の提供は受けるけれども、自分たちが何をしているかということは、中国の主権の問題であるから外部には公表しないという考え方でありました。仮に中国に対して法整備支援事業をすとしても、中国の立法に対する考え方を前提とせざるを得ないと思います。

次に、ベトナムの場合であります。ベトナムの場合には、中国に比べてよりオープンではありますけれども、先ほどのロック前司法大臣の話にもありましたように、我々の作業は、ベトナム側が作った草案に対してコメントを加えることです。そして、ベトナム側といろいろ議論はいたしますけれども、起草そのものはベトナム側が行うわけでありまして、その意味では、我々としては、資料を提供したり、その制度がどういうものであるかということについて解説をするというのが役割であるというふうに考えています。カンボディアの場合には、先ほど申しましたが、ポル・ポト政権によって司法制度とそれを支える法律家が完全に消滅させられましたから、UNTAC 以来、法制度整備は全部外国に対する丸投げであります。先ほど申しましたように刑法、刑事訴訟法はフランス、民訴も当時はフランスでした。そこで、日本が後に乗り出したときには、民法を作ってくれということでした。それから民事訴訟法については、フランスが民事訴訟法草案を作っておりましたけれども、フランス人がフランス民訴と同じようなものをフランス語で作ったものでしたからカンボディア人には全く理解できず、形の上ではこの草案を完成してほしいということでしたけれども、我々の間の話し合いでは、それはフランスに対する関係で完成するという形にして、実際には、中身としては全く新しいものを日本で作ってほしいということでありました。このような、同じく市場経済へ向けて市場経済法を整備する場合でありましても、それぞれの国の立法プロセスと申しましょうか、考え方によって、だれを相手にどのレベルで法整備支援を行うかということが違ってまいります。その意味では、今後、どの国であれ、法整備支援の戦略を考えていく場合には、法というものを取り上げる以上は、相手の国の事情を前提として考えなければなりません。現在、法整備支援事業は、ラオスなどにも広がって

いますけれども、そういう場合にも、その国が何を求めているのかということをも前提にして考えていかなければならないわけであります。少なくとも私がかかわってきたベトナムとカンボディアについては、そうした考え方で市場経済における司法制度の基盤作りを支援してきたつもりです。その具体的なやり方については、その国との関係で決めるわけですが、基本的には、私どもは、フランスの例を見るまでもなく、その国の社会に根付かない、その国の社会と関係のない法は、いくら理想的な法であってもそれは実施されない、合理的な法の仕組みから見ると多少問題があるにしても、その国の社会の現状を前提としなければなりません。

しかしながら、その国の現状を追認するようなものであっていいのか、これは先ほど竹下先生がおっしゃったように、それらの国はグローバリゼーションの中で民主的な法の支配をこれから確立していくわけでありますから、言わば現状を踏まえながら、これから10年、20年先にその国がどういうふうになるか、法の支配を築き上げていくかという視点を持って法整備支援を行っていかねばならないわけですね。そのことから、ベトナムの場合もそうでありまして、カンボディアの場合にはより一層密接に、相手方とのダイアログを通じて立法の支援を行っていくことが重要です。短期専門家がセミナーを行う場合であっても、言わばその限りではあります。人材育成ということも頭に入れて、その国の将来にとって、ワークショップに参加した人たちがどのように貢献していくのかということを考える必要があります。その意味では、カンボディアの場合、ベトナムもそうでありまして、現地の言葉である、クメール語なりベトナム語なりを用いて、その国の伝統的な規範も含めて、様々な規範の中からその国が民主的な法の支配に到達するためにどのような規範や制度を選んでいけばよいのかということ、こちらから提案しながら、我々の方でも学ぶべきものは学び、対話を進めていくという考え方をとってきました。

そこで、ベトナムにおける法整備支援を始めたときの状況についてお話をしたいと思います。ベトナムの法整備支援が JICA によって開始されたのは、今から6年前（1996年）の話でありますけれども、先ほどもお話しましたように、ベトナムでは共産党の支配が非常に強うございます。したがって、共産党の意向に反した法制度の導入は極めて難しい状況です。JICA の法整備の事業が始まる前から、私はベトナムの民法制定にかかわっておりました。場合によっては、ベトナム側の起草した民法草案について大臣と膝詰めで、ああでもない、こうでもないという議論をしましたが、党に行きまして、一体これは何だということになりますと、仮にその制度が欧米や日本の法律家から見て合理的なものであったとしても、立法されるとは限りません。

例えば、ベトナムの現行民法には所有権の種類がたくさんあります。国の所有権であるとか、党の所有権とか、あるいは軍や公共団体についてそれぞれ独自の所有権があります。私から言えば、所有の主体が変わるだけであって、所有権をどういうふうに変更、収益、処分するかということは、その主体が決めればよいことで、所有権そのものが変わるわけではないということは何回も言って、司法省は単一の所有権を規定することにしましたが、それを党に持っていったところ、党の所有権というのはほかの一般の所有権とは違うとされ、

さらに、党が独自の所有権を持つなら軍も持ちたい、労働組合も持ちたいということになり、ヴェトナム民法を御覧になるとお分かりのように、所有権の種類がずらっと並ぶことになりました。

それからまた、総則編では、社会主義国の国民としての倫理が格調高くうたわれており、民法は裁判規範というよりも、行為規範的な規定が数多く置かれています。その一例として、善意者保護に関する考え方には大変興味が引かれるものがあります。すなわち、権限を持たない、あるいはそれを超えた行動をする者と取引をした者は、たとえ善意であっても保護されないということになっています。ヴェトナム民法では表見代理や善意取得の制度などが否定されていますが、それは計画経済であった時代に、もしも計画に反する取引を有効としたのでは、計画経済が成り立たなくなるということに由来する考え方だとは思いますが、市場経済では善意の取引の相手方を保護しなければ市場の安全性が確保できないと説得したのですが、党の採用するところとはなりません。この点は、現在の改正作業の中でも繰り返しお話をしているところではありますが、なかなか理解されません。このように、政治体制において、ヴェトナムの場合は特殊性を持っています。

それから、今でこそ少し進んでまいりましたが、ヴェトナムでは、基本的に資本主義的な市場というものが存在していませんでした。ドイモイが始まった1980年代後半には市場を支える資本であるとか技術というものがほとんどありませんでした。したがって、法整備をする上で、まず外資をどう導入するかということが前提であります。それから、司法制度についても、資格を有する裁判官によって裁判所が構成されているわけではなくて、ほとんどの裁判官はきちんとした訓練を受けていないという状況の中で、法制度をどう整備していくかということを考えなければならなかったわけでもあります。同時に先ほど申しましたように、グローバリゼーションの中で、ASEANに加盟する、WTO加盟をにらむということですから、1996年から1999年までの第1期の支援事業においては、民法は既に出来ているものの、民法の付属法令とか、更に進んで知的財産権などの様々な法律の立法について、その資料を提供することが一つの重要な項目となっております。そのため、長期専門家1名を派遣しましたが、それまでにUNDPなどから派遣された長期専門家がヴェトナム側に干渉したということから、当時は司法省としては、長期専門家は要らないという態度でした。司法大臣とも散々交渉をした上でようやく置いてもらったわけでもあります。この長期専門家を通じて、様々な立法についての資料を日本から取り寄せて、ヴェトナム語に翻訳して提供いたしました。そしてまた、ワークショップ、セミナーなども、ヴェトナム側の立法スケジュールで予定されているところに沿って展開をしました。ハノイ駐在の長期専門家のほかに、立法のテーマによって、日本から短期専門家を派遣いたしまして、1回4日から5日間のワークショップを行いました。年間このようなワークショップを6、7回開催いたしました。言うならば、ヴェトナム側が立法するための資料をできるだけ提供するということがあります。

第2は、人材育成でありまして、これは先ほどの話にもありましたように、本邦研修という形で、1回1月ぐらいで、毎回10人ぐらいの人に日本に来てもらって、日本の裁判所を見

たり、様々なところで研修をしてもらうというのですが、これはベトナム側が非常に高く評価をいたしております。アメリカのフルブライト・プログラムなどで日本の研究者や学生がアメリカに呼ばれて、何か御褒美をもらったようなつもりになっていたことがありましたが、ベトナムに対する本邦研修も最初は、そういう感じでありまして、とにかくいいポジションにいる人に御褒美として日本の見物をさせるというような意識がありました。そこで日本側は、繰り返しどういう人を寄こしてほしいと要請していたのですが、実際に来た人の3分の1は全然関係のない人だったなどということがございました。しかし、次第にそうではなくなりまして、現在では、日本で長期研修をすることがベトナムの法律家の人材育成の上で非常に大きな役割を担っております。

それから、私から提案をいたしまして、ベトナム民法がどのようにベトナム社会で機能しているかという点について社会調査を実施いたしました。民法はできたけれども、実際にそれが使われているかどうかということがはっきりしていません。また、実際にいろいろなところで聞くところでは、民法が予定しているのとは全く違う運用がされているようでありまして。例えば、不動産登記などについても、全く民法が予定しているのとは違うような事態が起きているようでありまして。そこで、非常に小規模でありますけれども、社会調査をいたしました。先ほど出てまいりました司法省の法律科学研究所が主となって、大学などの協力を得て、ベトナム側が現地調査をすることとし、調査のプランニングについて日本の法社会学者や現地の長期専門家が、アドバイスを与えることとしました。それは、法というものは社会の中にあって機能しなければ、法としての意味がないのだということをベトナムの人たちに理解してもらうために、社会調査そのもののレベルや調査の成果はともかく、生きた社会の中で法がどういうふうに動いていくのかということ、認識してもらおうとしたものです。

次に、第2期は1999年から2002年まででありましたが、そこでは、立法スケジュールに従って必要な知見を提供するためのセミナーの実施は第1期と同じようにやっております。それから、第1期から常々感じていたことですが、いろいろな法律が各省ばらばらに勝手に立法されていて、各省間で調整がなされていないものですから、一体、どのような法律があり、それぞれがどのように重複し、あるいは欠落しているのか分かりません。そこで、先ほどロック前司法大臣もおっしゃいましたけれども、立法全体、とりわけ私法関係についての鳥瞰図を作ろうといたしました。ということで、どういう法律がどういうことを規定しているのかということについての調査を開始したわけです。

残念ながら、まだそれは完成しておりませんが、少なくともベトナム側でもそのことの重要性に気付いて作業が進められているところであります。もう一つが、民法は作ったものの、既に多くの問題点が出てきており、改正の必要性が主張されております。私は民法を作るときに、ここはおかしい、あそこはおかしいと言ったのですが、先ほど申し上げたように基本的な問題を抱えながら、とにかく1995年に立法され1996年から施行されております。しかし、現時点で民法改正が予定されております。そこで、カンボディアで民法起草をしてきたのと似たような考え方で、日本側とベトナム側の間で共同研究をするという形

で、民法改正作業を支援することにいたしました。日本側では、日本の学者に集まっていたいて、ヴェトナムの民法改正について作業をし、それをヴェトナムに持って行ってワークショップを行い、ヴェトナム側の研究メンバーと議論するというをやってまいりました。

このように、私どもはこれまでヴェトナムやカンボディアにおいて、基本的な制度の整備、特に、WTO 加盟のための法制度整備や人材育成に重点を置いて支援をしてきたわけですが、さて、先ほど JICA からのお話にもありましたように、今までのところはトライアル・アンド・エラーのような形で、しかも、必ずしもきちんとした評価の座標軸を持たずに、ともかくその場、その場で手作りをしてきたという段階であります。しかし、現時点ではインドネシアの法整備をどうするか、フィリピンをどうするか、市場経済移行国のラオスをどうするか、それから名古屋大学がやっておられるような中央アジアの法整備をどうするかというように、様々な国からの様々な分野で法整備支援が要請されています。そこで、今後は JICA としてどのように法整備支援事業を進めていくかということが改めて問題となります。

ところで、あと5分で私の話を終わらなければなりません。本当はお話をした後で皆さんに議論していただきたいわけですが、この後、パネルディスカッションがありますので、ここで議論していただくことを期待して、最後に、言わばチェックリストだけを申し上げます。

まず第1に、今までやってきた支援事業のアプローチでいいのかどうか、そして、対象は先ほど申しましたように市場経済移行国を相手方としてやってきました。そして方法については、先ほど申しましたようにヴェトナムとカンボディアだけでも違ってはいますが、このような過去の支援事業を振り返って分析して、それを評価する必要があります。

ただ、私は JICA にも申し上げたのですが、評価ということになると、すぐさまアメリカなどの評価方法を持ち込むおそれがあります。かつて、ヴェトナムの第1期から第2期に移るときに、アメリカの何とか法という評価方法を直接適用しようとしたものですから、無批判にそんなことをやってどうするのだと言って、実を言うと私自身がつぶしてしまったことがあります。と申しますのは、いろいろな事項について数値化して正規分布表のようなものをこしらえて、そのうちのこちら側ならばよいというようなことだったものですから、形はそれで整うかもしれないけれども、そのことから何も生み出さないではないかということ批判したのです。今、カンボディアの場合なども含めて JICA の評価法は前に比べまして非常に進んできておりますけれども、まだまだこれから開発していかなければならないわけですが、評価手法の開発もさることながら、まず今までやってきたことについて、それをどのように分析して、それに対する評価をどういうふうにするのか、その場合に、今開発しつつある評価方法がどこまで有効であり、かつ法整備という分野に適用する場合に、それを修正する必要があるのかということ、今までの過去の中身についての分析と同時に、今後の評価に向けての評価方法の開発という点から、きちんと考えていかなければならないと思います。その際、評価の基準であります。法律が幾つ出来たかということは一つの基準かも知れませんが、それよりも、ODA には、先ほど申しましたように、それぞれの国の利益に着

目した戦略目標があつて、それに基づいてお金が使われるわけです。日本の場合には、日本の国民のお金を使うわけでありますから、そこで評価軸として、例えば、ヴェトナムで法律が幾つ通ったかということだけではなく、日本にとってどういう意味があつたかということの評価のファクターとして考えなければならないと思います。結局、国民の税金を使い、国民から支持されないような法整備支援であるとする、今後、長続きはしないのではないか。ヴェトナムでもカンボディアでもそうですけれども、特にヴェトナムの場合に、ヴェトナムに進出している日本企業から、当初は非常に大きな期待を持って我々の作業をサポートしていただきましたけれども、最近、法整備支援事業があまり現地進出企業にとって役に立たないのではないかとされており。目の前の経済的利益についてはともかく、我々の事業が相手国の信頼を得て、ひいては日本に対する信頼性が高まるという形で役立つことも大事ではないでしょうか。

それから、評価の上に立って、それではどういう戦略あるいは目標を立てるかということも、単に抽象的に考えるのではなくて、日本が持っている資源、どれだけの人材があるのか、どれだけの金があるかという我が方が持っている能力を前提として、対象国に、例えばインドネシアやアフリカといった対象国の現状に対してどこまで有効な支援ができるのか、つまり、手持ちの能力を前提として、どのようなゴール・ターゲットを考えるかということでもあります。そして、法分野の中でどういうことについて支援をするのか、例えば、裁判所をつくることまでやるのか、私法分野でやるのか、それとも行政制度まで盛り込むのかというようなことも含めてコストパフォーマンスの高い支援を考えるべきです。また、中身であります、人材育成というのは、先ほど申しましたように、長期的に見れば効果のあるものですが、だれに対してどういう育成をするのか、これを根っこからやっていったのでは、とてもとても現在の JICA の予算ではできませんので、トレーナーズ・トレーニングをやるとしても、どこまで何をやるのかというような観点から、人材育成についても、もう一度きっちりとした戦略を立てる必要があります。

第3には、ハードについて、先ほども日本法センターというお話がありましたけれども、ハードについても一定のきちっとしたターゲットを付けた上ならば結構でありますけれども、ハードについては法整備支援ではやらないのだということで今まで押し通して、ヴェトナムやカンボディアからのいろいろな要請をみんな断ってきたわけですが、仮にハードについての支援を今後やっていくとすれば、それはどういう位置付けでどこまでのハードについて支援をするのか。裁判所が欲しいから裁判所、図書館が欲しいから図書館というのではとても間に合いません。それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

【司会】 森島先生、どうもありがとうございました。

## クエスチョネアに基づく問題分析の報告及び問題提起

法務総合研究所国際協力部教官 田中嘉寿子

【司会】 これから法総研国際協力部教官の田中嘉寿子が、「クエスチョネアに基づく問題分析報告及び問題提起」を行います。準備しております間に、ただいま御講演いただきました竹下先生、森嶋先生の講演に対する御質問がございます方は、お手元の質問記入票に、御記入の上、会場の後ろの方に回収箱がございますので、こちらへお入れいただきまして、午後のパネルディスカッションの部分で御質問にお答えいただきたいと思います。それでは、準備ができましたら田中教官、よろしくお願いいたします。

【田中】 法総研の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。お手元にパワーポイントの資料（本誌102ページから105ページ参照）がございますので、スクリーン又は資料を適宜御参照いただけたらと思います。

最初に、16の機関から質問票に対する御回答をいただきました。御協力、誠にありがとうございました。回答していただきました機関につきましては、法総研からの配付資料（本誌119ページから137ページ参照）に機関の概要についてのみ掲載しております。私の方の作業といたしましては、その機関の概要以外に、それぞれの機関が実施したプロジェクトの中で体験された問題点を指摘していただき、また、解決策を御提案いただいた中から、それを整理・分析したものについて、これから御報告するというごこととございます。共通しておりましたことは、この16機関の支援の対象国はアジア地域だけでございました。主として ASEAN 諸国の中の、特に CLMV と言われる、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴェトナムですけれども、中央アジアも入っております。また、やや ASEAN の中ではシニアになっておりますインドネシア等の国も入っております。支援の形態としては、現地でのセミナーないしワークショップを行うというもの、国内研修を実施する、留学生を受け入れる、現地に行つて課題の調査をする、講師を派遣するというようなものがありました。全体を通して、問題意識はほぼ共通であると思えました。



課題としましては、竹下先生や森嶋先生の御講演にもありましたように戦略性の問題、評価の問題とプロジェクトの目標をどうするかというような大きな枠組みの問題が指摘されている点が多かったように思われます。また、それらの課題をどう克服するかにつきましてはの方法論としては、いろいろ指摘されておりましたので、これから御報告したいと思います。指摘された問題点を3段階に整理させていただきますと、一定の支援をすることをプロジェクトといいます。そのプロジェクトの計画の策定段階、支援を実施する段階、評価する段階の3段階に分けられると思います。

計画策定段階での問題点といたしましては、まず、今までの御講演で指摘されておりましたとおり、戦略性が欠けている、又は不明確であり、関係者の間でもなかなか意思統一がなされていないという点です。また、現在 ODA 改革が進んでおりますけれども、その ODA 大

綱の基本原則で挙げられている三つの要素が、この法整備支援ではどういう形で位置付けられ、整理されているのか、又は国別援助計画が ODA の中にありますけれども、そういう中でどういう視点で法整備支援をやっているのかという点がいずれも不明確であるというようなことです。知的支援の分野として現在進んでおりますのは経済政策支援と法整備支援の2点だと思われましても、その関係がどうなっているのかという点と、いずれもこのような知的支援といいますのは、中長期的にしか効果が現れないもので、直ちに効果が現れるということはまず考えられないものですので、そういう中長期的視野が欠けているのではないかというような問題点が指摘されておりました。また、個々のプロジェクトの目標をどう設定するかというのがややあいまいであるために、結果的に評価も困難になっているという御指摘もありました。また、各支援活動の相互協力・調整が不十分であるというお声も多かったのですが、私が質問票を整理させていただいて、横の連絡が全然ないためにそれぞれ別の活動をしておられるという印象を受けたことも多々ございました。したがって、国内の各機関の調整という問題もありますし、また、ドナー間調整の問題もあるという点が指摘されておりました。

基礎調査については、法整備支援活動というのは、日本の場合、押し付けを回避する、相手方との対話を重視するという点では関係者間に共通の意識がございます。そのためには、相手方の事情ということをよく知らなければならないのですけれども、いずれも不十分ではないか、つまり相手国の法制度、まず社会背景や政治情勢などプロジェクトに影響を与えることに関する調査が不十分であるという御指摘がありました。また、プロジェクトを実施する段階では、やはり現地での活動が多く、また、現地・相手国の方との直接の対話が多い機関ほど多くの指摘がなされていたように思われます。ODA の従前の枠組みと知的支援というものがあまりよく合っておらず、従前の枠組みは物づくりが中心であったような状態ですので、知的支援の制度や人をつくるという目に見えにくい、また、継続性が必要であるもの、ノウハウの蓄積が必要であるものについては、必ずしも契約のやり方、評価のやり方、その他、もろもろの不整合があつてやりにくい面が多いという御指摘もありました。

また、物づくりの枠組みでは、予算的・手続的な透明性や公正競争の原理が必要とされていますが、知的支援では、関係者間にまだ経験が少ないということもありまして、ノウハウの蓄積が非常に重要ですし、継続的・長期的支援が必要な分野ですので、手続的な透明性確保と効率的又は適正な知的支援を行うという面の両面をどう整合させるかという点に課題があるという指摘がありました。また、法律というのは優れて言語に依存する学問ですので、単語一つの翻訳を間違えましても全く違う結果が生じます。森嶋先生や竹下先生の部会で書かれたカンボディアの民法、民事訴訟法を翻訳するときに、非常に翻訳者の方々も努力されましたし、現地との対話を重視されましたのも、人の権利・義務を規定する単語をどう決めるかによって、カンボディアの国民全体に影響を与えるものになるからです。そのような重要な意味を持っている法律用語の翻訳につきましては、関係者はいずれも非常に高い問題意識を持っておられまして、専門用語の公定訳もないし、統一的な翻訳もされていない、また、英語を介在する場合には大陸法系がベースのところ英米法系の英語の訳語を与えると混乱

が起きるといような問題点が指摘されておりました。また、仮に相手の国に法律用語があっても、経済関係の法律の用語は、相手の国にとって新しい問題ですので、非常に用語が少ないため翻訳が難しいという問題があります。当然法律用語辞典も完備されておりませんし、通訳人も不足している、英語が介在する場合には、英語使用の特有の問題点がありますし、日本法の国外への情報発信が少ないという問題点も指摘されております。

このような問題点のほかに実施機関側の問題点も指摘されておまして、これらプロジェクトの実施チームの編成やプロジェクトの運営管理が非常に重要であるにもかかわらず問題点が多いという指摘がありました。これは竹下先生や森脇先生の御講演でも問題提起されていたところだと思います。また、法整備支援活動そのものがまだ新しい活動ですので、常設の協力実施機関というものがまだ多数ございません。法総研国際協力部は、その意味では2001年4月によりやく設置されたばかりですし、それ以外に法整備支援だけを専門に行っている部署というのはあまりないと思います。JICAの委託又はそれ以外の省庁その他で行っているいろいろな研修がありますけれども、例えば、WTO関連の研修だけを取り上げても、いろいろな研修が実施されていますが、それぞれ主体が違いまして、お互いの連絡調整やノウハウの情報交換などもほとんど行われていない状態にあります。

また、国内での研修がどういう成果を上げているか。これは評価の問題にもなるのですが、スキームの中身にインパクトを上げるようなものがあまりない。帰国後のフォローアップもされていないし、研修員以外に研修の成果が伝わるようなスキームにもなっていない。また、研修員のレベルにばらつきがあるとか、国別以外にマルチ研修特有の成果が上げにくいという問題点も挙げられておりました。

また、経済法制度整備支援と法制度整備支援との協力がほとんどなされていないので問題であるという御意見もありましたし、ドナー間会議への対応が不足しているという御意見もあります。また、カウンターパート側にもいろいろな条件が必要なのですが、それが必ずしもうまくいっていない場合があるということも指摘されています。カンボディアのような場合は比較的うまくいった例として挙げられておりましたが、やはり非常に重要な問題であります。また、向こうの人材の基本的な素養として、なかなか十分な知識を持った人材がいないうために、知識の伝達がやりにくいという面もあります。また、法令相互間の矛盾・重複についてのカウンターパート自身の調整能力や調整意識が低いというような意見と先ほども森脇先生から御紹介がありましたように、いろいろな法律をいろいろなドナーがかかわっているので、調整ができていないという指摘もあります。また、プロジェクトを考えたときの外部条件になるべきものなのですが、政治状況の影響も非常に大きいので、この観点も必要であるという御意見がありました。

また、評価の問題点につきましては、再三指摘されているところですので、十分お分かりのことだと思いますけれども、興味深かった点は、評価はあくまでも多様なものでなければならない。何かのプロジェクトを実施する機関自身だけの評価だけでは不十分なのはもちろんでして、それ以外の多様な意見を入れるための外部調査も必要であるし、また、外部から講師や専門家に来ていただいたときに、その専門家からも評価をしてもらうべきであるとい

う意見がありました。また、受けた研修員からも評価をしてもらうべきであるけれども、それもその研修なり、ワークショップなりが終わった直後だけではなくて、彼らが職場に帰った後、本当に仕事に役に立ったのかどうかというような長期的な視野での評価も必要なのではないかというような多様な評価方法があり得るだろうという点は、非常に興味深い指摘であったと思います。

解決策というのも1個だけの正解ではありませんで、こういう点についてもっときちんと検討すべきである、又はこういう考えもあるのではないかというような程度のものしか現段階ではまだないのですけれども、一応御紹介させていただきます。まず、事前調査をもっと拡充すべきであるというのは当然の御指摘なのですが、予算や時間的な制約も多い中で、どうやって調査を拡充するかにつきましては、まず調査結果が十分に公開・共有化されておらず、同じような調査を何度も日本のいろいろな機関がやるという御意見は多々ありますので、何とかこれを一括管理して、公開していく方向でできないかという御意見もあります。また、市場経済化向けの法整備支援ですので、法律と経済とのダイナミックな関係をどう認識すべきであるのか、また、法律自体と、その執行との関係をもっときちんと調査すべきであるという意見もありました。中央と地方のねじれの問題、これは執行の問題ともかかわりますけれども、そういういろいろな問題点の御指摘がありました。

また、計画策定の段階では、戦略策定が非常に重要であると再三御意見がありましたが、ODAの総合戦略は、国別援助計画との整合性をとりつつ、何を大きな戦略に持っていくのかという問題があります。また、ODA大綱の中に挙げられていました民主化や自由の拡大と、その市場経済化というものの関係につきましては、竹下先生の御講演にもありましたように、訴訟法というのは裁判を受ける権利の保障であり、正に人権保障の最も重要な中核を成すものの一つである。また、日本が支援しております基礎的な民商法というのは財産権の保障であり、人権保障の第一段階になります。そういう理解をあまりされていないのではないかというような御指摘があり、経済戦略の面でも、別に銀行系援助機関のように押し付けているのではなくて、自立的な執行までを視野に入れた、相手国も日本も満足するような意味での経済戦略を設定しているのだという点を指摘されていました。

また、目標を明確にすべきであるという点につきましては、もう言うまでもないことですが、それぞれの支援活動の内容をどう組み合わせ、どう活用するかという点をもっと考えるべきであるということと、中長期的な計画の中で何を終期に持ってくるか、どういう状態になればプロジェクトは終了であるかという考えかということが、ある程度の支援活動の経験を踏まえた方から御指摘がありました。やはり手探りで始めた段階が、過去何年かございましたので、どこで終わるかという点までなかなか視野に入っていなかったかもしれませんけれども、ある程度の御経験のある方からは、自立発展性を求める終期を設定すべきであるという御意見が出ておりました。

時間も押し迫りましたが、まず情報共有のための努力を今後も続けるべきであり、そのためにはこの種の法整備支援連絡会もその一つですけれども、もっといろいろなフォーラムがあればよろしいですし、プロジェクトの報告会なども国内でもっとやっていただきたい。ま

た、資料も作成して公開していただきたい。講義があれば講義録，レジュメがあればレジュメなども，いいものはどんどん公開していくようにしたい。また，プロジェクトの運営管理につきましても，法総研のような常設機関であれば意識が薄いのですけれども，日弁連や民訴部会のような非常設機関におきましては，運営管理が非常に重要な問題になりますので，そういう点が今後の検討課題であると思います。言語上の問題点につきましては，坂野さんの方からまた後で翻訳をされた立場から御報告があると思いますので，そちらに譲ります。また，国内研修の中でもいろいろなヒントをいただきましたので，研修を実施しておられるような方々は是非御覧いただきたいのですが，その中でモデレーターの役割というもの少しクローズアップされるべきではないかと思いました。個々の研修員と講師との橋渡しをして，途上国に対する活動に慣れておられない専門家と途上国からの参加者をつなぐ者がもっと養成されるべきであると思います。また，カウンターパート側にインパクトを与えるための方策をもう少し真剣に考えるべきであろうと思われました。評価につきましては，非常に難しい問題が多々ございますので，今後の研究課題だと思います。

大分省略しましたがけれども，いろいろな課題が見受けられました。それぞれにつきましては，皆さん共通の認識を持っておられると思います。ただ，これは私の個人的意見ですけれども，このように法整備支援にかかわらせていただきまして思いましたのは，日本の法律家，学者，実務家にかかわらず，金銭的な報酬のために法整備支援活動をするというような方はめったにおられません。報酬はインセンティブになりにくいものですので，支援活動を今後ある程度拡充していくためには，この法整備支援活動にかかわることが，日本の国の法律家にとっても何らかのメリットがあるのだということをもう少し広く認識していただきたいと思います。そのメリットといいますのは，それぞれ教える立場に立たれますと，講師の方々もおっしゃるのですが，法の本質に立ち戻って勉強し直さなければならない。日本人に教える以上に非常に難しい問題を突き付けられますので，そういう勉強のやり直しになるということと，通常業務であり得ない，ここにお集まりの皆さんのように，立法，適用，運用，解釈，教育，すべてにかかわる人々が一堂に会して協力する活動はほかにめったにございません。そこから得られるものは非常に大きいと思いますので，そういう経験が国内にフィードバックされるように，今後も広報活動やお互いの情報交換活動が盛んになって，より良い法整備支援活動が行われるように期待しております。どうも御清聴ありがとうございました。

【司会】 ありがとうございます。

予定の時間を少し過ぎましたが，これよりお昼の休憩に入りたいと思います。午後のセッションは1時30分から開始いたしますので，またこちらへお集まり願います。

( 休 憩 )

## パネルディスカッション 第一部

### 「アジア諸国に対する法整備支援活動の実情と課題－法整備支援の現場から」

【司会】 それでは、午後の日程に入ります。

これから進行は国際協力部教官の山下輝年が担当いたします。山下教官、どうぞ。

【山下】 午後のセッションを始めたいと思います。

進行役を務めます国際協力部教官の山下と申します。午前は講演のためだと思いますが、端から見てもかなり硬い感じがしましたので、皆さんリラックスしていただきたいと思います。始める前に、若干お伝えしたいことがあります。午前にアナウンスしましたとおり、竹下先生、森島先生に対する質問のある方は質問記入票に書いていただきまして、質問箱に入れていただくか、書いたその場で手を挙げていただければ、係の者が集めにまいります。その際には自分の名前と質問相手を記入していただければと思います。それはこちらで整理する都合上でありまして、時間がありませんでしたら、その場で手を挙げて質問の時間に質問することはもちろんできます。そういう段取りで進めたいと思います。また、竹下先生が午後3時に退席される関係で、第一部のパネルディスカッションのところで竹下先生に対する質問時間を設けまして、森島先生に対する質問は第二部のパネルディスカッションの方で対応したいと思っております。国際協力に関心のある方がこちらに来られておりますので、発言したい方は多数いらっしゃると思いますが、現地報告というものがおりますので、1時間ほど我慢していただきまして、その後思う存分発言していただければと存じております。



それでは、パネルディスカッション第一部ということで、法整備支援の現場から各国、アジア諸国に赴いて仕事をした人たちの経験を共有するという意味で、それぞれの方に発表していただきたいと思います。最初は、カンボディアについて、坂野専門家からの報告であります。1999年にプロジェクトが始まり、坂野さんは、そのころから、クメール語、日本語が堪能でありますので、翻訳・通訳を兼ねて長期専門家として赴任しておられます。その前の準備期間のころからも担当されております。奥さんはカンボディア出身であります。民法、民訴法部会は分かれておりますけれども、両方を担当しておられますので、今や両方の草案の細部まで知る人はこの人しかいないということでありまして、まず坂野専門家に発表いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【坂野】 御紹介ありがとうございます。坂野でございます。まず初めに、皆様方を前にしまして、若輩者の私がこのような席でお話しさせていただくのは、身分不相応なことであるわけなのですが、現地の報告ということでお許しいただきたいと思います。また、私はプロジェクトの開始前から5年余りにわたりまして、このカンボディアの法制度整備のプロジェクトにかかわる機会を得たわけですが、これも関係者皆様方の御支援のお陰である

とっておりますので、まず皆様にご挨拶申し上げます。

カンボディアの法制度整備のプロジェクトにつきましては、先ほど竹下先生の方から非常に詳しい御説明がございましたので、時間も限られていることもあり、私の方からは本当にポイントを絞って報告させていただきます。カンボディアのプロジェクトは、皆様も御存知のように民法と民事訴訟法の条文案の起草という起草作業そのものに主眼が置かれたプロジェクトです。これはどのような背景から来ているかと申しますと、カンボディアは1975年から1979年までポル・ポトによる政権に支配され、その間に既存の法律がすべて廃止されてしまったという非常に特殊な事情によって成文法が一挙になくなりました。民法や民事訴訟法といった基本法さえもない状態での法制度整備支援ということを考えて際に、やはり非常に手間の掛かる作業ですが、条文案の起草という作業が基礎とならざるを得ないという事情がございました。起草が中心のプロジェクトとなったために、プロジェクトを担う日本側の関係者も非常に忙しい中を様々な先生方にお集まりいただきました。その結果、日本側の関係者が多く、非常に大きなプロジェクトになったという特徴もございます。また、皆様にお配りしたレジュメ（本誌106ページから107ページ参照）の中には書いていないのですが、言わば本体の両法案起草プロジェクトとともに、日本弁護士連合会の方も弁護士に対するトレーニングやセミナーを同時並行的に実施されており、また、学術関係者、特に名古屋大学の方々による、プノンペン法科大学との交流も行われております。その間の連携が比較的うまくいっているプロジェクトではないかと思っておりますし、今後もこの体制が続いていくのではないかなと考えております。

私が、専門家としては4年余り、プロジェクト全体としては5年間にわたりましてかかわらせていただいた経験の中で得たものを一口に言い表すことは非常に難しいわけですが、やはりカンボディアならではの問題がありました。それは、政党間の対立が非常に激しく、軍事衝突まで起こるような状態の中で、司法大臣がどの政党に属するか、あるいは司法省というものが政府全体の中でどのような位置付け、あるいは力を持っているかといったようなことがプロジェクトに非常に大きな影響を与えるという問題があります。その中で、長期専門家として司法省で働くという立場にあったわけですが、そういった政治的影響をどのように考慮しながら日常的な作業を続けるかという問題を日々考えさせられました。そういった中で一番大切なのは、やはり日常にかかわるカンボディア側の起草担当者たち、カンボディアの場合ですと、裁判官や検察官といった方、それから司法省内の担当者、そういった方々と日常的につき合っていくことが、どのように信頼関係の醸成に役立っていくかを学ぶことです。理論的には申し上げにくいことですが、これはプロジェクトを通じて学んだ大切なことだと思っております。それから、私の場合はクメール語というかなり特殊な言語を使って仕事をしていましたので、通訳や翻訳をしていく中でどのように言葉を選んでいくかということも非常に頭を悩ます問題でありました。一般的に言葉を使う際には言葉を使うセンスといったようなものが求められます。言葉を選んでいく作業の詳細につきましては、「ICD NEWS 7号」の方に掲載されますので、そちらの方を御参考にさせていただきたいと思っております。また、ドナー間の調整に関しましては、時間の関係もございましたので、レジュ

ユメの方に書いてあるところを御覧ください。それから、今後の方向性に関しましては、法案自体の起草作業がほぼ終わりに近づいているので、今後、法案の制定に向けて、どのような活動をしていかなければならないかという点を考えていく必要がまず第1点目の課題です。

第2は、法案を施行するために必要な様々な制度を洗い出し、その構築に向けた支援の可能性を探ることです。例えば、民法に関しましては、公証人や供託、法人登記の制度、それから民事訴訟法については、特に執行の関係では、執行官の制度が必要問題になります。こういった制度、あるいはそれを作るための法律に関して、どの程度これから関与していけるのかという点も考えなければなりません。人材育成につきましては、法曹を担っていく実務家である裁判官、検察官、弁護士の養成とともに、やはり法案起草を担った人たちが、その起草のノウハウをどのように受け継いでいくかを考えねばなりません。つまり、民法、民事訴訟法につきましては、日本の支援で起草が行われたわけなのですが、今後、様々な法律を自分たちで作っていかねばならない中で、どのようにその法案を作るかという立法技術的なものを受け継いでいく必要があります。それから、クメール語で法案を作る際に、用語法の統一ですとか、あるいは類似の表現についてクロス・リファレンスを作っていくというような作業、これも非常に技術的なものなのですが、そのノウハウをカンボディア人の中でどのように受け継いでいくかという問題も考える必要があるかと思えます。また、これはパネルの第二部の話ともかかわってくるのですが、カンボディアも含めまして、法制度整備それ自体の戦略を考えていくとともに、そういった戦略が、例えば、カンボディアで進められようとしている法制度整備についてのカンボディア政府、あるいはカンボディアの場合は世銀などのドナーの方針も含めた法制度整備全体の政策や方針と個々のプロジェクトとの間でどのように整合性をとっていくかということを考える必要があるかと思えます。

そういった様々な今後の課題を網羅的に把握し、日本側の支援体制がどのくらい要望に対処していけるのかという体力的な問題を考慮した上で、今後の活動を選んでいく必要があるかというふうに考えております。それから、これはレジュメにも書いていないことなのですが、私も含めまして、現地で働く専門家たちがどのような人であるべきなのか、あるいはどのような資質を持った人が求められているのかということのカテゴリズしていった、必要な人材というものを確保していく方法も、今後考えていくべきではないかというふうに思います。非常に簡単ではございますけれども、私の報告とさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

【山下】 どうもありがとうございました。10分というのは案外短いもので、非常に酷な要求をしたと後悔しておりますが、まだ質問時間がございますので、パネリストに対しても質問がある方は記入票に書いていただきまして、係の者に渡していただければ幸いです。では、次はラオスでありますけれども、当部教官であります工藤恭裕が発表いたします。

工藤教官は、検事になって12年目であります。ラオスには1年間ということで、昨年6月から赴いております。その前に3か月ラオスで調査した経験もあります。実は、本日のために帰国してもらいましたので、費用対効果が現れるような報告を期待しておりますので、

よろしく申し上げます。

【工藤】 昨日（平成15年1月14日）帰国したばかりで日本語がまだ不自由である上（笑い）、ちょっと時間の関係で早口になるかと思えます。お聞き苦しい点があれば御了承ください。それでは、始めさせていただきます。

民法及び民事訴訟法の起草支援を行っていらっしゃるカンボディアに比べますと、ラオスに対する法整備支援活動は派手さに欠け、皆様、あまり御承知でないと考えますので、活動内容を御紹介のため一覧表（本誌110ページ別表1参照）を作成いたしました。現在の体制といたしましては、JICA 長期専門家の私のほか、JICA 企画調査員1名及びラオス人秘書1名の合計3名で執務を行っております。司法省の一室を執務室として提供されております。

次に、活動につきましては、支援内容を定めるための現地調査を除きますと、現地セミナー及び本邦研修の実施が中心になっております。現地セミナーは長期及び短期の専門家が講義を担当し、2002年度を例にとりますと、民商事法セミナーは短期専門家の学者の先生3名と私、刑事法セミナーは短期専門家の弁護士1名と私が講義を担当いたしました。国会セミナーは衆議院から派遣されました2名の短期専門家が国会内での約1か月間の調査を実施した上、その結果を踏まえて講義をいたしました。最後の商法起草支援セミナーは、2003年2月に実施しますが、学者1名が約1か月間の調査を担当します。本邦研修は、名古屋大学と法総研国際協力部で2週間ずつ担当し、合計1か月間にわたる研修を、現在は年2回行っております。

ラオス側に目を向けますと、正式カウンターパート機関といたしまして、司法省、最高裁判所、最高検察院の3機関、そして、それに準ずる機関といたしまして、国会及びラオス国立大学法政治学部が加わっております、実質5機関を相手に活動しております。ラオスの特色として掲げた7点（本誌109ページから110ページのレジュメ参照）のうち、6点目及び7点目につきましては日本側の問題ですので、1点目から5点目についてそれぞれ触れてまいります。まず、ラオスは、人口が約520万人で、職員数に移りまして、司法省が約120名、最高裁は約40名、最高検察院は約70名にすぎません。これには長所も短所もございまして、まず長所といたしましては、職員全体に占める割合で見ますと、多くの職員を対象とすることが可能となります。このことは、後で挙げます基本法中心という活動内容とも相まって、多数の機関を対象を広げることを可能としております。また、複数機関の参加により、機関同士の競争原理の導入も可能になっております。さらに、現地セミナーでの優秀者が本邦研修に選ばれやすいなどの支援活動相互の連携を図ることも容易になります。ドナー側に目を移しますと、継続して活動しているドナーは、JICA のほかは UNDP、スウェーデンの SIDA、フランス及び ADB だけでありまして、現地に法整備担当者が常駐していない ADB を除けば、情報交換を頻繁に行っておりまして、協力も十分行える状態にあります。その例としましては、UNDP、SIDA 及び JICA の各アドバイザーがすべて参加した最高裁判例集改善プロジェクトや SIDA 及び JICA が教科書を作成する前に行った科目調整を挙げることができます。私の経験から言いますと、外国ドナーや国際機関よりもかえって日本の JICA 以外の機関が単発的に支援を行う際の情報の方がこちらに入りにくいというのが実情です。逆に国が小さい

ことによる短所に移りますと、上述のように対象機関が多数になりますと、事務的にはかなり負担が増えます。ラオス側の機関におきまして英語で仕事ができる職員はまだ少なく、カウンターパート職員として働くことができる者も限られております。結局、優秀なカウンターパート職員はドナー間での取り合いになってしまうというのが現状です。

2番目は、法制度整備支援の対象国ですから、法制度が遅れているのは当然でございますが、その程度が大きいということです。一例といたしましては、2002年10月の国会で制定されました国有財産法を加えても、法律は47にすぎません。内容といたしましては、特に1990年前後に制定された法律には矛盾が多く、それが残されたままになっておりまして、問題が生じております。法律関係者の法律知識につきましては、大学の法学教育のレベルの低さと法律図書の不存在が大きな理由と考えます。大学で教えている講師でありまして、その多くは大学の学部卒業後数年経っただけという状況ですし、ラオス語で書かれた法律図書は数えるほどしか存在しません。

以上の状況にかんがみまして、基本法中心とし、人材育成及び教科書等の法律図書出版に力を入れるという方向が妥当と考えて、その方向で活動いたしております。言葉の壁につきましては、坂野さんの発表でカバーできていると思いますので、特殊なコンピューター利用の限界というところを申しますと、皆さんコンピューターをお使いになったときに、当然のように検索されていますが、それはラオスでは当たり前のことではございません。ラオス語の文字の特殊性や市場が小さいことからソフトウェアが発達しておりませんので、検索も原則として不可能な状況です。この状況につきましては、明治大学の和田先生の御協力も得まして、法令データベースの構築は技術的には可能であるということが何とか確認できたという状況であります。

ベトナムは同じ社会主義国でありまして、ラオスはその制度をまねることが多いという、言ってみれば兄弟に近い関係の国です。そして、ベトナムの法整備支援活動もラオスに比べれば歴史も長く、その活動も多彩でありまして、非常に参考になりますので、それは利用すべきだと考えます。ラオス人は、性格的に元々のんびりしている国民であり、1975年の現政権成立後、ベトナム及び旧ソ連による支援が長期間続いておりましたことから、自ら計画立案し、実施するという考えが乏しいと言わざるを得ません。かと言って、ラオスにおきましては、日本側がイニシアチブをとるのも怖い面がございます。と申しますのも、ラオス人は争いになることを好まない民族でありまして、こちらが言うことにノーとなかなか言わないので、相手が本当にいいと思っているのか、それとも本当は嫌だけど、争いを避けるために言っているのか分からない面があります。このような問題を前提とした上で、ラオスにおきまして気を付けている部分を掲げております。

JICAの支援は金銭管理に非常に厳格です。相手の機関の金銭的利益にはつながりません。そこで、JICAの支援の価値を高めるためには、まず質を高める、そしてセミナーを例にとりますと、修了の効果を明確にする、そして競争原理の導入で競争意識を使うというようなことを考える必要があります。質といいますと、セミナーであれば講師の質が一番重要でありまして、その点につきましては、大学、法曹、官僚など様々な人材に協力をいただいている

JICA の支援は、他の機関と比べても抜きんでていると考えます。

次に、セミナーのレベル分けについてですが、民商事法セミナーでは、レベル分けをして、最初のレベルを修了しないと次のレベルには進ませないというようなことを行っております。あと、簡単なテストも実施いたしまして、その成績が悪ければ修了証を与えないことにしております。現地セミナーでの修了は、原則として本邦研修参加の要件といたしております。そして現地セミナーと本邦研修の関連につきましては、JICA 専門家の活動範囲に入ります。留学関係は各大学の御協力も必要ですが、大使館が実施する面接試験には、JICA 専門家である私も同席して面接を行うなどしております。そして本邦研修につきましては、レジュメと研修員がとったノートをもとめて本にして、各機関、関係機関に配っておりますし、現地セミナーにおきましても、ノートをとる担当者を定めまして、それを出版しております。このような活動により、法律文献が少ないという現状を改善することに役立っていると考えております。

時間がありませんので、最後はお読みのとおりですので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、ウズベキスタンの報告をお願いしたいと思いますが、これは名古屋大学大学院の法学研究科教授であります市橋克哉教授をお願いしたいと思います。市橋先生はロシア語が堪能でありまして、ウズベキスタンのタシケント国立法科大学ですけれども、昨年の3月から7か月間赴任された経験がございます。

では、よろしく願いいたします。

【市橋】 ただいま、御紹介を受けました名古屋大学の市橋です。7か月、今お話がありましたようにタシケント国立法科大学、これは司法省の傘下の大学ですが、ここで JICA の短期専門家として仕事をしました。そのときのことを少し御紹介したいと思います。

まずウズベキスタンでは、2001年11月12日の大統領の命令がありまして、この命令で「国家法制度及び裁判制度の自由化・民主化並びに法分野の学術研究、法務関係職員の養成、法文化、住民、特に若い住民の法意識の向上に関する課題を実現するため」と称しまして、評議会というものも設置されています。この評議会の指導の下で、現在、ウズベキスタンでは市民社会、民主的法治国家の形成と市場経済への移行を目指した統治の仕組みの改革、司法制度の改革及び基本的な法典作りという作業が進められようとしております。

私の配属機関であるタシケント国立法科大学は、この評議会の議長職を務めるルスタンバーエフ教授が学長に就いておりまして、評議会事務局も、実はこのタシケント国立法科大学に置かれていました。そういうこともありまして、こちらの方に配属され、仕事をしたというのが背景としてあります。

最初に、簡単にタシケント法科大学のお話をしておいた方がよいと思いますので、そちらの方の話をさせていただきます。タシケント法科大学は、実はかつて旧ソ連邦時代はタシケント国立大学という総合大学の法学部であったところですが、これが独立直前に分離しまして、教育省の傘下から司法省の傘下に移り、現在の単科大学として存在しています。したがいま

して、歴史という点では、このタシケント国立大学時代からの歴史を持っていて、中央アジアの地域では最も古い歴史と権威のある法学部です。ソ連崩壊後、現在もウズベキスタンだけではなく、この地域の新たに独立した諸国で活躍する法曹の相当な部分はこの法学部の出身者が占めています。それから、今日お話が出ているインドシナ諸国あるいはモンゴルといった国々の法曹に関しても、旧ソ連邦時代には多くの留学生を受け入れ、自分たちが教育をしたという、そういう自負を持っています。この点は、法学と法実務の歴史と伝統ということからすると、しばしば現在の改革にとってブレーキをかけているという面もあることは明らかです。しかし、いい悪いは別にしまして、既に長年にわたり慣れ親しんできた法律の制度が存在しています。それから、それを運用する法律関係の組織も存在しています。法曹人材も存在しています。それが現在もなお、ソ連崩壊後独立していますが、相当の力を持って現実に働いているという面があります。しかも、この国の法曹自身は、そういう旧ソ連邦時代からの歴史も含めて、制度、組織、人すべてを自らの誇りとして語っています。この点はまず所与の条件というか、仕事をするに際しての前提として業務を行う必要がありました。

次に、このウズベキスタンにおける幾つかのこの間の、といってもこの2年間ぐらいなのですが、日本の法整備支援の特徴についてお話をしようと思います。まず、JICAの法整備支援です。2年前の2000年の7月から幾つかのセミナーを実施しております。特に、2001年、法務省の法務総合研究所と名古屋大学から2名の講師を派遣し、司法改革に関するセミナーを行って以降、定期的にセミナー等をウズベキスタン、それから日本で実施するという状況にあります。どのようなことを行ったかについては私のレジュメ（本誌111ページから115ページ参照）に書いてあるので、御参照ください。その結果、ウズベキスタン側について見るならば、現在の法制度改革と司法改革を担い、かつ、その対象となっている国家機関をほぼ網羅した形で、法整備支援の活動が行われているという状況にあります。抜けているところとしては、現在、憲法裁判所が参加していないということぐらいでして、あとはすべて網羅しているのではないかと思います。日本側もこの間、ウズベキスタンにおける法整備に積極的にかかわってきましたJICA、法務総合研究所、それから私たち名古屋大学の三者が連携して取り組むものになりつつあります。

さらに、名古屋大学の関係の法整備も2年前から始まっていて、そこに書いてあるような学術交流協定の締結、JICAの留学生や文部省ルートでの留学生を始めとする留学生の受け入れ、現在、大学院のレベル、マスターコースですが、11名のウズベキスタンの留学生を受け入れています。全員男子で、サッカーチームの数と一緒に、休みの日にはサッカーをやっているというところもあります。さらに、2002年度名古屋大学の方からも18名の学生がウズベキスタンを訪問し、学生交流をするといった活動をしていますし、研究交流に関しても、シンポジウム等継続的な活動を始めています。特にアジア法整備支援に関する研究プロジェクトが始まって以降は、こういった研究分野における交流も増大しています。2002年2月におけるシンポ、9月におけるウズベキスタンのシンポ等です。ウズベキスタンの場合は、イスラム法であるとか、慣習法といったものが相当な力を持っていて、市民社会や民主的

治国家の形成あるいは市場経済移行を目指す法律を作り実際に運用しようとする時、こういう伝統との衝突又は調和といったものをどうするかが課題になります。とりわけ地域共同体であるマハリヤというのがあるわけですが、これの持っている役割は現在でも非常に強いものがありまして、そういうものを調査するといったようなことも始めています。

それから、少しだけ他のドナーの活動についてもお話ししようと思ったのですが、現在、1990年代、世界銀行、アジア開発銀行、TACIS、ABA、GTZ 等が援助しておりましたけれども、現在はいずれも終了したという状況にあります。ただ、今年度からドイツがまた法律データベースの支援を司法省で始めたり、新たに中国が司法省に対する支援を始め、2002年12月には二百数十台のコンピューターを中国政府が司法省に供与したといったようなことも始まっています。ただ、私がいたころは、そういったところは目立ったことをしておらず、目立っていたのは、民間のソロス財団といったようなところの活動が相当活発に行われていたというのが特徴です。とりわけデータベースの作成であるとか、あるいはソロスの主催する会議に在野の法律家などを呼んで自由な意見交換の場を作っていたりしたのが印象的でした。

最後に、私の活動としましては、民法の全面改正と新たに商法を作るといふことの支援が要請されまして、それに関するコンセプト作りを行いました。これも先ほどからヴィエトナム等の話にもありましたように、日本の民法等にはないような多元的な所有権であるとか、公法的な規律というものがたくさん入ってしまっていて、そういうものをどう整理するか、あるいは向こうの意向としては、そういうものを更に増やしていくような面もありまして、その辺りのところをどうしていくかが今後の課題になっています。さらに、向こうの学者の場合は、若い20代ぐらいでは英語を話す人はいますが、上の世代はすべてロシア語のため、日本の民法と商法のロシア語訳を作りました。日本民法に関してはほぼ下訳が終わりまして、先ほどからいろいろ議論されています専門用語の確定等を今から詰めなければならないという状況にあります。

それから、最後に、現在の状況としては、法整備の第1段階としての民法や商法の制定に向けた、たたき台のたたき台といったような作業をやってきたという状況にあります。コンセプトを一応作った、それから、民法や商法のロシア語訳の作成をやった、あるいはやりつつあるといった状況にあります。引き続き、そういう点では専門家等を派遣し、この活動を継続する必要があると考えております。それから、ウズベキスタンにおける日本の法整備支援、2年前に始まった新しい事業で、現在では、JICA を始め法総研、そして名古屋大学といったようなところがそれぞれの立場から協力しながらこの事業に取り組んでいます。さらに、2002年10月には日弁連の方々も初めて訪問されまして、日弁連の方でも何らかの活動をされるのではないかと期待しています。そういう状況ですので、短い期間、性格を異にする多様な機関、団体がようやく参加する段階に入ったというふうに考えます。したがって、これからこの国における日本の法整備支援を考える際には、政府関係機関、とりわけ JICA あるいは法総研、それから大学・日弁連といったような民間の連携・協力を図りながら、今まで以上に連絡を取り合って、それぞれの活動状況を把握しながら、協力を更に進めていく必要があると考えております。

少し時間をオーバーしましたが、これでウズベキスタンの現在の状況報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

【山下】 どうもありがとうございました。続きましてインドネシアですが、インドネシアは私が若干報告いたします。他の専門家と違いまして、インドネシアに滞在したことはありません。2002年の1月になりますが、2週間 JICA の調査団として1回行きまして、さらにその半年前に JETRO の関係で会議に行った程度であります。インドネシアに何年も滞在された方がこの中にいらっしゃるかと思いますが、司法の目から、JICA の調査団として実施した目から話したいと思います。

インドネシアについては、情報収集段階であるというのがまず第1であります。第2として、インドネシアを語るときには必ず言われることが、司法における汚職問題であります。それが第2の問題であります。それから、調査して分かったことは、自分の勉強不足もありますけれども、インドネシアでは、他の支援機関がかなり先行しておりまして、日本はいわゆる箱物支援だけをやってきたという状況であると、こういう三つの特色があると思います。

日本とインドネシアは、経済関係では多分既にかかなりの交流があります。しかし、JICA が知的支援、法整備支援として始めようという気になったのは、2001年の9月に当方に話がありました。メガワティ大統領が日本に来るという話がインセンティブになったのかもしれませんが、また、2003年1月下旬に再度調査に行く予定になっております。

行って分かりましたことは、法制度だけ見ると、これは私がヴィエトナムをやっていると思っていましたが、インドネシアの人も周りの人もあまり気付かないのですが、ヴィエトナムの法制度と非常によく似ているのです。共産党がないだけです。共産党がないから、逆にいろんな意見の者が一番トップ、国民協議会というところにいるのですが、あまり統制がとれていないという印象です。それは特に開発独裁が終わった後の現在の状況下で言えることです。それが一つであります。それで、司法の独立とか、司法の透明性に問題があるということがセミナーや非公式会談でよく出てきます。2002年1月の時点で分かっていたことは一つでした。インドネシアでは、実は1999年に5年先を見て、つまり、2004年を見て、下級裁判所の管轄が司法省から最高裁判所に移すことに決めております。これは日本の過去の経緯と同じであります。しかし、セミナーあるいは対話をしておりますと、日本の憲法裁判所の経験を知りたいという質問がきます。それから日本の司法委員会という裁判官を任命する経験を聞きたい、こういうものがありまして、それはインドネシアにとって何か非常に問題になっているのかと聞き返しますと、いや、まだ議論を始めたばかりだという答えだったのですが、実際には2002年の8月に憲法改正が行われまして、憲法裁判所の設置もうたわれております。司法委員会の設置もうたわれております。つまり、現存の司法が信頼できないために、憲法判断に関する別の機関を設けましょう、裁判官の任命をちゃんとするために司法委員会を設けましょう、そういう宣言がなされただけで、実際には下の方は動いていないという状況であります。

この司法の汚職というのは、ほかのいろんな面に影を落としておりまして、支援機関の移り変わりもその反映だと思えます。支援機関自体は移り変わらないのですが、どういう支援

手法でやるかということで移り変わっております。といいますのは、最初のころは、国家機関である BAPPENAS (バペナス) という援助受入窓口機関があるのですが、ここを通して国家機関に直接支援していた。ところが、これはどうもうまくいかない。そうなりますと、今度は、確か大統領令で設置された国家法制委員会 (KHN) というのができたのです。1999年から2000年辺りですけれども、半官半民のようなものですが、そういうところを通して支援しようとしていた。それもどうもメガワティ大統領に代わってから少し状況が変わってきた。そうしますと、今はインドネシア統治改革パートナーシップという基金のようなもの、これはドナーが金を集めて、そこに各機関がプロジェクトを申し込んで、その申込者のプロジェクトは認めると言って金を出すわけです。つまり、民間であります。流れとしては、国家機関から半官半民、民間と流れている。これは要するに、国家機関、公務員が信用できないという背景がありまして、どうも金は民間の方、あるいはドナーの方で握るけれども、プロジェクト提案はあなたたちがしなさい、こういう流れになっている。それもやっぱり背景には同じようなことがあるのだと分かりました。

インドネシアの特色で、一つ言っておきたいのは、皆さん御存知ないかもしれませんが、実は日本の警察が支援に入っております。これは、インドネシアには警察から日本大使館にアタッシュェが行っております、その専門家として過去のアタッシュェの人が行って非常に素晴らしい活動をしているという評判であります。送られた人も、日本で県警本部長を経験した非常に立派な方が送られております。あるモデル地区をつくりまして、そこで支援をしているということもあります。それを前提としますと、今後どういう支援ができるかということの参考になると思います。

相手と対話しておりますと、日本には行動規範というものがあるか、裁判官の倫理・規範があるかと、それはありませんと答えますね。陪審制はありますか、ありませんと。憲法裁判所はありますか、ありません。司法委員会はありますか、ありません。日本は何を支援するのですかとまでは言いませんけれども、いかにもそういう質問、全部答えていくとそうなるのですが、そこで、では、インドネシアに今ないものと同じだ、日本にも同じものはないと。なぜ日本の司法は信頼されていて、インドネシアの司法は信頼されていないのかということに行き着くわけです。結局、人の問題であるということです。すると、インドネシアの人が驚くわけです。ほかのドナーからこういうものを作れ、作れと言われている。日本はないのになぜうまくいっているのだ、こういうふうに聞かれるわけです。信じられないという反応があります。信じられないなら、英語版で出ている司法制度改革審の報告書を見てくれと答えることにしています。これはいつも研修で言っていることなのですが、司法に関するいろんな問題が、最高裁にも耳が痛いこと、弁護士会にも耳が痛いこと、検察庁にも耳が痛いことが指摘されていますが、corruption の "c" の字も出てないのだと。要するに、それは日本では問題にされていないのは間違いないのだから信用してくれと説明するわけです。そういう対話があります。それに基づいて、じゃ、日本は何を支援できるのか。そんな行動規範を作ったところで、作るのは作っていいですけれども、確かこれはカンボディアでも問題になったと思うのですが、事件の配点方法からして裁判所の所長が全部握っている。そこ

に利権が生まれる。なぜ利権が生まれるかは日本の感覚ではよく分かりませんが、そういう事件配分の透明性あるいは事件の配分、陪席とか裁判所、もちろん向こうは全部合議体ですから、そういう配分はあまり問題にならないのかもしれませんが。もしそういう制度的なことを助言していけば、何とかなるのではないかというような気が私はしております。以上であります。

続きまして、ベトナムになるのですが、ベトナムは現在、現地でセミナーを開催しております、日本に来ることはできませんので、ビデオを作ってもらいました。11分ぐらいのビデオですので、それを御覧いただきたいと思っております。

(河津慎介長期専門家によるベトナム現地報告のビデオ上映)

【柳原】 こんにちは。今日はベトナムに派遣されております長期専門家を代表いたしまして、河津専門家からベトナムの法整備支援の現状と概要について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

【河津】 よろしくお願ひします。

【柳原】 それでは、河津さん、まず、ベトナムの法整備支援の現状について御説明をお願いいたします。現在、ベトナムの法整備支援はどのような段階になっておりますでしょうか。

【河津】 2003年の3月31日で、このフェーズ2が終わるという意味で、フェーズ2の最終段階、最終総仕上げの段階にあると思っております。

【柳原】 具体的には、どのような活動をしておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、私たちのフェーズ2のプロジェクトは3本の柱があると思っております。まず1本目は個別立法支援です。これは、ベトナムのその時々々の個別立法のニーズに合わせて日本側が支援をしていくと、アドバイスをしていくという形です。それから、2番目は共同研究です。これは、3年間を通じて一つのものを作り上げるということで、具体的な活動としては、民法の改正共同研究が挙げられます。それから、3本目は、人材育成です。人材育成は、具体的に幅広い人材育成をしていくということがまず一つ挙げられるのですが、特に私たちのやっているのは、司法省の下にある法曹養成学校を中心にして、カリキュラムの作成支援やマニュアルの作成支援、そういうことをやっています。したがって、民商事法を中心としながらも、幅広い支援をしているということが特徴だと思います。

【柳原】 今、司法省という名前が挙がりましたが、カウンターパートとしては、どの機関がカウンターパートとなっているのでしょうか。

【河津】 立法を具体的に担当しているのは司法省になります。それ以外に、最高人民裁判所、それから、最高人民検察院が私たちのカウンターパートになっています。したがって、具体的に言うと、立法だけでなく、司法の分野も対象にしており、民商事法だけでなく、刑事分野も対象としているということが言えると思っております。

【柳原】 対する日本側の体制はどのようなふうになっておりますでしょうか。

【河津】 具体的に言いますと、国内支援委員会の方も法曹三者、すなわち法務省、最高

裁判所，日弁連が参加しており，あと名古屋大学等，大学の方も参加するという形で，非常に強固な国内支援体制を持っているということと，それから，現地側の方にも法曹三者すべてが長期専門家を派遣しているという意味で，非常に大きなプロジェクトだということが言えると思います。

【柳原】 一言で言いまして，ヴィエトナムの法整備支援の特徴と言いますと，どういった点を挙げるができるでしょうか。

【河津】 ヴィエトナムは非常に意識が高いということが言えると思います。具体的に言いますと，完全に各ドナーの言いなりになるとか，各ドナーの知識に依存するというのではなくて，あくまでも，支援は補助的に使うという考えです。したがって，ヴィエトナム側には，作り上げるものに対して，適切ないろいろな幅広い知識を得たいということが根幹にあるということが非常に大きな特徴だと思います。

【柳原】 河津専門家は，ヴィエトナムに来て3年近く経つと思うのですが，これまで現地で活動を行ってきて，有益な体験ですとか，経験としてどういったものがあるでしょうか。

【河津】 まず，一つ大きなものとして挙げられるのは，ヴィエトナムという国は，人と人とのつながりを非常に重視するという国です。したがって，私は既に3年間ここにいるわけですが，ヴィエトナムの方たちとの人的なつながりが出来てきたのです。これによって，私たちの活動は非常に広がってきたということは，一番有益な体験ではなかったかなと言えると思います。

【柳原】 人と人とのつながりを重視するということですが，当然，最初のころは，現地活動をする上で，多くの困難に遭遇したと思うのですが，これまで現地で活動されてきて，どういった苦労があったかという話をお聞かせ願えますでしょうか。

【河津】 第1に，特に最初のうち，人的つながりがなかった段階の話なのですが，ヴィエトナム側が持っている情報と私たちが持っている情報が必ずしも一致していなかったということが一つあります。というのは，例えば，この話というのは，大きく，ドナー側のコーディネーションという話にもつながっていくのですが，実際にヴィエトナム側がやってくれと言ったことが，違うドナーに対して同じことをやってくれというふうに言っているケースが昔はよくあったのです。しかしながら，ドナー側ではそれを知らずにやってしまった結果に，無用な重複が生じたということがありました。

それから，あと一つ，先ほど申し上げた，非常に良かったなと思う体験と表裏一体の関係にあるのですが，ヴィエトナムという国，ヴィエトナムの人たちというのは非常に人的な関係というものを重視するのですが，逆に言うと，人的な関係を持ってして物事を何か先に進めていきたいというふうな過度とも言えるような人間的な関係に対する依存があるということが困難の一つの原因だと思います。

それから，話がまた戻ってしまうのですが，ドナーの関係なのですが，現在で言えば，若干，特に去年から行われているLNA（リーガル・ニーズ・アセスメント）という作業を通じて，ドナー側の情報共有が非常に進んできたという意味で，改善している方向にはあるのですが，今，法整備支援をやっているこの国におけるドナーというのは，10をは

るかに超えていますので、その中での情報共有、また、その中でいかにうまく住み分けていくかということが非常に問題になっているということがあります。

ついこの間、LNA というものを通じて、ジョイント・プロジェクト・フォーミュレーション・ミッション、新しいプロジェクトを作っていこうと、そういうミッションがあったのですけれども、実際にジョイント・フォーミュレーション・ミッション自体は必ずしもうまくいかなかったのです。それはなぜかという、ドナー側がみんな均一で、必ずしも強いドナーがないし、ベトナム側にも強い機関がなく、調整機能がうまく働かないのです。だから、結果的に、ドナー側がそれぞれ独立に情報共有だけをしていくという状況で、必ずしもドナー側全体、ベトナム側全体が一つの方向に向かって、調整をしながらやっていくという形にはなかなか得ない社会ではないかなと思います。

あと一つ、これは特にプロジェクトの1年目にあった話なのですけれども、現地側と国内側のコミュニケーション、やはりベトナムにいる人たちと日本にいる人たちというのはかなり遠いところにいるということもあって、コミュニケーションが必ずしもうまくいかなかった部分があったかなと思います。そういう意味では、ある種、コミュニケーションをうまくするような方策を確保した方がよかったのかなというのは、困難としてあったことでございます。

【柳原】 2003年の3月で、フェーズ2が終わるということですのでけれども、今後の方向性、どういうふうになっていますか。

【河津】 実際にリーガル・ニーズ・アセスメントの報告書でもあったのですけれども、ベトナム側のニーズは非常に高いものがあります。今後10年間で、司法改革をして、それから立法改革をしていくということを彼らは目標に掲げていて、そういう意味で言うと、ニーズは非常に高いのです。特に高い分野として、まず一つは、司法改革です。例えば、裁判制度を変えていくとか、そういうものが一つありますし、それから、あと、ベトナムはどうしても2006年に WTO の加盟を果たしたいと考えています。しかし、今までのベトナムの法体系では、どう考えても WTO に加盟できないので、それに対する、それに即した法体系を作っていきたいということのニーズがあります。この中で私たちは、先ほどフェーズ2が最終段階にあると申し上げましたけれども、では、フェーズ3をやるのか、やらないのか、やるとしたらどういうことをやるのか、これは一つの大きな問題になってくるのではないかなと思います。やはりフェーズ2は非常にいろいろなことをやってきたのですけれども、いろいろなことをやってきただけに、では、一体一つの目標が何だったのか、一体何が私たちの努力の成果だったのか、それは必ずしも見えなかったかもしれません。例えば、個別の立法支援をやったときに、それがどういうふうに立法に反映されたのかということあまりよく分かっていなかったのです。そういうことが一つ、フェーズ2ではある種の反省点となり得るのかなと思っていて、逆に言うと、例えば、フェーズ3を作るのであれば、ある種、戦略をきちんと立てて、目に見える目的、成果をはっきりさせて、それでフェーズ3を作っていくのが一つの方向性としてはあり得るのだろうなと思っています。

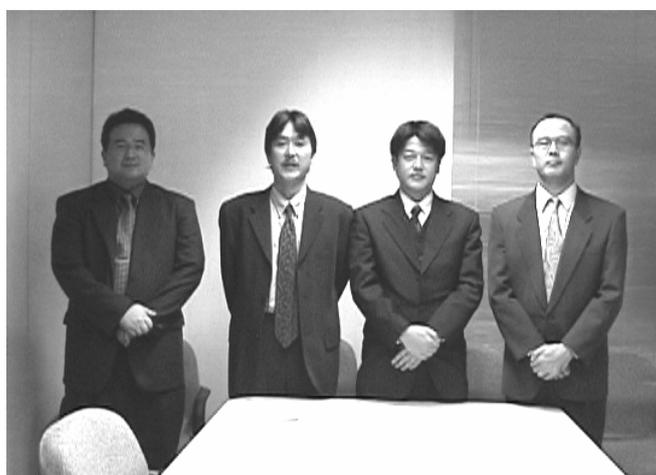
あと一つ、これは私が個人的に思っていて、実際にそうした方がよいのかなと思っています

のは、現地専門家が長くいることによって作られた人的な関係に基づいて活動していくとすると、例えば、その人が代わったときに、すべてがまたゼロからのスタートになってしまう。そういうふうな人的な関係に依存するような形ではなくて、あくまでも、プロジェクト体制の中で、人が代わってもプロジェクトはきちんと動いていく、そういうふうな形でやっていく必要があるのかなと思っています。

【柳原】 以上、現地専門家から御報告いたしました。

【山下】 どうもありがとうございました。

ベトナムには現在4名が行っております、一番左側の方が裁判官判事補の杉浦正樹さん、左から2番目が河津慎介さん、3番目が柳原克哉、当部から出向している検事です。4番目が大阪弁護士会から行っております弁護士の塚原千秋さんでございます。以上です。



それでは、予定の時間も押してまいりましたけれども、JICAのアジア第一部の次長をされております中野次長からODAを実施する側という目で若干お話しさせていただきたいと思っております。中野次長は、2002年1月、私と一緒にインドネシアに行きましたので、多分インドネシアの法律の事情も御存知だと思いますので、法整備の分野ではいろいろな側面を見つつ、ODA実施の問題を御存知かと思っております。よろしくお願いたします。

【中野】 御紹介いただきました中野でございます。今朝、お話しいただきました諸先生方、あるいは午後、現状報告をいただいた現地専門家の方々には、JICAから常に難題といたしますか、難しい状況の中で、知恵と工夫をいただいて、相手国に対する支援をより実質的に意味のあるものにするために日ごろから御支援をいただいておりますので、重ねて、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。今日お集まりの方々、私どもからしますと、こうした法整備支援あるいは司法改革支援に向けて御関心をお持ちいただいて、将来は、自分としても参画してみたいというお気持ちがお有りの方もいらっしゃると思っておりますので、そうした中では、皆様の御指摘あるいは御批判、あるいは御指導、御助言等も賜りながら、私ども、仕事を進めていきたいと思っております。

今朝、最後のところで、田中教官から御説明のありました現状のアンケートの分析と、そ

れに対する問題認識，対処方針あるいは解決策というのは，非常に網羅的に分析されておりまして，体系的に整理されておりますので，私ども，実施機関からあえて申し上げることはないのですけれども，多少重複するかもしれませんが，4点ほど，配付資料（本誌118ページ参照）の中に書いておきましたので，簡単に内容について付言したいと思います。

私ども，法整備支援は，他の途上国に対する開発支援と同様に移行期といいますか，大きな変化の時期にどのように対処するか，相手国が協力を必要としているときに，我々がどうした内容で力を差し伸べられるかということが中心になろうかと思っております。

戦略がない，あるいは方針がないと言われますが，大まかに申し上げますと，こうした移行期の国はそれぞれ移行する原因とか，背景とか，あるいは将来向かっていく方向については様々でございますが，日本が考えております，あるいは JICA が考えております考え方としては，例えば移行するときに，アメリカ型の方向に改善していこうとか，ヨーロッパ型にしたいとか，あるいはアジアの中心的な日本型のものも捨て切れない，日本型のもの長所を取り入れていきたいという意向がありまして，そうしたものにどうこたえるかというのが私どもの一つの使命になっていると思っております。日本型にしたいというのは，よくお話があるように，明治維新の経験とか，戦後の急速な経済成長とかいうところが例に出されまして，お世辞の部分もあると思っておりますけれども，アジアで共通する価値観というところを強調される方も多くおられます。それから，もう一つの意義は，欧米勢が非常に強力な中で，バランスパワーといいますか，代替案を考える中で日本の経験を活用する支援を得たいということも開発途上国の意向かと思っております。

手探り，手作り，試行錯誤という言葉がございましたが，ようやく現在の段階では，経験を蓄積して，教訓を共有しながら計画的な支援を今後工夫していけるような状況になっているのではないかと考えております。私ども，相手国に対する支援を考えるときに，大まかに言って，4タイプがあると考えております。まだまだ経験が少ないところでは，大勢追随型とでもいうのでしょうか，人材育成が非常に重要だと言われれば，他の援助機関がやっておられるのと同じように，教育訓練を重視しながら進めていくという考え方もございます。それから，例えば，日本が欧米に対して代替案といいますか，アジアではこうしたものが通用する，あるいは有効であると考えられる場合には，違う考え方を示していくというアプローチも持ち合わせております。ですから，例えば，カンボディアの草案，法案の策定支援がフランスのやり方と違って，共同研究ということを重視してきましたのは，お互いに根付くようなものを協同して作り上げていくことが，回り道でも，現地語も活用しながらやっていくことがかえって有効であるという，ある意味で代替案を示したということが言えると思っております。あるいは，日本はニッチといいますか，非常に有効な部分について支援を展開しておりますので，日本の比較優位を活用しながら，どこに支援をすると一番有効なのかということも考えていきます。

今後おそらく，例えば，市場経済化が進み，過酷とも言えるような競争社会が生まれますと，そこにはどうしても弱者といいますか，被害を受ける方が出てきますので，そうした人たちに対して，どのようなセーフティーネットを供与していくかというような新しい分野の

法整備支援なり、あるいは日本型の支援が必要になってくる事態も考えられると思います。一つここで強調させていただきたいのは、日本の ODA に対する支援、先ほど各方面からお話がありましたが、ODA 予算を伸ばして、もっと海外に支援をする必要があるというようなところについては現在多少陰りが見えております。1990年代当初には、私はパリの OECD で援助政策の審査を担当しておりまして、当時は、日本が援助量では1位で、「自信の日本」、「模索の欧州」、「低迷のアメリカ」というような表現が当たっていたわけですが、現在ではそれが多少変化しております。アメリカは、安全保障ないしは2001年9月11日事件の後、あつしたテロ行為が起こる背景を念頭にどのように国際支援を展開していくかというところで、新たな方向性を見極めておりますし、ヨーロッパでは、各国の社会民主主義政権が標榜する貧困削減、あるいは貧しい人たちの生活水準向上というところに新しい方向を見出して、ODA の支持基盤を強化しております。今、日本では、そうした ODA に対する支持基盤がソフトになっている、軟弱になっている実情がありますので、援助の効果をより実感できると思いますか、実践的に日本にどのような裨益が戻ってくるかという点も強調して、我々、案件を形成していく必要があると思います。これは卑近な言葉で言うと、「情けは人のためならず」といいますか、あるいは我々が途上国に支援することは将来に対する、我々に対する投資であるというところで共有化できるところがあるのではないかと思います。

3番目は、移行期、市場経済化、民主化あるいはより信頼できる政府の在り方というところに向けての知的支援は、法整備支援あるいは司法改革支援だけではありませんで、経済政策をどのように持っていくか、マクロ経済、政府の財政、金融、産業政策あるいは農業・農村分野の改革について、同じようにインドシナの移行期の国に対して支援をしております。インドネシアについても司法改革支援と経済改革支援を新たに始めました。そうした意味では、両者に共通性があるということが言えようと思います。それから、そうした国には、人材育成センターということで、幅広くビジネスの分野を担う人たち、あるいは日本語の教育、あるいは文化交流、あるいは研究協力という分野で、その国に開かれた日本の窓口として機能する「日本センター」というものを設置しております。

最後に、「三位一体」という言葉が日本は好きで、1980年代、1990年代、日本の ODA が成功したのは、三位一体の要素があったと言われております。それは、ODA で、道路、港湾、通信網あるいは電気などのインフラを整備して、それに対して日本の企業が海外直接投資で現地生産に乗り出して行って、生産されたものが日本ないしは欧米あるいはアメリカに輸出されて、その国の経済成長の基盤が出来、飛躍的に進歩したという経緯・歴史がございます。ただ、経済だけではなくて、もう少し社会の仕組みを変えていくということになりますと、そこに書きましたように、ソフトウェア、ハードウェア、あるいはそれを使い切る人間の育成に焦点を当てて支援していくことが必要ではないかと考えます。そうした中では、先ほど御紹介がありましたが、現地の研究者の方とか、現地の専門家、あるいは近隣国の専門家という方々も活用しながら、有効で比較的实现性の高い案件について、今後とも支援を展開してまいりたいと考えておりますので、今日、この場を借りまして、問題提起を差し上げて、皆様方の御意見、御指摘あるいは御批判等も賜れば有り難いと思います。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、質疑応答に入りたいのですが、竹下先生が午後3時までですので、まず、竹下先生に対する質問を優先したいと思います。質問票が出されておりまして、初めに、早稲田大学法学部比較法研究所の戒能通厚教授から出されております。カンボディアの法整備支援の場合に、訴訟法の基本構造について、カンボディア側とどのようなすり合わせがあったか、これがまず第1点目の質問です。それから、先ほどの話では、カンボディアが現状を変革しようという観点から、一定の構造を持ったシステムを導入するということになると思うけれども、この方法は、法整備支援における戦略と考えられると思うが、そういう法の支配を受容しようとする国であるかどうか、そういう基準は戦略の内容に含まれるのでしょうか。これが第2点目です。3点目として、訴訟法と実体法の関連について配慮したことが何かありましたら、お聞きしたい、こういう内容だと思いますが、もし違いましたら訂正してください。よろしいでしょうか。では、竹下先生、お願いいたします。

【竹下】 御質問ありがとうございました。それでは、まず第1点でございますが、カンボディア側と訴訟法の基本構造についてどのようなすり合わせがあったのかということでございますが、午前中の報告でも若干触れましたけれども、例えば、陪審制、参審制というような国民の司法参加制度を取り入れるのか、入れないのか、それからまた、第一審の裁判所を合議体で構成するのか、あるいは単独制でやるのかというような問題。その他、午前中に挙げたようなことについてすり合わせをやりました。具体的に合意に達するまでに時間のなかった問題の例として二つばかり挙げたいと思います。第1は、カンボディアでは、現在は、「調査手続」と翻訳している手続があり、民事事件であっても、刑事事件の予審のように、裁判官が一方の当事者だけからまず該当事件の事情を聞き、次に他方の当事者から事情を聞くという手続があります。それは、一般公開という意味で非公開であるのみならず、当事者公開という意味での対審的な構造もとっていない手続であります。

カンボディアの人たちは、裁判官が直接当事者からいろいろ聞き、尋問をするというようなことが、カンボディアの従来の訴訟に対する観念からすれば、不可欠だと言われる。しかし、それは、どう考えても、我々が考えている近代的な法治国家の訴訟制度としてはおかしいのではないかと。相手方当事者を立ち合わせずに、一方の当事者からだけ資料を得て、それがそのまま判決の材料になるということは、近代国家では認めがたいことだということで、いろいろ折衝しまして、最終的には、日本の新しい民事訴訟法でも認めている弁論準備手続のように、相手方の立合いを認め対審構造だけは維持するが、傍聴人を入れないという意味の非公開の手続とする。しかし、そこで行うことは、争点整理に限られることにしました。それから、もう一つ例を挙げますと、「法の定める裁判官」の原則を採用するか否かの問題があります。カンボディアでは、これまで、ある事件が裁判所に訴えられると、どの裁判官がそれを担当するかは、裁判所長が決めるということになっているのです。これが、いわゆるコラプションの弊害につながりやすいのです。ところが、フランス革命以来の近代司法制度の大原則として、「法律に定める裁判官」による裁判を受ける権利の保障という原則があります。日本では明治憲法24条に定められていた原則でございますけれども、それは、どの事件をど

の裁判官が担当するかは、あらかじめ定めたルールに従って決めるべきだという原則です。裁判所長が裁量で、この事件はあの裁判官にやらせてやろう、これは自分がやるというようなことをすることは、恣意が入る余地があって好ましくないというので、改めることにしようとして提案しましたところ、向こう側もその意味を理解して、そういう原則を入れることにいたしました。例えば、そういうようなことでございます。

それから、2番目の御質問に対するお答え、必ずしもこれは御質問に対する直接の答えになっているかどうか分かりませんが、私が午前中に、現在我々が考える法整備支援は、法の支配の妥当する民主国家体制を作るための法整備を支援する、あるいはその国自身がそういう意志を持っていることが前提になるということを示しましたが、これは、ある程度、長期的な視点も入れたことであります。ですから、当面は、市場経済を確立することが重要で、それができなければ、その国の国民の生活それ自体が維持できない。したがって、外資を呼び込むためにも、そういう意味での市場経済を確立するために必要な法整備をしたいと考えている。しかし、それは必ずしも民主的法治国家の原理を確立することと直接結び付くものではないというような場合でも、長期的に見れば、市場経済が導入されて、次第に民主的法治国家体制に移行する方向に行くのであれば、午前中の私の発言は、そういう場合に、法整備支援をすることを拒否すべきだという意味ではありません。

それから、3番目の、訴訟法と実体法との関連ですが、これはなかなか難しい問題であったわけです。同じ日本で起草支援をしているのですけれども、民法と民事訴訟法とを同時並行的にやっているものですから、その間で、常に意見交換をしながら、作業を進めるということは、実際問題としては相当難しいわけです。この問題が、最も直接出てまいりますのは、判決手続の場面よりも強制執行の場面、とりわけ、不動産に対する強制執行とか、担保権実行の場面です。御承知のように、ヨーロッパ諸国でも、不動産に関する権利というものは非常に多様です。したがって、民法の方で不動産法をどう規律するか。一番簡単な例を挙げれば、土地と建物を一つの不動産として考えるのか、別個の不動産として考えるのかということによって、強制執行の仕方は違ってまいりますし、担保権としていかなる権利が認められるのかが決まらなければ、担保権実行の手続を定めようもありませんので、この点は、民法の方の御協力をいただきました。民法作業部会での原案をこちらに見せていただくのは当然で、それは前からやっていることですから、そのときは特に必要だということで、民法部会の方から4人の委員に我々の作業部会に出席していただいて、こちらからいろいろ質問をして、答えていただき、こちらからも、注文を付けて、民法の方を直していただいたところもあります。そういう形で調整をいたしました。

【山下】 追加質問もあるかもしれませんが、もう1問出されていますので紹介いたします。立命館の鈴木康二さんからですが、鈴木先生は以前、国際協力銀行にいらっしゃった方です。質問は一つであります。市民社会化＝市場経済化ではない国があり、こういう体制移行国の法整備支援では、民法、民訴法を立法しても、商取引の準拠法にも紛争処理法にもなっていないという問題があると考えており、例えば、ウズベキスタンとヴィエトナムは、私人間の取引と商取引を分けて立法する方針である。カンボディアでは、こういう問

題はなかったのでしょうかということですが、私なりにこの背景を説明しますと、社会主義国では、民事法と経済契約法を分けて、私人間の取引は民法、商取引は経済契約法、あるいは商事法は経済裁判所というのがあります。つまり、一般法、特別法の関係ではなくて、並列にあるので、民法、民訴法をカンボディアで起草したところで、実際の商活動には使えないのではないかという前提があります。

【竹下】 実体法に関する部分は民法の問題なので、私どもの方で一般の民事取引法あるいは民事契約法以外に、商事契約法というようなものを想定して何かするというわけにはまいません。ただ、共通の問題としては、裁判所構成法というものは、カンボディアの場合には、フランスの植民地であったという歴史的な事情から、フランス法の考え方が強く反映されておりまして、商事裁判所あるいは労働裁判所というようなものが予定されておりました。しかし、カンボディア側との了解では、そういう裁判所、これはまだ現実にはできていないわけですが、仮に将来できたとしても、原則的には、我々が今作る民事訴訟法が適用になる。ただ、これらの裁判所では、扱う事件の特性に応じて、手続も一般民事訴訟手続とは違ったものとする必要のある場合もあり得るわけでありまして、そこで、もし将来、商事裁判所が出来て、商事事件に固有の訴訟法を作る必要があるということになれば、我々としては、それを否定しないという考え方でやっておりました。しかし、私どもとしては、今回作った民事訴訟法が、カンボディアの経済的発展と直接かかわりのあるような紛争事件には適用にならないことになるというようなことは考えておりませんし、先方もそういうつもりでいると思います。ちなみに、カンボディア民事訴訟法案第1条では、「民事訴訟に関する手続は他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律の定めるところによらなければならない。」とあります。したがって、今申しましたように、特別裁判所で民事訴訟法の特別法として、部分的にそれを修正するような訴訟手続法が出来るということを全く否定しているわけではないと申し上げておきたいと思っております。

【山下】 ありがとうございます。これは、ヴィエトナムやカンボディア、両方携わった先生もここに大勢いらっしゃいますので、もし必要があれば、また第二部の方でお願いしたいと思います。それでは、パネリストの方への質問を、もしございましたら、フロアからいただきたいと思っております。なければ私が質問いたします。多分、坂野専門家が一番長い経験があります。トップバッターで、私の司会も早口であったために、早口になってしまって、十分言い尽くせなかったと思っておりますが、先ほど ICD NEWS に自分の経験を載せるということがありましたけれども、1点、皆さんにこういう苦勞をしたのだというものを御紹介していただければと思っております。例えば、用語確定の際に、旧民法までさかのぼったとか、そういう話を以前伺ったようなことがありますので、その苦勞話がもしありましたらお願いいたします。

【坂野】 訳語と申しますか、クメール語の法律用語を確定していく作業というのは、もちろん私自身一人でできる作業ではありません。カンボディア側の担当者と共同でやっていく作業なのですけれども、具体的な形としましては、起草された条文案をクメール語に訳したものをカンボディア側の担当者と逐条で検討していく際に、用語についても検討するとい

う作業を行いました。日本語では、法律の概念として定着している用語であっても、クメール語ではそれに当たる概念、用語がない場合があります。これはクメール語だけではないと思いますが、ある言語から他の言語に言葉を置き換える際に、どうしても訳しきれない、あるいは特定の言葉で表しきれないという場合がありますので、そういった際の対処方法が、大きく分けて幾つかあります。まずは、造語するというのが一番ドラスティックな方法なのですが、これはなるべく避けたい方法です。特にクメール語は日本語のように漢字という表意文字を使って概念を表すことができない言語ですので、一覧性がないという意味でも、造語は避けました。それ以外に使った方法としては、今、山下教官からも御紹介がありましたように、1975年まで使われていた旧民法や旧民事訴訟法の中で使われている言葉をもう一度復活させるという方法、それから、少し長くなってしまいますが、説明的にするという方法、もう一つは、日常的に使われているごく普通の言葉に法律的な特別な意味合いを当てはめるという方法が、訳しきれない単語を表すときに対処した主な方法です。

【山下】　カンボディア人も知らなかったような文献を探し出したというような話があったように思いますが。

【坂野】　カンボディア自体は、先ほど1975年にすべての法律が廃止されたと申し上げましたが、廃止するだけでなく、いわゆる焚書坑儒のようなことを行ったために紙になっている文献がほとんど焼かれてしまったという歴史がありますので、残されたわずかな資料を、例えば、国立の書庫から探し出したり、あるいはそれをたまたま持っている人を捜し当てて、片っ端からコピーをさせていただいて、プロジェクトオフィスの方に資料としてそろえました。プロジェクトを始める前にこの作業を半年ぐらい行いました。

【山下】　ありがとうございます。次に、ラオスの専門家に聞きたいのですが、法曹人材が少ない、あるいは主体性がないということになると、例えば、日本が支援する、あるいは他機関でもいいのですが、何を要請してよいかわからない。要するに、自己認識能力が欠如している場合があると思います。かと言って、現在、よくドナーから言われるような先進的な法律を作ってほしいとか、あるいはラオス独自のものを作ってほしいとかいう要請も出てくると思うのですが、つまり、その要請内容に疑義があるのではないか。あるいは日本が考えると、ラオスの人たちにはもっと違うことが必要なのではないかというようなことがあると思うのですが、そういうギャップを具体的に感じたことがあるかどうか。あったとして、どう対処したか、あるいは対処しようと思っているかをお聞かせ願えればと思います。

【工藤】　どこの国でも、多分同じだと思いますが、目新しい法律は好きです。ですから、既存する法律にある問題点を改正して問題をなくすより、それをとりあえず放っておいて、新しい知的財産権法ですとか、格好いい法律をやりたいということはよくあります。そういう場合に、どういう方法で示唆をしているかと言うと、では、今、知的財産権法ではなくて、どんな問題があるのだと言うと、ラオスの生活からは、問題点としては把握しにくく、まあ、ほかの国が作れと、WTO に加盟する際には必要だから作るのだという頭もありますけれども、現実はどういう点で困っているかということをお聞かせ願えればと思います。

今、何が問題かというところまでさかのぼって質問していくと、こちらが考えている基礎科目というか、基本法の方に注意が向いていくということが何回かありました。

【山下】 要するに、十分な対話、あるいはじっくり話すということが必要だということだと思うのですが、ベトナムと違うのは、多分国民性の違いもあると思いますが、現地セミナーでテストをしているという話があるのですが、この評判はどのようなのでしょうか。

【工藤】 おおむね好評だと考えています。なぜかと言うと、現地セミナーで優秀者になり、本邦研修の参加に応募すれば、優先的に採用を考えるわけですし、競争意識も芽生えていることもあります。カンニングがあったと言って怒っている人もいるぐらいですので、テストに対してそれほど反発している様子もありません。あと、テストは、講義の前と後に行っておりまして、講義の効果を測るために、最初のテストにおいては、奇数番号の人はテストA、偶数はBとやって、最後では、逆のテストを受けさせるなどの方法で、効果を測定しやすくしております。また、最初にテストで分からなかったところというのは、講義でも注意が向いて議論が活発になって、ここが分からなかったけど、分かるようになったという効果が実感できるためではないかと思えます。

【山下】 次に、市橋教授に伺いたいのですが、ウズベク特有の伝統ですかね。伝統法といいますと、日本の明治時代を考えても、それ以前のを生かしながらできるかと言うと、近代化するには、そういうものは、まず違うのだという前提があって、なかなか使えないということがあると思いますが、その辺り、ウズベクではどういう状況なのか、説明いただければと思います。

【市橋】 非常に難しいところだと私も思っています。それで、つい最近、マハリヤの調査に行きまして、そこで分かったことは、マハリヤという、これは日本で言うと、市町村よりは小さいですが、現在では町内会、自治会ではない基礎自治体になっているところなのですが、自然村だったものが独立後、行政村になっているというようなところなんです。ここに調停委員会というものがあまして、これが近隣紛争であるとか、あるいは家族内の紛争等々の解決を基本的に担っています。したがって、そういった市民法的なレベルでの紛争は、実際にはほとんど裁判所に行かないです。民事的な表の規律はもちろんあるのですが、それを使う前に調停委員会等で、これが何か独自の地方の掟があって、日本の条例のように規律がきちんとあってという世界でもなくて、全く伝統的というか、文書にもなっていないけれども、倫理的な規律でもって解決をしています。

例えば、高い建物を隣の人が建てようとしていると、ウズベク人にとっては、庭は非常に大事なもので、光が当たらないので、それを削れといったようなことをマハリヤが言うと、それに従うとか、全然親の面倒を見ていなかった人が、親が死んだから突然帰ってきて、この土地は自分の土地だなどと言うと、マハリヤが出て来て、隣の人のものだと言って解決するとか、家族内でけんかが絶えないと、家の中の主人は男であるという精神に立って我慢しろというふうで解決したとか、そういう話が次々に出てくるという実情があります。ただ、様々な土地利用などに関して非常に強い権限を持っていますから、日本で問題になるような迷惑施設等の建設などに関しても、マハリヤの同意がない限りはできないとか、そういう面もあ

りますし、それから、福祉関係で互助的なことをやっているとか、治安の維持に当たっているとか、様々なことをやっています。したがって、非常に古いものと市場経済の、先ほどセーフティーネットの話がありましたが、そういう矛盾を解決していく面と、そこに何かアンバランスの状況で現に存在し、非常に強い力を持っているという状況がありますので、これから実際に様々な立法をしていく際に、こういうものをまずどう考えるのかということからやっていかなければならないということをますます強く思っているというのが実情です。

【山下】 ありがとうございます。時間が来ましたので、ここで第一部を終了したいと思います。また第二部のところでいろいろな質問もできるかと思えます。2000年1月に、第1回法整備支援連絡会を始めたときには、いろいろな関係機関が発表しただけだと私は聞いておりますが、4回目になって、現地専門家からの報告が聞けるというのは、それだけ経験が積まれたということの意味していると思えますので、こういう経験の共有ができたということだけでも非常に意義があったセッションだと思っています。御清聴ありがとうございました。

( 休 憩 )

## パネルディスカッション 第二部

### 「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」

【山下】 それでは、第二部を始めたいと思います。引き続き私が進行役を務めさせていただきますが、この第二部の題名はかなり大上段に振りかぶっております。「法整備支援の新たな展開—その理想像と戦略」と、この題名にふさわしい内容になるかどうかは定かではありませんが、まず私の方から、先ほど午前中に JICA の理事から戦略研究会なるものを立ち上げたという話がありましたので、そこで議論した内容を紹介します。その前にパネリストの方に自己紹介していただきたいと思っています。名前と肩書だけでなく、法整備支援ではどんな経験があるかも言っていただければと思います。では、矢吹先生からよろしくお願いたします。



【矢吹】 日本弁護士連合会からまいりました矢吹でございます。日弁連では国際交流委員会の副委員長を務めさせていただいております。それと、法整備支援の面ではカンボディア、ヴィエトナムの国内支援委員会の委員を務めさせていただくと同時に、他のインドネシア、ラオス、ウズベキスタンといった国へのプロジェクトにも関係させていただいております。95年から始めましたので、はや7、8年経っております。

日弁連の活動を若干御説明しますと、司法支援の活動では大変優位な地位にあるのではないかと思います。特に開発途上国の市場経済化を志向している国においては、弁護士の地位が非常に低いところが多うございまして、そこに対する支援強化というものが法の支配の実現のためには不可欠であり、ここに集中して法整備支援をできるのは日弁連ないしはその他の弁護士の個人、団体が一番適切であると思っておりますので、その点がまず1点あります。具体的に言いますと、カンボディアで JICA の開発パートナーシップ事業の枠組みでカンボディアの弁護士養成校を今年から立ち上げ、その運営、カリキュラム作り、チュータリング等を行っております。

2点目でございますけれども、これも一つ目と関係しますが、日弁連は日本で法律扶助等の活動を地道にやっておりますが、この法支配の実現のためには、貧困層の裁判所へのアクセスということもそれぞれの対象国では重要な点でございます。こういった日弁連が日ごろ日本でやっている活動を参考にして、そういった対象国でも実施することができるという点があります。具体的には、カンボディアのプロジェクトの中でリーガル・クリニックというものを立ち上げまして、他の法律扶助団体と協力して、貧困層に対する法的サービスの供与ということに対して助言を始めております。

もう一つ付け加えますと、日弁連は会社でも法務省のような官庁でもございませんで、言わば組織があってないようなものでございます。したがって、人も潤沢にいればいると、言

い換えますと、専門家ををお願いする環境をつくれれば、いろんな方に参加していただくことができるということでもあります。具体的に人材バンクを作りまして、既に100名以上の方が登録され、カンボディアの弁護士会プロジェクトでも既に20名、30名の方が参加しています。また、2003年から、経済産業省から委託を受けた CLMV 国に対する IT 調査、これにつきましても IT 関係の専門家を募ったところ、1、2週間で20名ほどが応募してきたという環境にあります。これは私どもにとっては非常に有り難い人材バンクになっているということでもあります。以上、簡単ですが、報告します。

【山下】 では、次に、鮎京教授、よろしくお願いいたします。

【鮎京】 名古屋大学の鮎京と申します。私も矢吹先生同様に、1996年、ヴェトナムの法整備支援が始まったときから JICA の国内支援委員会の委員として今日までやってまいりました。そして同時に、実は1年ほど前に、このアジア法整備支援という問題について、日本の文部科学省が科学研究費を出して研究をなささいという決定をしてくれまして、現在ではこのプロジェクトの責任者をやっております。後に発言させていただきましても、そういう意味で今日は主として、そうした二つの経験に基づいて、その過程で様々な感じたことについてお話をさせていただきたいと思っております。2002年は、先ほど市橋教授が言われましたように、ウズベキスタンにおける伝統法についての国際シンポジウムに参加したり、あるいはこの2002年12月にヴェトナムで郷約という村の掟についてのシンポジウムを行ったりしてまいりました。よろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。引き続きまして新美先生よろしくお願いいたします。

【新美】 明治大学の新美と申します。鮎京さんと同じように、ヴェトナムの国内支援委員会の委員をしております。また、カンボディアの民法作業部会、ヴェトナムの民法改正共同研究のメンバーでもあります。ヴェトナムに関しましては、国内支援委員会の委員であると同時に、1997年にワークショップの短期専門家として、登記法と供託法の講義をしたのが実質的なかわり合いであります。また、カンボディアにつきましては、基礎作業の第1回目のワークショップでプノンペンを訪れたということで、ある意味ではヴェトナムとカンボディアに対する民法改正ないしは民法の起草に関しましては、最も初期のころから関係をしております。その立場から、今日はいろんな経験を話させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山下】 ありがとうございます。続きまして作本さん、よろしくお願いいたします。

【作本】 日本貿易振興会アジア経済研究所 (JETRO) の作本と申します。私どもの研究所は、途上国の政治・経済・社会を主に研究している研究所であります。規模としましては250人ほどおりますので、かなり大きい研究所だということができるかと思うのですが、私どもが代々引き継いでおります考え方というか、立場は現地主義でございまして、途上国は全部入るのですが、アジアの人と同じ目線で物を考えるという現地主義の立場に立っております。私どもアジア法グループというのは研究所で5名ほどしかいないのですけれども、アジア法という研究チームを現在作っております。私自身はインドネシアを担当しております。

現在、JETRO、つまり日本貿易振興会全体ですが、そちらの方で経済産業省の支援を受け

まして幾つかの活動を行っております。例えば、通称、法制度研究会を隔月程度で行っております。あるいは最近、JETROの本部の中に経済法制度課という新しい課、これは法制支援を念頭に置いた課だと思いますけれども、そういうものが新設されています。あと、ジャカルタにおきましてAPECの会議を開催して、その場で法整備支援の重要性を訴えていきたいということがあります。私どもの研究所では、どちらかという地味な基礎的な調査研究ということになるのですけれども、2000年前後におきましてインドネシア、タイ及び中国に関しまして、それぞれ競争法、消費者保護法あるいは会社法という分野で法整備支援の作業を行わせていただいたことがあります。私どもは現在、経常的なアジア法研究といたしまして、予算面は経済協力と法制度ということなのですが、プロジェクトを行ってきております。具体的には、アジア諸国というか、主要国の司法制度、ADR、あと開発の法という視点から経済社会関係の法分野と、現在アジア諸国で関心が持たれております民主化、つまり、これまでの権威主義体制が崩壊していった、民主化をどうやって法律によって植え付けたのか、あるいは支援するのかという法の役割、そういうものを調査しております。併せて海外との共同研究あるいはワークショップ等を開催して、これまで調査を行っております。

私はインドネシアということで範囲が限られていますが、その立場から発言していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【山下】 第一部のパネリストでもありました中野次長、お願いいたします。

【中野】 JICAの方では、最近、国別アプローチといいまして、国の発展段階というのはそれぞれ違うので、個別にきめ細かく、それぞれの国の状況に応じて対応していかなければならないという考え方がJICAの中でもODAの中でも一般的になっております。そうした目的から四つの地域部がJICAに出来ましてから3年ほど経ちます。アジア第一部というのは、日本のODAの大手の受取手であるASEANの10か国と東ティモールを担当しております。JICAの中で、60パーセント弱のシェアということですので、まだまだアジア重視あるいはASEAN重視という観点がございます。その中でも、CLMVという言葉が出ました。これは、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナムの略ですけれども、シニアASEANの、例えば、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアあるいはフィリピンが経済開発についてはうまくテイクオフしまして、次にジュニアASEANあるいは後発組が今移行期にあるわけです。こうした国はまだまだLLDCないしは低所得国で、一人当たりのGNPも500ドルを切るようなところがございますので、支援を強化していこうということで、アジア第一部の中でもインドシナのタイを除くCLMVに対する支援が増えております。

ただ、まだまだ日本の支援は、皆さん御承知のように物的施設でありますとか、道路あるいは発電等のインフラ整備が中心であります。これらCLMVの国における2国間支援では、いずれも日本がトップドナーで一番大きな支援をしておるところでございます。そうした意味では全体の支援がうまくいくようにということで、先ほど申し上げた経済政策支援も日本センターも法整備支援もという重点国の位置付けをしております。こうした法整備支援あるいは知的支援というのは、まだまだインフラに比してメインストリームにはなっていませんが、全体の環境を整えて、総合的にうまく相手国の開発の面倒を見ていくといいですか、助

言をしていく、あるいは側面的に協力をしていくという点では非常に重要です。新しい潮流として、従来のハードなものに対して、こうしたソフトなものも重視しながら進めているという状況がございます。

私自身は国際協力分野で30年近く仕事をしてしておりますが、つい2、3年前までは名古屋大学の国際開発研究科ですとか、あるいは東大の国際協力学科というところで研究者ないしは出前の先生のような仕事をしておりました。その恩返しではないですけれども、現地にも行って難しい問題に対処できればと、アジア第一部では知的支援に2年近く取り組んでおりますので、先ほども申し上げましたが、皆さんの積極的な御参加を得てこうした重要な仕事をうまく進めていきたいと思っておりますので、引き続き御意見、御支援等をよろしく願います。

【山下】 どうもありがとうございました。それでは、まず私の方から、このパネルディスカッションを進めるに当たって全体の情報を皆さんにお伝えしたいということで、5分ないし10分、できるだけ5分で簡単に説明いたします。

実は先ほど話しましたが、法整備支援の戦略をそろそろ考えなければならないという提言がありまして、JICAで、これまで法整備支援に主に携わってきた人たちの英知を集めよう、そこで議論しようということになりまして、これが2002年8月から始まったわけでありまして、目的は、要するに知的支援を手探りで始めていったけれども、対象国も広がり、要請も多くなる、しかし、一方でどういう分野でやったらいいのか、日本の人材もそんなに多くない、それから、法整備支援を始めると一体どこが終わりなのか、そういう将来を見越してやらなければならないのではないか、そういうことを議論しようという目的で始まりました。現在まで4回開いているのですけれども、メンバーとしてはこれまで携わってきた方ですので、森嶋教授であるとか、鮎京教授であるとか、四本先生という名古屋の方の先生もいらっしゃいますし、それから日弁連の矢吹弁護士、ほかにも財団法人国際民商事法センターなどいろいろな方の出席を得て議論してきております。

そこで何を議論するかといいますと、手法としてはこれまでやってきたことをまず振り返る必要があるだろうと、大分古い言葉であります。総括する必要があるということで、それぞれの機関がいろいろなことをJICAの下、あるいはJICAの外でやっておられますので、そういうことはどういう意義があったか、どういう問題点があったかということの作業を行いました。もちろん、それはヴェトナムであり、カンボディアであり、あるいはラオスであり、それ以外の最近始まったインドネシアであり、ウズベキスタンであります。こういう経験の中に今後何か役立つものがあるかということも議論してきたわけでありまして、ここで大体浮かび上がってきたのは、最近いろんな報道がなされていると思っておりますけれども、カンボディアの成果というのが一つの教訓になるということが言えます。法律の草案を作るということで目標が非常に明確であり、それから、草案を作るのに相手方の起草作業メンバーが固定しており、対象者が限定されていて同じメンバー、少々の入れ替わりはありますけれども、これをターゲットに置いて4年間かけてじっくり対話して、仕上げていっているのです。それはカンボディアに限らず、ヴェトナムではまだ草案という形のものが出ておりませんが、ヴェトナムでも、フェーズ2という言葉を使っておりますけれども、民法改正共同研

究というものがあります。これは日本側の学者の先生を中心に、それから相手は司法省の起草部会が中心となっています。2000年8月から実働しておりまして、継続的な対話をずっと繰り返しております。やはり1回行っただけでは分からないわけで、何度もそういう対話を続けていきますと、市場社会の前提となる民法はどうあるべきなのか、取引の安全をどうすべきなのかということがだんだん分かってくる。そういう状況が見えてきました。

一方で問題は何かと言いますと、そういう継続的なものではないところに若干の問題が出てきているのです。これは特に研修運営に携わっている私どもにとりましてはよく分かるのですけれども、例えば、日本で研修をやりますと、特定のテーマを設定します。そこにヴェトナムの人が来ます。あるいはほかの国の人 comes。次回はまた別なテーマを設定します。また違う人が来ます。要するに単発の繰り返しになっているのです。現地セミナーもそうであります。現地セミナーの出席者の中には毎回出られる方はいますけれども、少し消極評価の言い方で言えば、やりっ放しのところがあるのです。もちろん記録は取っておりますけれども、なかなか成果が見えない。そういう対照的な面が出てきたわけです。もちろん日本に来ることによって非常に役に立ったという声はあります。そうやっている中でだんだんODAの環境が厳しくなってきました、先ほどラオスの方から報告がありましたけれども、環境の厳しさとは別に、研修などももう少しインセンティブがあるような形にした方がよいのではないかと、ラオスでは相手が応じるのでテストしてみたり、いろんな工夫をして少しでも継続性を持たせようということが出てきました。そういう試行錯誤がありまして、結局、やり方にそろそろ日本としてのスタンスを持つべきであろうということが出ています。

今後どうあるべきかということで戦略ということになるのですが、私は2000年9月の第2回では戦略という言葉は嫌い、基本方針でいいのではないかと、言ったのですけれども、便利なものですから、戦略という言葉で言いますが、そもそも日本には法整備支援における戦略がないのではないかと、理念がないのではないかと、ということがよく言われます。それから、対象国が増えてくると一体どういう国にやるのだと、こういうことにまず基本スタンスを持っていなければならない。それから、対象法分野は民商事法に偏っていないかという疑問が出てきています。日本側の人材も足りないし、今までやっている留学生とかの連携ももう少し足りないのではないかと、ということがあります。JICAの方からは、プロジェクト形式で明確な目標を設定して、指標ができるようなものをどんどん設定して、評価も考えてやらなければならないという議論をしてきております。もちろんここで議論したことが外務省の何かに反映されるとは思っておりません。本当の出だしとして議論しているわけです。

そこで、今回、ここにお集まりいただいた方々も巻き込んで、貴重な意見があればと思ひまして、このパネルディスカッションを行いたいと思ひます。よく言われるのが日本には理念がないのではないかと、ただやっているのではないかと。よく外交でも言われますけれども、その点に関して長く法整備支援に携わっている矢吹先生の方から、ODAの法整備支援、あるいはそれ以外の法整備支援のことで、もし御意見があれば、まず皮切りとしてお願いしたいと思ひます。

【矢吹】 私の方から若干、研究会で話した内容をそのまま申し上げます。皆さんそんなことは分かっている、当たり前ではないかという基本からまずお話をしたいと思います。戦略と言いますと、何のためにするかという視点から話し合っただけです。NGOの活動、ODAの活動を二つに分けさせていただきますと、NGOもそれぞれの設立趣旨、事業目的がありますので、それに羈束されます。その活動に国際協力活動がどうリンクするのかという点が非常に重要な点ではないかと思います。NGOのよいところは交流から始められるところではないかと思います。人材交流は非常に長く時間を要することであって、こういった地道な活動ができるのが実はNGOの一番いいところではないかなと思います。

二つ目のODAですが、これは一言で言いますと、納税者に対してどれだけ説明責任を尽くせるのかということであり、出資者は国民でありますから、国民にきちっと説明するべきであります。何を説明するべきかと言いますと、日本が国際社会の中でその地位を向上させるための活動であると、戦力がない以上、日本のODAは日本の地位向上のために使わなければならないという視点をきちっと明確にすべきではないかというふうに思っております。では、どの分野でどうした活動をするかと言いますと、1992年のODA大綱に掲げられている民主化支援、市場経済化支援、人権及び自由の保障支援といった三つの点が抽象的にはやはり中心ではないか。それは三つ理由があります。一つは、この三つはグローバルに法律家の間で高次の価値観を持っており、したがって、どこに説明するにしても、ここから始めればきちっと国際社会の中で認知していただけます。二つ目ですが、カウンターパートにとって非常に分かりやすい。この三つから始めることによって、受け入れやすいという点があると思います。これは国内に対する説明責任としても、憲法の中で「国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う」という前文から始まる日本国憲法によって、私たちが活動しているということをきちっと説明しやすいというこの3点があると思います。以上です。

【山下】 どうもありがとうございました。今、ODA大綱を前提に話がありましたけれども、この点はODAを取り巻く環境、もっと大きな観点と言いますか、位置付けが分かるように、どのような環境の中でこの法整備支援が行われているのかという観点から鮎京教授にお願いしたいと思います。

【鮎京】 今、矢吹先生が言われたODA大綱ということですが、今、私たちのアジア法整備支援というものがどのような環境の中で行われているのかということで、まず情報提供をしたいと思います。

一つは、既に多くの方が御存知のように、今、日本のODAに対して国内的な批判が非常に高まってきています。ODAをもう一度考え直すという論調の本が年末にも何冊も出るという状況であります。そこでの議論の一つの特色というのは何かと言うと、今、御紹介のあった1992年のODA大綱の3原則、すなわち民主化、市場経済、そして基本的人権というこうした観点から、しかも、対象国としては中国とベトナムという日本が非常に多くのODAを出している国々に対する在り方、それに対する批判という、すなわちそこでの論点というのは、なぜ他国を支援するのか、しかも大きな額でという、そういった批判が寄せられております。そういう意味では戦略論と言いますか、こうしたアジア諸国への法整備支援に携わ

る側はその先にある理念論を明確にしなければならないというのが私の基本的な印象でございます。

それからもう一つの情報は、今、隣の国、韓国で2002年からアジア諸国に対する法整備支援が非常に行われるようになってきたということでもあります。韓国の援助機関、すなわち JICA に当たるのは KOICA といいますけれども、ここで2002年からアジア諸国に対する法整備支援を始める。そこでの理念であるとか、動機付けを少し紹介してみたいと思います。

これは2002年12月の現地の法律新聞に載ったものを私たちの研究プロジェクトの韓国側の先生が翻訳して送って下さったもので、ここで紹介させていただくのですが、韓国の場合には例のアフガニスタンへの司法分野支援というのが一つのきっかけとなっているということです。それと同時に、近隣の国であるモンゴルへの支援という形で始まっております。ここで重要なことは、韓国においてなぜ法整備支援をするのかという理由付けについてであります。それはこのように2点に要約できると思います。一つは、彼らが言うには、法律文化の輸出というものは、低費用で高効率を持つ国家戦略事業であるという点です。それから、その後が非常に韓国的な状況を表しているのですが、統一後の北朝鮮の効率的な法体制転換のための経験を蓄積するということを述べております。そして、対象国としては旧ソ連圏及びアジア諸国ということで、具体的にはカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、モンゴル、カンボディア、ミャンマー、ヴィエトナム、ラオスとなっております。そして、彼らが対象とする法律の分野としては、憲法、民商事法、経済法、刑事法、また、人権保護・腐敗防止のための各種の国家制度及び法制度というようになっております。

したがって、また後で日本の理念ということについては発言させていただきますけれども、今、述べたことから最低限言えることは、少なくともこの内外の法整備支援を取り巻く環境、動向に真正面から向き合う形での議論が必要であると考えています。それから第2番目には、先ほど矢吹先生が言われた ODA 大綱の基本理念であるとか、原則論をどのように読むのか、また解釈するのかということ最低限度の認識とした上で議論する必要があるというのが私の考えであります。

【山下】 ありがとうございます。今、理念論から始めますので、もし理念論のことで続けてありましたら、お願いします。

【鮎京】 そうでしたら、もう少し発言させていただけるということで、具体的にもう少し申し上げたいことがあります。今、言いました ODA 大綱の3原則という問題をどう解釈するか、どのように読むのかというのは極めて難しい問題ではありますが、先ほどから出ている議論とのかかわりでより具体的に申し上げますと、市場経済化という一つの考え方なり方向というものが、民主化であるとか、あるいは人権という、その他の2領域とどういうふうにかかわるのかという問題だろうと思います。確かに市場経済化が進展すれば、また、民商事法が制定されていけば、先ほどの議論にもあったように、民主的法治国家へ向かって一つの前進である、あるいは人権の確保へ向けての一つのステップであるということは確かに言えるかもしれません。しかしながら、それと同時に大事なことは、先ほど JICA の中野さんも言われたように、実はそれと同時に、例えば、経済的弱者が存在してくるであるとか、

あるいは逆に人権の侵害という問題も起こってくるのです。私がこの3領域について申し上げたいことは、少なくとも市場経済化、そして基本的人権、民主化というそれぞれのファクターというのは、重なる部分はあるにしても、それぞれ独自のベクトルを持った概念、考え方ではなかろうか。そうであるとするならば、これらがそれぞれ独立の内容を持ったものであるということを明確にしながら、そしてこの3点をどういうふうにか考えるかということについては、これまで学問の世界で様々な理論モデルが出されているわけであって、その意味ではこの戦略であるとか理念を考える上では、これは学問に携わる者の特に使命として私は受け止めたいと思うのですが、早急にこの3点の関連をどう考えるかということを経験化していく、その作業が私は大変重要だろうという気がします。

もう一言だけ言いますと、これは何も抽象的な問題として言っているだけではなくて、例えば、午前中の議論の中でロック前司法大臣が立法技術、法の解釈と適応への支援、運用への支援ということを提案されました。この場合に直ちに出てくるのは、ヴェトナムの場合には例えば憲法とか、あるいは法律の解釈権限というのは、御存知のように国会の常務委員会というところにあるわけです。これは中国と同様でありますけれども、そうなってくると立法府自体が自ら作った法律等についての解釈権限を持つという中で、例えば、他国が行っているような憲法裁判所への動きであるとか、そういう動きが他方ではあるわけです。そうやってきますと、こうした問題も統治機構全般にかかわる問題としてどうしても論じなければならなくなります。その場合にこういう支援要請について私たちが支援を受け止めるといった場合には、どのような幅で受け止めていくのかという問題にかかわるものですから、今、述べたようなことを申し上げたということでございます。

【山下】 分かりました。その理念の話から多分それを具体化していくと、どういう対象国とか対象法分野という話にもなっていくと思うのですが、新美教授の方から、これまで民法を中心にヴェトナム、カンボディアでの経験で、もしこの理念論あるいはその分野のことに関して意見がありましたら、よろしく願いいたします。

【新美】 ODA大綱の3点というのは確かにそのとおりですが、一つ考えなければならぬのは、この3点を満たさなければODAはできないのかということだと思います。先ほど鮎京さんもおっしゃられたように、3点を同時に満たすということを持たなければODAはできないということになれば、何もできないということにもなりかねません。一つ言えることは、理念のうちの一つを手掛かりとして、他の理念を配慮しながらODAを進めるというのが一番実務的なことではなかろうかと思います。市場経済というのは国家のシステムの一つでありますので、市場に失敗すれば必ず国家が更生という観点から介入するわけですので、これを3点ワンセットでやらなければならないということは、なかなかODAとしては難しいだろうと思います。ただ、言えることは、市場経済によって効率性の高い経済システムを導入することは、一つには経済的な国家の基盤を作ることにはなりますので、その程度での三つの指標のベースを作ることにはあり得るだろうと思います。ただ、これはいろいろな国等の支援団体と話していますけれども、経済は進んでいるけれども、民主化も人権保護もできていない国もあるじゃないかということをおっしゃるので、そういうことから

すると市場経済だけをやるというのは問題があるというふうに言われる余地もありますが、基本的にはそのプロセスの中でどういうことをアドバイスしていくべきかということになるかと思えます。

これまでの現地からの報告にもありましたように、日本のやり方というのは市場経済のための民法とか民訴法を導入するという単純なものではなくて、それを入れることによって国のシステムがどうなるのか、どういう利害と得失があるのかということをお知らせないしは情報提供しながら法案を作っているわけでありますので、その中で幾つかの理念というのは、市場経済化という当面の目標の下で、その他の理念について盛り込んでいるということになっていることも注意しておく必要があります。後でも出てくると思いますが、あるいは先ほど来の議論にありましたけれども、押し付けの支援なのか、押し付けない支援なのかという議論がありますが、押し付けない支援というのは別段どうぞお好きなら取ってくださいというのではなくて、これは医療の分野でよく言われていますけれども、インフォームド・コンセントという言葉がありますように、相互に情報を出し合って、それぞれどういう解決の選択肢があるのかを見ながら方向を探っていくというものでありますので、表現だけで、中身を見ないというのはむしろ不適切であろうと思えます。ですから、ODAの3理念について、どこから取っ掛りを見つけるのかということだろうと思えます。ですから、他の分野について、市場経済から始まっていった中で足りない部分があれば、次の段階あるいは別のプロジェクトで進めていくということを考える方が実際的ではないのか。そういうふうに私は思っております。

【山下】 ありがとうございます。おそらく鮎京教授が申されたことは、3点ワンセットでなければODAはやらないという意味ではなくて、多分、今までがあまりにも市場経済移行への支援に偏りすぎていて、もしかしたら他を排除しているように見えている、あるいは何もやってないというだけで、もっと間口を広げたらどうかということだと思います。優先順序の問題にもなるかと思えます。そこで、JICAの支援とは違いますけれども、アジア経済研究所の方から見て、この点に関して何か意見がありましたらお願いいたします。機関代表ではありますが、個人の意見で結構でございます。

【作本】 あくまでも個人にさせていただきたいと思えます。今、新美先生がおっしゃるように、市場経済化は必ずしも民主的な、あるいは民主化に結び付く、結び付かないということはあるのではないかと思います。もちろんそれ以外に、移行経済でないインドネシアの国にとりまして非民主的な時代がありましたし、現在、多少とも民主化されているということで、ここで移行経済だけをODA大綱の中で取り上げているということに私は反対したいのですけれども、これを必要とする途上国が法制度について日本に対して期待しているならば、私は支援してよいのではないかと思うわけです。この援助理念につきまして、既に鮎京先生の方からお話があったのですが、ODA大綱が出来た背景には、日本の援助全般ですが、非民主的あるいは軍事的な政権に対して援助しているという批判があったために、こういう大綱で明らかにするという経緯があったのではないかと私は記憶しているのですけれども、そのように考えますと、ODAというこの援助理念を明らかにすべきだということは分かるの

ですが、理念といいますと、我々にはかなり崇高なもの、立派なものというように思えてしょうがないのです。英語で置き換えたら、これはフィロソフィーに当たるのではないか。変な日本語を持ってくればこれは哲学、援助に本当に哲学は要るのだろうかということで、私は堂々巡りをしているわけですが、そこまで本当に理念というものにこだわる必要があるのだろうかという疑問を持つわけです。かと言ってなくては済まないだろうと考えますと、どうして戦略性との間にずれが出てきているのだろうかということを少し考えていました。

一時期、要綱が出る前後でありますけれども、ちょうど1990年ごろに援助のことを議論した際に、先ほど御紹介がありましたように、三位一体ということで人道主義、これはどちらかと言えば貧困問題を解決するとか、あるいは人権ですとか民主化への配慮です。2点目が経済協力、これは日本との経済関係ということです。ODA そのものがありますし、日本の投資ということもあります。3点目に相互依存関係というものがありました。この相互依存関係というのは極めて内容が定まらない内容かと思うのですが、例えば、日本とアジア諸国との付き合いということでもあります。ここでは先ほど投資と言いましたけれども、そういうもろもろのもの、あるいは日本がどういう支援、又は ODA に期待を寄せるかという戦略的な部分がこの相互依存という言葉の中に入っているのではないかと思います。人道主義は、例えば、民主化、人権に分かりやすくつながる言葉かと思うのですが、経済協力、これは移行経済諸国を扱えば移行化を支援するということになりますので、かつて援助目的として言われていました3点のうちの相互依存関係という考え方が、おそらく ODA の理念という、さも立派そうな概念に当てはめたときにこぼれてしまったのではないかという気がいたします。

話が戻りますけれども、アジアには今、いわゆる民主的な国も非民主的な国もあります。あるいは移行経済の中で民主化につながるだろう、あるいはつながらないかもしれないというような幾つかのグループがあると思うのですけれども、それにしてもアジア諸国がこれだけの経済発展を遂げてきて、国際社会への仲間入りをしたいというのはグローバル化です。あと、移行経済の国につきましては市場経済を取り込みたい、あるいは貧困な国につきましてはより経済発展を高めたい、一方、民主化に進んでいる国は更に遂げたい、あるいは分権化の方に進みたい、こういうふうな幾つかの方向あるいは希望を持っているのではないかと思います。そういうことで、具体的にはアジアの国は司法改革を進めているわけであるかと思えます。

ただ、今のような視点から考えまして、これまで一般的な日本の経済インフラを中心とする ODA から見ますと、幾つか変わり目に来ているのではないかという気がするのです。一つ目に、日本のこれまでの過去の援助は経済インフラ、ダムを造るとか、橋を造るとか、そういうものになんか特化してきた、あるいは継承していたのではないか。だけれども、ある程度アジア諸国が経済的な発展をエンジョイしたところでは、経済だけではなく、社会発展というものも眼中に入れる形でやっていかなければならないのではないかという気がします。さらに、先ほどお話がありましたように、経済発展といいましても、今これが富の配分にまでかかわってくるということですから、今、途上国問題の一番の急所の部分である貧困解決に立ち入らなくては議論が進まないのではないかという気がします。そういうことで2点目

になりますけれども、経済発展の中に社会発展という概念を一緒に込みにした形で、援助の考え方をまとめていかなければならないのではないかとということになります。3点目として日本とアジアとの関係、先ほど相互依存関係ということで十何年前のお話が出しましたけれども、関係が微妙に変化してきているのではないかと気がいたします。かつては明らかに日本の方が経済力も技術力も持っていた。それが徐々に経済力を持つようなアジアに変わってきた。そういうところで、場合によっては日本との競合関係さえ生まれることもあります。そういう立場から先ほどの相互依存関係が変わってきているので、そこにどうしても新たな日本の立場というか、戦略的な物の考え方を注入しなければならないのではないかと気がします。かと言いましても途上国というか、アジア諸国から日本に法整備支援をしてもらいたいという、必要としている声は入っているわけですし、既に御紹介がありましたように、日本の経験の中から何かを学びたい、既に欧米の知識を日本で一度ふるいにかけて、その日本の知恵を日本から学びたいということがありますので、これは一つのアジア諸国の日本に対する要望として当然の成り行きであると考えます。以上です。

【山下】 ありがとうございます。よく日本の法整備支援に理念がないという人がいるということがありまして、それは要するに相手から要請されれば何でもやっているのではないかと。これは多分、知的支援以前のことで、あるいは知的支援も含むのかもしれませんが。そういうときに多分いつも矢面に立たされるのは JICA なのだと思うのですが、要請主義ということがよく分からないかもしれませんので、最近、よく要請主義のことが問題になったり、悪しき要請主義とも言われたり、この辺のシステムといいますか、なぜそういうことが問題になっているのかを御説明願えればと思いますので、中野次長、お願いいたします。

【中野】 分かりました。もし御関心のある方は名古屋大学大学院の国際開発研究科の「開発と文化叢書」の29号にですが、「転換期の日本の国際協力」というワークショップ報告論文集に「要請主義と国別アプローチ」という論文がありますので、詳しくはそれをお読みいただければと思います。国際的に ODA とか他国の経済発展段階の支援というのは第2次世界大戦以降の現象でして、それに対する理念というのはここ30年なり40年の間に変遷してきているのです。

一番最初は利他的といいますか、他人に何らかの施しをする、あるいは助力をするというのが ODA の理念であって、それに対する見返りを求めてはいけないという極めてストイックな潔癖な態度をとっていたときがあるわけです。これもどんどん変わってきてまして、例えば、アメリカは今や自分の国のために援助をする、あるいは1990年代の初めにアメリカの援助が低迷したのは、自分の国のためにならないのになぜ援助する必要があるのだという、今、日本が直面している問題と同じような事態にアメリカ自身が直面していた事実があります。歴史的には、日本が「要請主義」という相手国の要請に非常に重きを置いて考えたのは、日本の援助が賠償から始まったということに起源があると考えられているのが一般的です。これはなぜかと言いますと、戦後の賠償をやっていく中では何が御入り用ですか、どんなものが有効なのでしょうかとという形で、日本からオファーないしは申し出ることなく、相手側から欲しいと言われるものを、全く無差別に与えたわけではないのですが、それにおこたえす

るというのが基本的な考え方で、それで大きな問題はなかろうというのが当初の発想であったと言われます。

それから、次に1970年代、1980年代には、相手方から要望されるので、要望されたものを供与するのであれば、日本の ODA 実施機関の負担が少ないということも考えられて、拡大する ODA に対して、要請主義は事務量をこなすのに都合がよいという側面もあったと言われています。要請主義というのは、この「主義」、「プリンスパル」というほどの原則ではなくても、アメリカでも、カナダでも、ヨーロッパの国でも手続をフォーマライズするためのものとして、押し付けや押し売りの支援はしていませんと言うために、最後に要請してもらって、頼まれたという手続面を完了することはやっています。ただ、日本のように、要請されるまで当方からの申し出は考えませんというのではないということです。ただ、1980年代から2点大きな問題が出てきます。これは、一つは要請案件の中身を考えるのが、当時、海外進出を手掛けていた日本の商社であったり、ゼネコンであったり、コンサルタントの方だったりしたということで、相手方からの要請はあくまでも擬制されたものであって、その中身は日本側が作ったものであって、それを相手方からの要請という手続の中で、日本は頼まれてやっているという形式を作っているだけではないかという批判が日本国内でも出てきます。また、途上国からも出てきますし、他の援助国からも出てきます。

さらに、日本もうまくいかなかったときには、相手から頼まれてやったことだ、我々が言い出したことではないという形で、うまく難題を避けられるという意味で「要請主義」を使った場合もあると言われています。「要請主義」に変更をもたらすきっかけは、環境問題が1980年中葉から注目されてきたことに関連します。特に、アジアでも他の地域でもそうですけれども、経済成長を急ぐ国は環境を後回しにすることがあって、経済成長の副次効果として環境の悪化が予想された場合でも、日本は要請主義で相手方からの依頼を待っていたのでは、環境問題に対応できない焦りといいますか、ジレンマに陥るわけです。そうした中で新しく出てきたのが「共同形成主義」という考え方です。ですから要請も待つことが本来であるけれども、こちらからのオファーないしはプロポーザルも出して、日本が考える環境保全と成長、あるべき発展の形態を確保したいという考え方が出てきて、「要請主義」は「主義」と言われる原則ではなくて、手続として形式化あるいは相対化されて、「共同形成主義」が現れるのが1990年代です。これは当時の ODA 白書を見ていただければ要請主義の変遷が説明してありますので、御関心のある方は御覧いただきたいと思います。

1990年代の中葉から出てきたのが今度は国別アプローチということで、司馬遼太郎ではありませんが、支援対象国の国の形、あるいは相手国をどういう方向に支援した方が正しいと考えられるのだろうかを吟味するようになります。相手国の立場もありますし、あるいは日本にとって都合がいいということもありますけれども、そういう意味で相手国の発展の方向や形を考えた上で、日本が申し出られるもの、あるいは相手国の要望してくるものを政策対話と呼んでいますけれども、双方がよく話し合った上で一番いいものを選んでいこうということで、以来、外務省が約15か国の重点国については国別援助計画というものを作っております。こうした中で各国別の法整備支援や経済政策の知的支援も位置付けられております。

JICA の事務所は全世界に60ぐらいありますので、そうした JICA 事務所がある約60か国については、JICA 国別事業実施計画を作っております。カンボディアについても、ヴェトナムについても、ラオスについても、法整備・司法改革支援がそれぞれ国別計画の中に位置付けられるという格好になっております。

結論になりますが、形式的な、あるいは過度の受け身的な要請主義というのは今や形骸化し、相対化されて姿を消して、よりプロアクティブに日本から働き掛ける姿勢が求められ、一般的になっているというのが私の認識です。

【山下】 ありがとうございます。その要請主義についても、現在、確か ODA 大綱の見直しが始まっていて、多分、要請主義の見直しという言葉を見たような記憶がありますが、そういうことでよろしいでしょうか。どうも言葉が一人歩きしているというところもあるのだと思います。

【中野】 そうですね。今現在、ODA 大綱も見直しの時期に来ていまして、それから政府与党も ODA の在り方を抜本的に見直すということですから、1992年に出来上がった日本の援助の基本方針は10年経って、今や転換期に来ているということが言えると思います。

【山下】 時間が押している関係がありますので、議論を進めます。

確かに理念がありまして、要請主義というものがあまして、それから対象分野という対象国があります。それはすべて日本側の人材に跳ね返ってくる問題であります。要するにどこまで広げるのか。結局は日本側の人材がいれば、対応できる部分ではできるだけ対応するでしょうし、少なれば優先的順位を付けなければならないということはあるのだと思います。先ほど鮎京教授の方から、なぜ民商法だけなのかということで、韓国の例を引きつつ公法も入っているという話がありましたけれども、対象分野、対象国と日本側の人材との関係で名古屋大学の方で何か、あるいは御自身の経験で今やろうとしていることがありましたらお願いしたいと思います。

【鮎京】 ありがとうございます。今までの話とは少し違いますけれども、人材育成ということについて申し上げたいと思います。

これも午前中、ロック前司法大臣が日本の大学でヴェトナムの学生を育成してほしいとか、あるいはヴェトナムでの日本法センターの設立というお話をされました。そのこととの関係で少し申し上げますと、実はこの会場でお配りしております私どもの CALE NEWS というニューズレターがございますが、(この7号に杉浦センター長の顔がぱっと写っているものなのですけれども、)ここの中を開いていただきますと、実は2002年の6月に私ども名古屋大学は「体制移行に伴う法整備と法学教育」ということで、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、モンゴル、ウズベキスタンという国から集まっていたいて、日本における、特に人材養成、法学教育の在り方について議論をいたしました。そこで出てきた議論というのは、簡単に申し上げますと、現在はこれらの国々の研修生、留学生に対して英語による授業という形で行っております。ところが、英語による授業というのは、それはそれとして非常に貴重な場であるわけですが、それだけではなくて、英語による授業という形式を維持しつつも、実は日本語による授業をこれらの国々に対する授業として行い得ないかという

ことを私どもは考えております。ロック前司法大臣は学部の学生から呼んでということと言われましたが、それも一つの方法だろうと思います。私どもが考えているのは、そういった学部段階で呼ぶということとともに、例えば、ハノイで言えば、ハノイ法科大学に日本語コースとともに、日本法の授業を受けられるシステムを日本の大学と共同しながら作り上げる。そこでよくできる人たちを、例えば、JICEの奨学生として日本に連れて来て、大学院教育を受ける。そうすると、都合7年、8年、日本の日本法というものにかかわるのですから、より効果的な日本法教育が行われるのではないかとことを私どもは考えております。

【山下】 今の話だと、もちろん直接の話は支援相手国の人材育成の話です。今度はそれを教える側の体制なのですけれども、これは困難に突き当たったことはありますでしょうか、それとも困難だらけなのではないでしょうか。

【鮎京】 この問題は、今の文部科学省の方が、これは高等教育だけではなく、初等教育レベルから、実は日本の大学の教員であれ、小学校の教員であれ、こういう人たちが国際協力という形で外国に出ていく場合の問題点をかなり整理してきております。例えば、現状で言いますと、私どもの大学の教員が2年間ヴェトナムにぱっと行くということがなかなか制度上難しい状況にありますので、そうした制度を変えていく努力が早急になされるならば、かなり大学の教員もこうした現地への協力ということが可能になってくるだろうと考えております。

【山下】 人材という面ではよくカンボディアの方には弁護士が派遣されているのですが、ヴェトナムにももちろん派遣されております。先ほど自由なための利点もあるという話が矢吹弁護士からありましたけれども、日弁連では登録制度などを作っているという話ですが、実際にはどういうふうに効果が上がっている、あるいは弁護士が行くにはどういうところで困難があるというのがありましたらお願いしたいと思います。

【矢吹】 弁護士の場合は、フルタイムで国際支援に参加している方は、JICAの長期専門家で行っている方以外はありません。日常、自分たちの仕事をして、そこで糧を得て、そして、その一部になるかもしれませんが、かなりの時間を国際司法支援活動に投入する。そういった弁護士の生活状況を踏まえた人材育成をしなければ、机上の空論になってしまうというのが私たちの視点です。したがって、私たちは、長期で行かれる方についてはきちっとした条件整備をし、短期で行かれる方については、1年間のうち1週間海外に出ていただきたいということを申し上げております。そして、前者については、JICAと長期専門家の条件についてこれまでいろいろと話し合いをして、かなり改善してきたと思いますし、先ほど申し上げたように、登録制度を既に3、4年立ち上げておまして、100名以上登録しています。この登録した方から、長期専門家も今、ヴェトナム、カンボディアの方に行かれています。

問題は短期の方でありまして、アジアで法整備支援をする一つの利点は近いという点であります。カンボディアで1日会議をしても、日曜日に行って火曜日の朝には自分のオフィスで仕事をしている。フルに朝から夕方までカンボディアで会議をしても帰って来られる。したがって、アジアが対象地域として、日本が非常に優位な立場にあるということを忘れては

ならないと思います。短期の方は、特にあまり法整備支援に馴染のない方に対しては研修会を開いておりますが、1点だけいつも申し上げますのは、先ほどの要請主義との関係で、要請主義は要請があってプロジェクトを決定して、そして終わりまで、これがすべて要請主義の一環でありまして、その裏返しがサステナビリティでありますから、自分たちが20パーセントから80パーセントの力を投入して、先方と協力してプロジェクトを運営していけるという方をいかに生み出していくかというのが私たちの方針であります。

一つだけ申し上げますと、トレーニングは年1回していますが、オン・ザ・ジョブトレーニングが一番いいのです。それは現地に数多くの方が行っていただいて、現地で1週間びっちり相手国の方と議論をして、経験を積んでいただくということが一番よいということは経験的に言えると思います。

【山下】 ありがとうございます。国際協力部といいますか、法務省の立場から言いますと、これも新しい事業でありまして、国際協力部が出来て、教官が来ますけれども、結局その供給源はどこかというところ、せいぜい広げて裁判官になるかと思っておりますけれども、もちろん、いろいろな採用枠組みを作ることによって、弁護士あるいは大学の研究員から入れることもできないではないと思うのですが、結局、体制が整っていないというのが、多分、大学でも、役所の方でも共通の問題だと思います。議論していても長くなりますので、できるだけ出席されている方の議論も巻き込みたいのですが、今までお話しいただいたことから分かりますと、大体理念の話とか、あるいは要請主義の絡みで、相手との対応をどうするかという問題と日本の人材、更には留学生の問題があると思います。

それで、ここから質疑応答に入りたいと思うのですが、一応50分間をめどにいたしますけれども、ここでお話しいただいたことをまず念頭に置いていただきまして、質問がありましたら質問票を適宜出していただきたいと思います。その前に、第一部では竹下先生に対する質問がありました。第二部では森嶋先生に対する質問がございます。まず、戒能教授から出ておりますが、御本人から、この質問票には極めて簡単に書いたため、自分で質問したいということですので、戒能教授、よろしいでしょうか。

【戒能】 ありがとうございます。それでは、私の方から質問をいたしますが、森嶋先生には単純な質問をしますと反論されて終わってしまいますので、むしろ提案型質問という形で、先生の午前中の非常に興味深い御報告について、今の議論も含めて少し質問させていただきます。

先生は特に法整備支援が ODA であるということと要請主義であるということ、その2点を非常に強調されて、言わば、そこに一つの法整備支援の目的とともに、完了時点といえますか、一体どこでそれが終結するかという、おそらくそのメルクマールも多分そこに求めておられると思うのです。今、議論の中で、特に鮎京さんから民商法と市場経済あるいは人権といった点が出ておりまして、先ほどの鮎京さんの御紹介に少しありました文科省の科学研究費のプロジェクトも実はそういう理念といえますか、法整備支援全体についての、今日は戦略という言葉が出ましたので、戦略についても研究しようということで実際やっているわけですが、そのとき私が非常に感じるのは、日本の改革はどうも連関性を持っていないので

はないかということです。

午前中いらした竹下先生がお帰りになってしまったので、少し残念なのですが、御承知のように法科大学院がつくられつつあるわけですし、そして竹下先生もおっしゃったように、正に司法制度改革審議会は法整備支援も非常に重要な課題として提起されているわけですが、森嶋先生のおっしゃる ODA であるというところから、どういうふうにこれを戦略的に広げていくかという観点は非常に重要だと思うのですが、残念ながら法科大学院構想の中にはそれに結び付く、つまり法整備支援に何らかの形で結び付くような構想はほとんど入っていない。特に、国際的に活躍するロイヤーをいかに育てるかという観点がほとんど欠落しておりまして、したがってリーガルライティングとか、そういうものは書いてありますけれども、法科大学院で外国語とか、そういう正に国際的なリーガルノレッジをどういうふうに蓄積していくかという点はないのではないかと思うのです。そういう点で、私は法整備支援というものを是非法学教育、さらに、NGO、NPO、そういったところへ拡大するような戦略を作る必要があつて、そういう意味で法を作った段階から以降は、これは政府間というレベルを超えて、もう少し広がりを持った形のシステムを法整備支援の概念の中に作ることはできないだろうかと思っているわけです。

そういうふうに思いましたのは、実は新美さんなどと一緒に先ほどのプロジェクトでオーストラリアに行きましたときに、オーストラリアでは我々は法は作らない。つまり、法の担い手を支援して作るのが我々のいう法整備支援であつて、日本は法を作っているようであるけれども、それは我々はやらないのだということを非常に言われまして、その考え方は多分、法整備支援の概念とともに、どこを終点にするかというところについての日本の戦略が必ずしもはっきりしていないと思うのです。ですから、法整備支援をしていけば、仮に民法を作れば、その民法がどこまで適用されているかということの正に法社会的な調査が当然必要になってくるわけですから、法整備支援のコンティニューイティーの中で問題が広がっていくという形になると思うのですが、それだけでは法整備支援の外延は拡大しないのではないかと。それは法科大学院づくりの中にも端なくも反映されているのではないかと思うのです。

長くなって恐縮ですが、その意味で法整備支援を日本の方が変えていくような概念を含む形のものとしてとらえれば、これは法学教育も重なりますし、法曹養成も重なりますし、それから正に政府ではなくて、民間レベルの交流とか、そういうものを全部含んでくる。ですから、どこかで法整備支援の段階論のようなものを作る必要があつて、法典整備はどこで完成したことになるのか。そして、その次に一体どの段階に日本は行くべきなのかということを見ると、これは結局、日本のシステムの問題だと思うのです。つまり、日本のシステムをいかに作るかという問題に結局は跳ね返ってくるわけですから、そういう意味では法学論も含めて、法整備支援を通じた全体的なステージといいますか、段階論的なものを構築する必要があります。それは多分、法整備支援に専念しておられる弁護士さんとか、先生方はともそこまでやっている余裕はないと思うので、そういう集団的な作業を是非やるようなことを、この場だけではできないと思いますけれども、そういうことを考えていただきたいということを前から思っていますので、是非お願いしたいと思います。これは質問ではなくて、

むしろ提案型質問ということでよろしく申し上げます。

【山下】 森島先生、何かございますでしょうか。

【森島】 午前中に出していただいた質問ですとお答えできますけれども、提案型質問で、何をおしゃりたいのかがよく分からないので、それに対して答えることはできません。そこで一応、問題点を整理したいと思います。

まず、法整備支援という言葉ですけれども、我が国の法整備支援はこれまで主として ODA の枠でやってきたわけですから、ODA としての法整備支援の話をしてきたつもりです。前に日弁連がカンボディアで人権の模擬裁判をやったりしたことがあります。そういう立場から法整備といいましょうか、法についての支援活動をなさることは構いませんし、名古屋大学が学問として法の在り方、あるいは民主主義というのはどうあるべきか、憲法裁判所はどうあるべきかということをおやりになることは、全く構わないわけであり。ですから、ここではまずファンクショナルに、操作的に、法整備支援というものを、ODA による法整備と定義しておいた方が混乱がないのではないかと思います。

法整備支援を ODA の一環として考えますと、先ほどから理念ということが問題になっていますけれども、ODA 全体の理念の下で、法整備という法律についての技術的な支援・技術協力というものをどうやるかという戦略が問題となります。ここで私のいう戦略というのは理念イコールではなくて、その理念の下で何をターゲットにして、どういう方法でやるかということについてであります。これは午前中にお話しましたように、その国の状況によって違い得るわけでありまして、例えば、民商事法の整備がその国にとって今必要だということならば、それについて対応するということだと思います。

そこで、先ほどから要請主義というものが非常に悪者のように、これもまた二つの別の意味で使われていまして、要請主義だから要請されないことはしないのかという意味で要請主義が批判され、もう一つは要請がありさえすれば何でもするのかという意味で要請主義が批判されているのですが、これは要請主義に対する全く別の理解であります。先ほど鮎京さんが言われたように、要請主義ということが、要請がない限り何もしないという意味だとするならば、これは、政策対話の重視という形で、既に1992年の段階では解消されています。政策対話というのは、相手国に対して我が国の考え方を説明し、我が国の ODA の理念に沿った要請を出してもらおうということです。しかし、ODA は政府間協力ですから、相手の政府が望まないものを ODA としてやるわけにいかないことは確かです。相手方の政府が望むようにするかどうかということが政策対話にかかっていることになりますけれども、政策対話の結果で相手国が日本の法整備支援で憲法裁判所をつくってくれとか、民主化を進めることを一つ教えてくれというのならば、それはやるべきかもしれませんけれども、少なくとも今まではそういうことではなかった。ですから、鮎京さんが言われるように、ODA 大綱の理念としての民主化もやりたい、市場経済を進めたい、基本的人権を確立したいということならば、そのような政策対話を今後進めていくべきだろうと思うのですが、これまで1996年のヴェトナム、1997年のカンボディアの法整備支援を始めるに当たっては、ヴェトナム政府、カンボディア政府が内外ともに市場経済化を進めるに当たってそれぞれが抱えている問題につ

いて、日本の経験に基づいて法的技術の上でどのような貢献ができるかという観点からやってきました。その意味で正に戦略でありますから、そこでのターゲットというのは、長期的なターゲットとしては市場経済法の確立ということであり、短期的なターゲットとしては民法なら民法の立法を支援するということでもあります。

もしかすると鈴木さんの質問が別に出るのかもしれませんが。

【山下】 そうなりますと、鈴木康二さんの質問をここで紹介いたします。ヴェトナムでは私的契約、民法ですね、商法契約、そして先ほど説明しましたけれども、経済契約を並列させる考え方が明確になってきたときに、民法は一般法であり、商法は特別法であるという立法の方が役に立つということをより主張しなかったのでしょうかという質問であります。相手国の立法方針が要請主義だから、ここに絡めておりますが、つまり並列させるということだからということで支援しているのではないのかという疑問ということでもあります。

【森嶋】 ヴェトナムの場合について申しますと、経済契約法が先に出来たのは、外資を導入した段階で、外資会社が取引をするための経済契約法として、通常の契約法がまだできていない段階で特別のルールを作ったわけです。その意味で民法やその他の法律についての支援要請があったときには、既にそういうものが存在していたわけです。そこで、我々が民法のルールを提案していくに際して、法技術的にみて、既に存在する経済契約法とどのように調整するのかということを検討していくわけであります。相手から要請されたら何でもやるのでは、それこそストラテジーがないわけでありまして、相手国の要請はあくまでもプロジェクトをやるかどうかのきっかけでありまして、民法について支援する際に、経済契約法のルールと抵触があるのならば、相手方に十分説明しながら、我々の側から民商法の体系はどうあるべきかということ提言していくわけであります。例えば、カンボディアについて申しますと、ADB（アジア開発銀行）が融資をして担保をとるために土地法を先に作っております。この土地法は現在検討している民法のルールとは異なったルールを導入していますが、我々は、民法が出来た場合には土地法については修正する、ないしは土地法は私法のルールだけでなく、行政規制も入っていますから、その限度で土地法は私法ルールに関する部分を削除するという土地規制当局との間の了解の下でやっています。理念だけ突っ走って、おれのやりたいことはこうだというのではなくて、あくまでも政府間の開発援助という前提で、しかも法律の技術支援だということを出発点として、日本が持っている人材、資金でプロジェクトを最も有効に進めていくためにはどのような方法があるか、それを考えるのが一つの戦略であるわけです。

なぜ私が最近法整備全体についての戦略を考えようということを出したかと申しますと、実は WB（世界銀行）が最近ルール・オブ・ローという理念の下に各国の法整備事業を統一しようとしています。私の邪推かもしれませんが、世界の国をアメリカ型の裁判ルールに従わせようとしているのではないかと思います。そして、WB は、ルール・オブ・ローをそういう仕組みにすることの目標は貧困の解消であると言っていますが、果たしてアメリカ型の市場経済（自己責任原則）最優先ルールで途上国の貧困が解決できるのか、私は少なくともそういう前提で、WB がイニシアチブをとることに危惧の念を持っています。そ

れから、先ほどありましたリーガル・ニーズ・アセスメントというのものも、世界的なグローバル化の方向で法の改革を進めようとしているのではないかと思います。このような流れの中で、我々として最もいいものは何だろうかということを考えながら我々の戦略を構想しているということでもあります。ですから、理念論も結構ですし、そういうところではそういう議論をしなければならないことは十分分かりますけれども、少なくとも理念議論をするときに、現実に行っていることを十分に視野に入れた上で、現実に行っていることが理念の観点からみてどういう問題があるのかという議論を出すべきであって、要請主義とか戦略という言葉だけをつかまえて議論を先走りさせることに対しては、私は要請もしないし、私から見るとそういう議論の戦略は間違っていると思います。

【山下】 ありがとうございます。それから、同じく鈴木先生の方から鮎京教授に質問がきておりますので、すみませんが、御本人から簡単にお問い合わせいたします。

【鈴木】 非常に簡単な話なのですが、いわゆる法文化の違いというのはあります。ただし、それは押し付けになってはいけません。けれど、調和できそうなところは調和すべきだろうというのが私の考えで、それは今、森脇先生がおっしゃったところのいわゆる世界銀行の法整備支援の目的というのがあるわけです。多くの開発援助団体に共有される法整備支援の理解は、法の支配の普及が意味のある経済発展と不平等の減少を両立させるための根本的な前提条件である。これでよいのではないかとというのが私の考えるところです。ODA の理念とか、いろいろありますけれども、正に森脇先生が言われたように、もっと具体的に、現実に行っている法支配というのは英米法のものか、それとも大陸法のものか、日本のものか、その違いをもう少し具体的にやればいい話なので、あまり理念、理念と言うのは意味がないと思います。もっと言えば、意味のある経済発展のためには市場経済化があり、それから、不平等の減少のためには民主化や基本的人権の保障があるのだと考えればよいのではないだろうかというのが私の見るところです。現実に行っている日本の企業が現地のビジネスでやりやすくするための法整備支援という一つの大きな効果、それともう一つは日本の市民社会とか、日本人の個人とか、日本の国家セクターが現地の各社会セクターと交流しやすくするための前提条件が法の支配なのだと考えれば、それでよいのではないだろうか。もっと中身の手段の話とか、具体的な話をした方が役に立つのではないだろうかというのが私の考えなのですが、どうでしょうか。

【鮎京】 鈴木先生、ありがとうございます。今の問題にお答えする前に、森脇先生からも私の発言に対して幾つかお話がありましたので、そのことについて少しだけ私の考えを述べさせていただきます。

私も先生と同じように、私の先ほどの報告は ODA としての法整備支援について話したわけであって、学問としてのそれであるとか、あるいはさっきの議論で言えば、民間として行う法整備支援というふうに話したつもりはありません。それなるがゆえに私は ODA 大綱というものをあえて取り上げて、それをどういうふうに読み、解釈するのかということを書いたわけでありまして。繰り返しになりますけれども、憲法裁判所というふうに言ったのは一つの事例であって、例えば、ベトナムから要請される立法技術の問題というのは、実は統

治機構全体にかかわる問題を不可避的に含んでくるわけで、そうした場合に、日本の ODA としての法整備支援がそうした構造を持つ対象・問題のどこまでを受け入れ、どこから切っていくかという判断をどういう基準で行うかということが重要なのではなからうかということをお願いしたかったわけでありまして。そういう意味では、今の鈴木先生の御質問との関係なのですが、理念、戦略論というのは、私は個人的には重要だと思っておりますし、今回そういう議論をやるから、発言を準備せよということで私は準備したわけであって、これだけが重要だということであえて長々と続けているわけでは全くありません。

【山下】 多分、伺っておりますと、要請主義であれ、例えば、鈴木先生の森嶋先生への質問であれ、他のドナーとの協調をいう前に、日本の中で共通認識が全く出来ていないと感じます。そのためにこのような会があると言えはありますが、そういうことが少しでも解消されればよいと思っております。そういう意味で日本の中での協調ということで、UFJ 総研の土生さんの方から経済分野と法整備支援の法律分野に関する連携についての御質問がございますので、簡単に御説明願えますでしょうか。

【土生】 土生と申します。実は JICA の方で、市場経済化支援又は経済構造調整支援というものをアジアの重点国において行っておりまして、その経済政策を策定する支援において、私は今まで法政策又は既存法体系の調査を担当してきております。ただ、このような経済政策の策定支援というものは分野別に分かれておりまして、これが産業貿易部会、金融財政部会、IT 部会、農業部会等々に分かれているのですが、それぞれの部会長はほとんどが経済学部の先生方になっております。その中で、例えば、法政策又は法制度を担当する部会は存在しないわけです。経済政策には2種類がありまして、一つは方向性を示して市場の自主的な反応を促す側面と、もう一つは政府が制度改革を行うことを必要とするものがあると思うのですが、実際にこういった政策策定支援において政策の実施をするときには、当然のことながら透明性を持って実施されるべきと思うのですが、それを担保するのが制度変革を伴うような政策の場合には、立法化をすべき部分が多々出てくると理解しております。

それで、特に体制改革の場合、各部会が策定した政策提言を実行するに従って、関連する基本法又は手続法が存在しないか、不備であるという部分がたくさんあるのですけれども、こういうものを放置して、政策だけを策定・審議して、実施に結び付けていこうとすると、どちらかというところ独裁的又は権威主義的な政策実施に結び付いていってしまう可能性がある。法というものがすべての分野において経済政策の実施に必要とされていますから、今後、例えば、経済政策の策定支援において、現在のスキームのように経済学者の方々を中心とした部会のみで構成するのではなくて、こういった政策実施において必要とされる法制面での政策提言を担当する部会を設ける必要があるのではないかと私は考えております。今現在のはたまたま経済学部の担当している教授が、もしかしたらこの部分は法律の分析が必要ではないかということで個人的にピックアップされて、法律の部分を調査されるという感じになっているのですけれども、この部分をもう少し制度化して、経済政策の策定支援を実際に実施するに当たって、法を基盤として策定できるような連携というものを考えていただける余裕、又はこういった側面の検討を JICA として行っただけの余地があるでしょうか。これが

私の質問です。ありがとうございます。

【山下】 ありがとうございます。直接的には多分 JICA への質問だと思いますので、中野次長、答えをお願いいたします。

【中野】 私は経済学部出身で、エコノミストですので、どちらかと言うと経済政策支援の方が分かりやすいところがあるのですが、おそらく、今日のレジュメ(本誌118ページ参照)の中にも書きましたように、社会の構造なりを変えていくための支援を実施したときに、例えば、その提言とか、あるいは助言とか、示唆というものがどういう形で実現されるべきかということの御質問だろうと思います。提言はただ言いっ放しではだめなので、それに対する強制力を持つような一つの仕組みを作っていくべきではないか、それは法律ではないかというお考えなのだろうと思うのですが、ある点については賛成いたします。それから、そうした問題提起、日本が考える提言や助言が実現されることは非常に重要なことだと考えます。

ただ、具体的にいろんな場面を考えてみますと、提言の実現手段というのは多様で先ほど森脇先生も言及されたように、コンディショナリティーを作って、中小企業振興法を作らなければ、例えば、構造調整のためのお金は貸しませんとか、国営企業改革をしなければ、あるいは民営化を図らなければ、世銀や国際金融機関は資金を出しませんという条件を付けて、政策実現を目的に支援するという段取りも国際金融機関は採用しているわけですから、そうしたアプローチもあるということだと思います。ただ逆に、例えば、リンケージという言葉がありますが、これもネガティブリンケージとポジティブリンケージという格好で、そういうことをすればよりたくさん支援を差し上げますよという形で、日本や韓国が北朝鮮に対する太陽政策の形で、できるだけ相手方の肯定的な行動を促すようなやり方もあるということです。

例えば、ヴェトナム経済政策支援の場合でも、1997年のアジアの経済危機のときに、ヴェトナム政府が一時的に国内産業を保護するために、非関税障壁を設定することによって制限的な貿易を図ろうとしたことがあったわけですが、このときは当時の提言の仕組みが日本側の石川先生が党の幹部に助言ができる立場にあったので、短期的にはこうした政策が必要であるかもしれないけれども、政策を硬直的にしたのでは必ずヴェトナムの経済に支障がありますと、短期的にその方策はやむ得ないけれども、長期的には関税を下げ、関税の代わりに、例えば付加価値税を導入する政策とした場合もあります。必ずしも法律を制定することではなくて、その国の意思決定メカニズムにどう働き掛けるかということだと思います。同じく、宮沢構想という形で、大量のお金が日本から支援に回ったわけですが、このときも40項目ぐらいのコンディショナリティーに似たものがヴェトナム政府に課されましたが、この場合にはある程度、選択的にヴェトナム側に都合のいいところは実施されましたが、都合の悪いところはいまだに手付かずで残っている項目もありますので、一概に言えないということがあると思います。

それから、ミャンマーについても、今現在、提言完成の時期に来ていまして、ミャンマーの為替の二重構造を是正しませんとうまくいかない、あるいは国営企業改革を断行しませんとうまくいかないという形で、そうした改革を提言するわけですが、現在は提言と提言を实

施するための支援を切り離して考えております。というのは、向こうの政府としても、たくさん改善を言われても何もかもすぐにはできないということもありますから、それぞれの問題に対して対処の仕方が違っているということです。ただ、今日のレジュメの中でも申し上げたように、こうした改革の支援ないしはそれを促す努力というのは短期間ではできませんので、それが持続性があるかどうか、あるいは構造的に変革されるかどうかというのは別問題だと思います。我々はベトナムと同じように、ミャンマーでもラオスでも息長く支援していくということと、政策提言の協力は一応完了しても相手方との対話がつながっているような状況を作り上げておきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、日本センターが経済政策支援の提言の継続的な対話のチャンネルになったり、あるいは法整備支援でも息長く継続していけるようなチャンネルとしてうまく設立されれば、今後そうした問題は改善されるのではないかと考えております。

完全ではないですけども、それが今の私どもの考え方でございます。

【山下】 少し整理させていただきたいのですが、土生さんの質問では政策実施において必要とされる法制面での政策提言も必要で、これを実行するに当たって、関連する基本法あるいは手続法が存在しないという問題があるということです。一方で経済学者ばかりでやっている部会があり、これを解消する法制面での政策提言を担当する部会が必要だというのは、法律分野、今、我々が言葉で言っている法整備支援に通常携わっている、民商事法に携わっている法律分野の専門家の人たちと経済分野の専門家を合体したような部会も必要ではないかというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【土生】 おっしゃるとおりです。

【山下】 そうすると、法整備支援に携わる人は、またまた要求が来ることにはなりますが、その件で何かありますでしょうか。

【新美】 そういう意味では興味のある提案ですけども、我々現実に法整備支援に携わっている者としてはかなり困難な注文だと思います。と申しますのは、経済分野での政策提言、経済学者がなされるものはほとんどサポーズ、サポーズ、サポーズということで、かなり所要の条件を絞ってきています。ところが、法律家にとってみれば、そのサポーズが大事なのです。ですから、経済学面から出てくる提言を法律にプロットするときには、ほとんど不可能な場合が多いのです。その一番よい例が、カンボディアとかベトナムで担保取引法の提案があります。これは ADB が提案しております。その中で見てみますと、ある債務者について、すべての財産はバンクローンが優先的に担保価値を把握できるから、これを認めると言ってくるわけです。そういうものは確かに銀行ローンからしてみれば極めて効率的ですし、好ましいものです。しかし、それをやりますと、それぞれの国内における動産取引が完全に萎縮してしまうわけです。そういうものを調整してやるのが法律論なわけですので、そこまで経済学の方で提案されるならば、法律家も十分乗る余地はあるということです。

【田中】 私は土生さんの御意見に賛成で、中野次長がおっしゃったような難しいお話ではなくて、ラオスに行きましても経済の方と法整備の方と両方あるのですけれども、スキームとして交流するというものは特に設定されておりませんで、簡単に言えば、経済政策支援

のために経済学部で経済関係の法律を教えよう、教科書も作ろうというプロジェクトをしておられて、それを何も知らずに法整備支援が始まっているのです。そういうばかげた重複はやめましょうという卑近な話から、もう少し経済政策支援と法整備支援は当然兄弟のように協力し合うべきであるという前提をまず JICA の方でも持っていて、定期的に今何をしておられますかとか、何か協力し合えるようなことがありますかというような話し合いができる、又は情報交換できる場が当たり前のようにあつてしかるべきであり、法整備支援に経済学部の人にも時々は来てもらうとか、常駐すべきかどうかは難しいかもしれませんが、もっと簡単に情報交換できる場があるべきだという素朴な気持ちを常に持っております。今、新美先生がおっしゃったような ADB の提案にはなかなか難しいかもしれませんが、それを日本がやっている場合もあるわけですから、日本の国内同士で、又は同じ機関同士でそれぞれ情報交換がない状態というのはよくないという、もっとちゃんと情報交換しましょうということを言いたいのです。

【土生】 少し補足させていただくと、例えば、非常に卑近な例で、ベトナムで民間企業を振興しなければいけないということになったときに、それを可能とするような、ベトナムでは企業法と言っていますけれども、会社法を作ったわけです。ただ、会社法を作った後も企業の登記数が全然増えない。なぜだろうとベトナム当局はいろいろ悩んでいたのですけれども、それは当然なのですが、会社法はできたのですが、いわゆる会社を登記する登記法がなかったのです。例えば、こういう側面で民間企業の数を増やしましょうというときに、会社法を作れば民間企業が増えるのではなくて、それにかかわる手続というものも制定しなければならないし、その手続を担う機関も育成しなければならない。この部分というのは、例えば、経済学者中心の部会の場合には、会社をたくさん作って、民間企業振興をなさいと言うのですけれども、会社そのものを成立させるような法律が不備な場合にはなかなかそれが達成できない。こういう例もあるわけです。だから、その部分で、例えば、経済政策策定支援をする部会の中に法制度を法政策として提言していけるような部会が、もししたら、必要じゃないのかなというのが、私の現場からの感想ということです。

【新美】 今のお話はそのとおりなのですが、もう一つ言いますと、登記手続ができれば登記するかと言うと、これも望みが薄いのです。というのは、ベトナムで家屋の登記制度を作ったのですが、登記料がべらぼうに高いものですから、だれも登記しないという状況があるわけです。そうしますと、制度を用意したけれども、費用がどれだけかかるのかということもきちんと押さえないとできませんし、ベトナムの場合、カンボディアもそうですが、基本的には国民の大多数が税金を払わないという国なわけですので、それを前提にしてそういった登録システムをどう整備するかというのは、これは法整備の問題でもあろうし、経済の問題でもありますけれども、その辺も読んでおく必要があるだろうと思います。

【中野】 田中さんがおっしゃっていただいたことは、現地でも国内でもそうした情報を交換し合いながら、相乗効果といいますか、ポジティブシナジーを働かせることは当然のことで、アジア第一部の中でも次長職がフォーカルポイント、情報のクリアリングハウスの機能を受け持っていますので、今後とも努力をしていきたいと思っています。それからもう一つ、

部会を設けるかどうかということについては、ヴェトナムで土生さんにも入っていただいた、あるいはミャンマーでも土生さんに入っていただいたということで、相手国政府の法律や制度がどうなっているかということについては、私どもは関心があるのですけれども、ただ提言を法律で実現するか、異なった形で実現するかという点については更に検討を重ねたところもありますので、御批判はあるかもしれませんが、意識を持って今後とも取り組みたいと思っております。

【河本】 先ほど議論されていた理念の問題を私の担当しました会社法とか、証券取引法の分野に当てはめてみたいと思うのですけれども、証券取引法までやるのかと実は思ったぐらいなんです。ところが、現在の日本の証券取引法は精密極まるものになっているわけです。証券六法だけでも10センチ近くある。それを向こうに教えてみたって意味がない。それで、結局、証券取引についてデクレができていましたので、それを翻訳したものを我々が逐条調べて、我々のコメントを付けましょうということになりました。3日ほどもらいましたので、実務家にも協力してもらってこれをやったのです。それを向こうがどういうふうにしやくしたのか、まだ答えは聞いておりませんが、これなどはとてもこちらから日本の証券法を食べなさいというような状況ではないのです。向こうが考えておるものを、これはおかし、ここは将来のことを考えたらこうなさいということしかできないのではないかと。

次にこのような仕事の協力者として、このときに、弁護士の話がさっきあったけれども、学者の中でもどうしてこれを養成するか。実はヴェトナムの証券取引を読んでも私は少しも賢くならんのですよ。これを若い者にやれなんていうことは絶対言えない。そこで、だれがやるのだとなると、我々みたいなロートルがやるということになる。私は名古屋大学が非常にうらやましいのは、あそこでこういう仕事をなさることがその方にとっては学者としての業績になるという体制になっているのでしょう。今日も、御覧になって分かりますように、私は、私の関係している研究会で30人ほどの神戸大学、京都大学その他の大学の学者に今日の案内状を配ったのです。何人出てきていますか。出てきてない。関心がないのですよ。そうなりますと、一体学者のトレーニングをどうするか。こちらの担当官に頼まれて、この講義をだれか適当な人に頼んでくれと言われる。名前を挙げるとその先生はあかんと言うのです。話がものすごく下手だという。そうすると、その方にはお願いできませんしね。

だから、それぞれ分担して、しゃべれと言われるのだけれど、本当に何が要るのか、向こうに、何を教えたらええんだということについての全体をコントロールするというものがないのです。民法、訴訟法では成果を上げられましたけれども、これからいよいよ市場経済の話になると会社法、証券取引法と来るのですが、これを一体どうして、だれが対応していくのか、これは私の実際の経験から見まして、非常に難しい問題だと思っておるのであります。

【山下】 ありがとうございます。河本先生のように経験があると何も賢くならないということになるかもしれませんが、私のような者からすると、例えば、実務家にとって何が役に立つかという、日本法がどうやって育ってきたのかとはたと考える機会にはありません。ですから、河本先生がおっしゃる若い人と私がいう若い人はまず層が違うと思いますが、若い人をまず巻き込むことが必要なのではないかと私は実は思っております。

それで、先ほど手を挙げられました森島先生にお願いいたします。

【森島】 河本先生の御発言の一つ手前の話になりますが、ベトナムで一橋大学の石川先生が経済政策についてベトナム政府に助言をしておられたのですが、そのときに、JICAでベトナムの経済政策に関して会議を開いたことがありました。この会議に私は出ました。この会議の成果が直ちに法整備の作業と結び付いたわけではありませんけれども、市場経済ということで経済学的なアプローチをしておられるチームがある場合に、法律チームとの間で情報を相互に交換しておいた方がよいと思いました。先ほど御提言のあったような部会を作るのがいいかどうかは別として、会社の登記もそうですけれども、ほかの登記制度がどうなっているのかということも、経済の方に知っていただくとよいこともあるかもしれません。先ほど中野さんはクリアリングハウスとおっしゃったけれども、しょっちゅう情報交換するのはお互いに大変ですが、JICAの方で、そういう情報交換の機会を作っていたければと思います。

【山下】 ありがとうございます。そろそろ時間がまいりましたので、欲求不満がたまる、このままでは帰れないという方がいらっしゃいましたら、あとお一人質問をお受けしたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、進行役を務めました役目上、簡単にまとめさせていただきます。

理念につきましては、ODA大綱が基本になるであろうと分かりました。それから、対象分野、対象国などいろいろな議論はあります。ただ、要請主義という言葉も問題になって、その理解もなかなか一様ではないということがまず分かってきましたし、誤解している方もいるということも分かってきたのだと思います。法整備支援と言うと、法律だけ作るのではないかと受け取られがちなのですが、そうでもないということは我々のパンフレット、あるいは日ごろの活動、皆さんの発言から分かるかと思います。ですから、要するに言葉が一人歩きするおそれがありますので、その言葉にとらわれなくて、国内でもお互いによく意思疎通をする必要がある、それが第1点だと思います。

それから第2点は、同じことですけれども、経済分野と法整備分野のリンクもあまりないではないかという点です。部会と言うと、確かに何か大きな制度を作らなければならないような感じになりますけれども、風通しをもっとよくした方がよいのではないか。そういう意味ではJICAが同じようにやっているのですから、お互い風通しがよくなるようにやっていただくと非常に有り難いということになります。

それから、人材確保が問題であって、今、日本が法整備支援の経験を培ってきたとは言え、体制は整っていないということです。多分、どの機関でも整っていないのだと思います。2000年の段階で比較法学会でも報告されておりますけれども、個人のボランティアのような協力、個人に頼っているところがまだまだあるのではないか。これを今後どうするのだということになりますと、体制作りが整っていないということが必ず出てきます。整っていないなら整えようという発言を本日は期待したのですが、その発言は、多分、時間がなかったせいだと思いますが、出てきませんでしたので、今後はそういう体制作りをそれぞれの機関が風通しをよくして進めていくことが求められるのではないかという方向性だと思います。もちろん

提言型という話もありましたので，形式的要請主義にとられる必要はないということになるかと勝手にまとめさせていただきます。

もっと重要なまとめはこの後でございますので，よろしくお願いいたします。皆さん，御協力ありがとうございました。

## 所 感

### 法務省特別顧問 三ヶ月 章

【司会】 パネリストの皆様，どうもありがとうございました。ここまで予定どおり進行しておりました，17時15分になりました。

ここで，私の資料にありますとおし肩書を御紹介申し上げます。

元法務大臣，法務省特別顧問，財団法人国際民商事法センター特別顧問，日本法律家協会副会長，日本ローエイシア友好協会会長，日本学士院会員，東京大学名誉教授，まだまだあろうかと思いますが，であります三ヶ月章先生を御紹介申し上げます。これから本日の総括と御感想などを頂戴いたしたいと存じます。

三ヶ月先生，どうぞ前の方へお願いいたします。

【三ヶ月】 大変な御紹介をいただきました三ヶ月章でございます。私のところに最初に



配布されました，こういうことを頼みたいという文書には，17時15分から「所感及び閉会あいさつ」ということになっております。ところが，今日受け取りましたブルーのペーパーによりますと，いつの間にかこれが変わりがまして，「総括及び所感」ということになっております。これは皆さんも感じておられると思いますけれども，本日の会議の総括などということはそう生易しいものではありませんので，総括という語は2種類の表記のうち片方しかないから，これは落とさせていただきます。それから，閉会の辞というのも片方しかございませんので，これも落とさせていただきます。

そうすると，残りますのは「所感」ということだけです。そこで，本日の会にずっと参加させていただきました者の一人としての「所感」を述べさせていただくということで，私の責めを果たしたいと存じます。

初めに，極めて一般的なことから申し上げさせていただきますが，実はこの連絡会に初めてお出ましになった方も随分いらっしゃって，これは大変な会だなど思われたと思うのですが，これは4回目です。私はたまたま法務省特別顧問という資格によりまして，第1回るときからこれの運営の企画あるいはその組立て方，そういうことについて相談に乗ってまいった者です。

実は，一番初めのときはどんなことであつたかと申しますと，法整備支援とか何とかということではなしに，それぞれのグループ，例えば，日中法律家友好協会であるとか，ローエイシアだとか，あるいは日韓法律研究会とか，こんなものがばらばら幾つもございます。日本法律家協会の国際協力委員会というのもあります。そういうものが幾つもあるのですが，同じような方向に向かっているようでありながら全然横の連絡がない。これはちょっと問題ではないだろうかということで，実は初めの3回ぐらいのところまでは，そういう各団体の出席を半ば強制的にいたしまして，出ていただきました。自分のところはこんなことをやっている，君のところはそんなことをやっているのかと，そういう情報交換といえますか，自己宣伝といえますか，そんなことをしてもらいました。それでも何も連絡の全くないよりは

いいだろうということで始めましたが、大体1回目で、それから2回目、3回目とそういう形式を踏襲してまいりました。そして、その場合も、場所も東京の法務省の地下室でちょこちょこやっていたのが実情でしたが、今回、すなわち第4回を境といたしまして、がらりと形及び内容が変わってまいったというのが私の所感でございます。どういうことかと申しますと、たまたま2001年、今まで法務総合研究所の中の総務企画部というところの一つの仕事としてやっておりました国際協力関係の事業を、国際協力部として一つの部に昇格させたのです。法務大臣としての経験から申しますと、今のこの時世に一つの部局を新しく創設する、そして、それに人員を配置する、予算を付ける、これは大変難しいことですが、そういう難しさを克服いたしまして、新しく国際協力部というものが生まれたわけですが、それと時を同じくいたしまして、これだけ立派な会議場を持ってありますこの建物の中に、国際協力部が移ってまいりまして、言わばそういう新しい国際協力部と、それからこの建物のお披露目という意味も兼ねましたのが、この第4回の今回の連絡会でして、私のように第1回からずっとタッチしてまいりました者といたしましては、本当によくここまで来たものだという感を新たにするわけです。そういうことが一般論でございまして、あと多少一つ一つの問題について所感を申し上げさせていただきます。

今回の一つの特徴は、まず冒頭に、主催者であります国際協力部と JICA の責任者の方が今までの過去の業績を踏まえ、将来の展望を正式に表明されました。これは今までの連絡会にはないことです。同時に、それは皆様といたしましても、ああ、そうか、国際協力部というのはこういうことを今までやってきたのか、それから JICA は法整備支援という面でどんなことをやってきたのかということ非常に正確に、かつ感銘深く受け取られたのではないかと感じるわけでありまして。この冒頭のあいさつはこれまでの過去の経緯及び将来の展望と、誠に要領のよい御説明でして、繰り返しますけれども、皆さんも大きな感銘を受けられたことと存じます。それに引き続きますところのロック前司法大臣の講演ですが、これは支援を受ける国から見た、先ほどのお二方の冒頭の講演で触れられました問題点をどう受け止めておられるかということ、一国の司法大臣経験者という立場から述べられたものでありまして、このことの意味は極めて大きく、こういうふうなところで述べられましたことは、本会の主催団体のこれからの計画の実行に当たりまして、大きな指針の一つとなるものと私は感ずるのです。

こうした冒頭のごあいさつ、あるいは報告と申しますか、それとロック前大臣の講演、それに引き続きますところの、本日の一番の主眼である法整備支援の具体的な体験の一番豊富な竹下、森島両報告者の経験に裏付けられた報告は、初めてお耳にされる方にとりましてはそんなことがもう何年も続いているのかと、おそらく非常に驚かされた点もあるかと思いません。言わば現在及び将来の展望ということにつきまして、これまでは必ずしも適切な情報開示と申しますか、情報の提供がなされていなかったという欠陥を完全に補いまして、今後の課題を明らかな形で提示されましたことは、非常に貴重なことであります。おそらく皆さんも JICA 及び法務省の国際協力部の今後の仕事について評価を新たにされると同時に、非常に感銘を受けられたのではなかろうかと存ずるわけです。これは同時に、この次以降のこの

連絡会の運営の仕方につきましても、第4回のこの経験というものが大きく広げられ、また深められていくものと私は信じておる次第です。

先ほども少し述べましたように、発足当初からこの連絡会に関係してまいりました一人の老学者といたしまして、本日の講演を担当された方、パネリストとして御意見を述べられた言わば現役の同学の方々の皆様に、心から感謝の念と敬意を表明したいと存じます。それと同時に、本日、御参会の皆様方も、今日のお話を伺いまして、なるほど、そういうふうな仕事が今日本の法律に携わる者にとって一つの課題として現実化しているのだという認識をもし新たにされたとするならば、どうぞ遠慮なく手を挙げられまして、自分もそこに入りたいという形で、こういうふうな国際協力部の事業なり、JICAの法整備支援の仕事などについて御協力をいただければ、誠に有り難いことでもあります。それともう一つ忘れてはなりませんことは、今回も、先ほど申しましたように、冒頭のあいさつ、支援対象国の責任者の発言、それに続きます基調講演、パネルディスカッションと並んで、広範かつ適切なクエスチョネアを作られて、その回答を集めて分析され、それを公にされたということもまた極めて大きなことです。その点で、田中教官がなされました分析の発表につきまして、私は高い評価をさせていただきたいと思うのです。率直に申しまして、この新しい庁舎での仕事から1年の間に、これだけのクエスチョネアを各方面に発して、そして今日、配付資料の中にございますような形での見事な整理を成し遂げられたということについて、私は深い感銘を受けるのです。少し時間が足りなかったこともありまして、田中教官は必ずしも意を尽くされなかった点があるということを押聴しておりまして非常によく分かったのですけれども、この報告で利用された各パネルは、どうぞ皆様、各人がそれぞれの立場で一つひとつと考えていただきたいことだと私は思います。これは、実は、日本の法律家、法律学者が直面したことの無い全く新しい面をこれから開いていくのに非常によい手掛かりとなる整理であろうと思います。そういうことを付け加えさせていただきます。

最後でございますが、これは本連絡会とは直接関係のないことですが、実は私を紹介するこのパネルの下の方に、小さくローエイシア友好協会とか、ローエイシア東京大会という言葉が出ておりまして、主催者の方からも、せっかくここに載せたのだから、一言宣伝しなさい、よろしいよ、ということでしたので、お言葉に甘えまして申し上げさせていただきますが、実は、この肩書がここに書かれただけじゃなしに、皆さんのお手元にローエイシア友好協会です出したニューズレターが渡されておると思います。これを読んでいただきますと、実は2003年の9月に非常に大掛かりなNGOのアジアの法律家の国際大会が開かれることになっておりまして、ただいま私はここにある肩書のゆえに一所懸命そのために奔走しているわけです。

どうぞ本日の会議を契機といたしまして、アジアにおける法律家の相互理解あるいは法律家の交遊、法律家同士の友情について興味をお持ちの方ならば、本日の会議の議題となっております国、すなわちオフィシャルな立場での交流の対象になっている国以外にも、国の関与のないNGOとしての活動に徹底している一つの組織があつて、それがこのニューズレターに書いているような形で今年の秋に大会が開かれることになっておりますということ

お披露させていただきまして、せっかくパネルに書いていただきましたことですので、お許しを得ておしまいにつけ加えさせていただいた次第です。

初めにいただきました要望には閉会の辞というものも入ってございましたけれども、これは落とさせていただきまして、これは主催者の方にバトンをお渡しさせていただきます。どうもありがとうございました。

【司会】 大変ありがとうございました。三ヶ月先生から所感を頂戴いたしました。

これをもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。長時間の御参加、誠にありがとうございました。議事進行への御協力、改めて感謝申し上げます。

また、今日の模様は近いうちに私ども国際協力部の ICD NEWS で御報告できるのではないかと考えております。今後とも法整備支援に御理解と御支援を頂戴いたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

長時間本当にどうもありがとうございました。

( 閉 会 )